

調査結果報告書

関税・外国為替等審議会
関税分科会特殊関税部会
財 務 省 関 税 局

目次

1 総論.....	- 1 -
1-1 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄又は型式、特徴及び供給者又は供給国.....	- 1 -
1-1-1 品名	- 1 -
1-1-2 銘柄又は型式.....	- 1 -
1-1-3 特徴	- 1 -
1-1-4 供給者又は供給国.....	- 1 -
1-2 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）	- 1 -
1-2-1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項	- 1 -
1-2-2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項.....	- 1 -
1-3 調査の対象とした事項の概要.....	- 2 -
1-3-1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項	- 2 -
1-3-2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項.....	- 2 -
1-4 調査の経緯	- 2 -
1-4-1 課税申請及び調査開始.....	- 2 -
1-4-2 確認票及び質問状の送付並びに回答の状況.....	- 3 -
1-4-2-1 供給者への質問状等の送付等	- 4 -
1-4-2-2 輸入者への質問状等の送付等	- 5 -
1-4-2-3 本邦生産者への質問状等の送付等	- 6 -
1-4-2-4 産業上の使用者への質問状等の送付等	- 6 -
1-4-3 質問状回答書の不備に対する確認の送付等.....	- 7 -
1-4-4 追加質問状の送付等	- 7 -
1-4-4-1 追加質問状の送付	- 7 -
1-4-4-2 追加質問状回答書に対する確認事項の送付等	- 8 -
1-4-5 その他の質問状等の送付等.....	- 8 -
1-4-5-1 供給者に対する質問状等への回答に関する確認.....	- 8 -
1-4-5-2 輸入者に対する再度の追加質問状の送付等.....	- 8 -
1-4-5-3 申請者に対する質問状の送付等.....	- 9 -
1-4-6 代替国に係る選定通知の送付等.....	- 9 -
1-4-7 代替国候補の生産者への質問状等の送付等.....	- 10 -
1-4-8 証拠の提出及び証言	- 11 -
1-4-9 対質の申出.....	- 11 -

1-4-10	意見の表明	- 11 -
1-4-11	情報の提供	- 14 -
1-4-12	現地調査	- 14 -
1-4-12-1	供給者及び本邦生産者に対する現地調査の実施	- 14 -
1-4-12-2	代替国生産者に対する現地調査の実施	- 15 -
1-5	秘密の情報	- 15 -
1-6	証拠等の閲覧	- 16 -
1-7	開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘	- 16 -
1-8	新たに判明した直接の利害関係人	- 16 -
1-9	知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用	- 17 -
2	不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項	- 17 -
2-1	総論	- 17 -
2-1-1	不当廉売差額の基本的考え方	- 17 -
2-1-2	正常価格の算出の基本的考え方	- 18 -
2-1-3	調査対象貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方	- 19 -
2-1-4	輸出価格の算出の基本的考え方	- 19 -
2-1-5	端数処理の基本的考え方	- 20 -
2-2	韓国の供給者	- 20 -
2-2-1	供給者	- 20 -
2-2-2	韓国 UNID	- 21 -
2-2-2-1	正常価格	- 21 -
2-2-2-2	本邦向け輸出価格	- 24 -
2-2-2-3	通貨の換算	- 25 -
2-2-2-4	不当廉売差額率	- 25 -
2-2-3	その他の韓国の供給者	- 26 -
2-2-4	韓国の供給者の不当廉売差額率	- 26 -
2-3	中国の供給者	- 26 -
2-3-1	供給者	- 26 -
2-3-2	代替国候補の選定	- 27 -
2-3-3	中国 OCI	- 27 -
2-3-3-1	正常価格	- 28 -
2-3-3-2	代替国の正常価格	- 28 -
2-3-3-3	本邦向け輸出価格	- 28 -
2-3-3-4	通貨の換算	- 28 -
2-3-3-5	不当廉売差額率	- 29 -

2-3-4	その他の中国の供給者	- 29 -
2-3-5	中国の供給者の不当廉売差額率	- 29 -
2-4	不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項についての結論	- 29 -
3	不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項	- 30 -
3-1	同種の貨物の検討	- 30 -
3-1-1	物理的及び化学的特性	- 30 -
3-1-2	製造工程	- 31 -
3-1-3	流通経路	- 31 -
3-1-4	価格の決定方法	- 31 -
3-1-5	用途	- 31 -
3-1-6	代替性	- 32 -
3-1-7	貿易統計上の分類	- 32 -
3-1-8	同種の貨物の検討についての結論	- 32 -
3-2	本邦の産業	- 32 -
3-3	累積的な評価	- 33 -
3-3-1	累積的な評価	- 33 -
3-3-2	当該輸入貨物の供給国、不当廉売差額、輸入量及び競争状態	- 34 -
3-3-2-1	当該輸入貨物の供給国	- 34 -
3-3-2-2	当該輸入貨物の不当廉売差額	- 34 -
3-3-2-3	当該輸入貨物の輸入量	- 34 -
3-3-2-4	原産国の異なる水酸化カリウムの中の競争状態	- 34 -
3-3-3	中国産輸入貨物を累積的に評価することの検討	- 36 -
3-3-3-1	中国産輸入貨物を累積的に評価することに関する意見	- 36 -
3-3-3-2	中国産輸入貨物を累積的に評価することに関する意見の検討	- 37 -
3-3-4	結論	- 37 -
3-4	当該輸入貨物の輸入の増加及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響	- 37 -
3-4-1	当該輸入貨物の輸入の増加	- 37 -
3-4-2	当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響	- 39 -
3-4-3	当該輸入貨物の輸入の増加及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論	- 40 -
3-5	当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響	- 41 -
3-5-1	販売	- 41 -
3-5-2	利潤	- 42 -
3-5-3	生産高（生産量）	- 42 -

3-5-4	市場占拠率.....	- 43 -
3-5-5	生産性.....	- 44 -
3-5-6	投資収益.....	- 44 -
3-5-7	操業度（稼働率）.....	- 45 -
3-5-8	資金流出入（キャッシュフロー）.....	- 46 -
3-5-9	在庫.....	- 46 -
3-5-10	雇用.....	- 47 -
3-5-11	賃金.....	- 47 -
3-5-12	成長.....	- 47 -
3-5-13	資金調達能力.....	- 48 -
3-5-14	投資.....	- 48 -
3-5-15	国内価格に影響を及ぼす要因.....	- 49 -
3-5-16	不当廉売価格差の大きさ.....	- 51 -
3-5-17	当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論.....	- 52 -
3-6	不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論.....	- 53 -
4	因果関係.....	- 54 -
4-1	当該輸入貨物の輸入による影響.....	- 54 -
4-2	当該輸入貨物以外による影響.....	- 54 -
4-2-1	第三国からの輸入の量及び価格.....	- 54 -
4-2-2	需要の減少又は消費態様の変化.....	- 55 -
4-2-2-1	需要の変化.....	- 55 -
4-2-2-2	消費態様の変化.....	- 55 -
4-2-2-3	消費態様の変化等に係る意見の検討.....	- 56 -
4-2-2-3-1	産業上の使用者の購買行動の変化等に係る意見.....	- 56 -
4-2-2-3-2	産業上の使用者の購買行動の変化等に係る意見の検討.....	- 57 -
4-2-2-3-3	供給安定性に係る意見の検討.....	- 58 -
4-2-2-4	消費態様の変化の結論.....	- 59 -
4-2-2-5	需要の減少又は消費態様の変化の結論.....	- 59 -
4-2-3	外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行、並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争.....	- 59 -
4-2-4	技術の進歩.....	- 59 -
4-2-5	本邦の産業の輸出実績.....	- 59 -
4-2-6	本邦の産業の生産性.....	- 59 -
4-2-7	原材料価格の上昇等及び価格転嫁の困難性.....	- 60 -
4-2-7-1	電気料金の上昇等に係る供給者等からの意見.....	- 60 -

4-2-7-2	塩化カリウム調達価格に係る供給者等からの意見	- 60 -
4-2-7-3	価格転嫁の困難性に係る供給者等からの意見	- 60 -
4-2-7-4	原材料価格の上昇等及び価格転嫁の困難性に係る申請者からの意見	- 61 -
4-2-7-5	原材料価格の上昇等及び価格転嫁の困難性の検討	- 61 -
4-2-8	その他の要因	- 63 -
4-3	因果関係に関する結論	- 63 -
5	仮の決定に対する反論及び再反論等、並びにこれらに係る調査当局の見解	- 63 -
5-1	調査の経緯に関する事項	- 63 -
5-1-1	仮の決定と仮の決定の基礎となる事実の開示	- 63 -
5-1-2	暫定措置	- 64 -
5-1-3	新たに判明した直接の利害関係人	- 64 -
5-1-4	仮の決定に対する利害関係者からの意見等	- 65 -
5-1-5	秘密の情報	- 65 -
5-1-6	証拠等の閲覧	- 65 -
5-2	「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に係る反論等の検討	- 66 -
5-2-1	韓国 UNID からの反論等の検討	- 66 -
5-2-1-1	韓国 UNID からの反論等	- 66 -
5-2-1-2	韓国 UNID からの反論等に対する再反論等	- 68 -
5-2-1-3	韓国 UNID からの反論等に係る検討	- 68 -
5-2-2	中国産輸入貨物の税率の算定方法等に関する反論等の検討	- 72 -
5-2-2-1	中国産輸入貨物の税率の算定方法等に関する反論等	- 72 -
5-2-2-2	中国産輸入貨物の税率の算定方法等に関する再反論等	- 73 -
5-2-2-3	中国産輸入貨物の税率の算定方法等に関する反論等の検討	- 73 -
5-2-3	代替国の選定に関する反論等の検討	- 74 -
5-2-3-1	代替国の選定に関する反論等	- 74 -
5-2-3-2	代替国の選定に関する再反論等	- 74 -
5-2-3-3	代替国の選定に関する反論等の検討	- 75 -
5-3	「3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」に係る反論等の検討	- 75 -
5-3-1	同種の貨物等に関する反論等の検討	- 75 -
5-3-1-1	同種の貨物等に関する反論等	- 75 -
5-3-1-2	同種の貨物等に関する再反論等	- 76 -
5-3-1-3	同種の貨物等に関する反論等の検討	- 76 -
5-3-2	中国産輸入貨物の損害に与える影響に関する反論等の検討	- 78 -
5-3-2-1	中国産輸入貨物の損害に与える影響に関する反論等	- 78 -
5-3-2-2	中国産輸入貨物の損害に与える影響に関する再反論等	- 78 -

5-3-2-3	中国産輸入貨物の損害に与える影響に関する反論等の検討	- 78 -
5-3-3	中国産輸入貨物の累積評価に関する反論等の検討	- 79 -
5-3-3-1	中国産輸入貨物の累積評価に関する反論等	- 79 -
5-3-3-2	中国産輸入貨物の累積評価に関する再反論等	- 79 -
5-3-3-3	中国産輸入貨物の累積評価に関する反論等の検討	- 80 -
5-4	「4 因果関係」に係る反論等の検討	- 80 -
5-4-1	消費態様の変化等に関する反論等の検討	- 80 -
5-4-1-1	消費態様の変化等に関する反論等	- 80 -
5-4-1-2	消費態様の変化等に関する再反論等	- 81 -
5-4-1-3	消費態様の変化等に関する反論等の検討	- 81 -
5-5	仮の決定を支持する意見	- 81 -
5-6	仮の決定に係る反論・再反論等の検討についての結論	- 82 -
6	重要な事実に対する反論及び再反論等、並びにこれらに係る調査当局の見解	- 82 -
6-1	調査の経緯に関する事項	- 82 -
6-1-1	最終決定の基礎となる重要事実の通知	- 82 -
6-1-2	韓国政府との面談	- 83 -
6-1-3	重要事実に対する利害関係者からの意見等	- 83 -
6-1-4	秘密の情報	- 83 -
6-1-5	証拠等の閲覧	- 83 -
6-1-6	約束の申出等	- 83 -
6-1-7	調査期間の延長	- 84 -
6-2	「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」等に係る反論等の検討	- 84 -
6-2-1	韓国 UNID からの反論等の検討	- 84 -
6-2-1-1	韓国 UNID からの反論等	- 84 -
6-2-1-2	韓国 UNID からの反論等に対する再反論等	- 86 -
6-2-1-3	韓国 UNID からの反論等に係る検討	- 86 -
6-2-2	韓国政府からの反論等の検討	- 90 -
6-2-2-1	韓国政府からの反論等	- 90 -
6-2-2-2	韓国政府からの反論等に対する再反論等	- 91 -
6-2-2-3	韓国政府からの反論等に係る検討	- 92 -
6-3	「3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」等に係る反論等の検討	- 95 -
6-3-1	同種の貨物等に関する反論等の検討	- 95 -
6-3-1-1	同種の貨物等に関する反論等	- 95 -
6-3-1-2	同種の貨物等に関する再反論等	- 96 -

6-3-1-3	同種の貨物等に関する反論等の検討.....	- 97 -
6-3-2	本邦産同種の貨物の価格引き下げに係る根拠に関する反論等の検討	- 98 -
6-3-2-1	本邦産同種の貨物の価格引き下げに係る根拠に関する反論等	- 98 -
6-3-2-2	本邦産同種の貨物の価格引き下げに係る根拠に関する再反論等.....	- 98 -
6-3-2-3	本邦産同種の貨物の価格引き下げに係る根拠に関する反論等の検討.-	- 99 -
6-4	「4 因果関係」等に係る反論等の検討.....	- 99 -
6-4-1	消費態様の変化等に関する反論等の検討	- 99 -
6-4-1-1	消費態様の変化等に関する反論等	- 99 -
6-4-1-2	消費態様の変化等に関する再反論等.....	- 100 -
6-4-1-3	消費態様の変化等に関する反論等の検討	- 100 -
6-5	重要事実を支持する意見.....	- 101 -
6-6	重要事実に係る反論・再反論等の検討についての結論.....	- 102 -
7	結論.....	- 102 -

注：【 】で囲んだ部分は、秘密情報に係る要約である。

1 総論

1 - 1 調査の対象とした貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄又は型式、特徴及び供給者又は供給国

1 - 1 - 1 品名

- (1) 水酸化カリウム（Potassium Hydroxide）

1 - 1 - 2 銘柄又は型式

- (2) 商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第 2815.20 号に分類される。

1 - 1 - 3 特徴

- (3) 水に溶解した液体品若しくは白色片状の固形物であり、主として、炭酸カリウムなどのカリ塩類の原料、化学肥料の原料、アルカリ電池の電解液、写真の現像液、無機化学の反応助剤、液体石鹼や洗剤の原料として用いられる。
- (4) 原材料である塩化カリウムを電気分解することにより製造される。種類としては、濃度が 48%以上の液体品及び濃度が 85%以上の固形品があり、固形品の多くはフレーク状であるが、一部ペレット状のものもある。また、ナトリウムなどの不純物を低減した純度の高い製品も存在する。

1 - 1 - 4 供給者又は供給国

- (5) 大韓民国（以下「韓国」という。）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）の生産者及び輸出者。

1 - 2 調査の対象とした期間（以下「調査対象期間」という。）

1 - 2 - 1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

- (6) 平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日まで（ただし、中国を原産地とする特定の種類の輸入貨物の生産者が明確に示すこととされている「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」¹については、生産者の会社設立の時から平成 26 年 12 月 31 日まで。）。なお、中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が明確に示すこととされている、当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において、当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実を、以下「市場経済の条件が浸透している事実」という。

1 - 2 - 2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

¹ 不当廉売関税に関する政令（平成 6 年政令第 416 号）（以下「政令」という。）第 2 条第 3 項

関する事項

(7) 平成 22 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日まで。

1 - 3 調査の対象とした事項の概要

1 - 3 - 1 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

(8) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関して、調査対象貨物と同種の貨物の正常価格（輸出国における通常の商取引における価格又はこれに準ずる価格）、調査対象貨物の本邦向け輸出価格、これらの正常価格と輸出価格との差額（ダンピング・マージン）、及びその他不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項について調査した。

なお、「同種の貨物」とは、調査対象貨物とすべての点で同じである貨物、又はそのような貨物がない場合には、すべての点で同じではないが極めて類似した性質を有する貨物をいう²（以下同じ。）。

1 - 3 - 2 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

(9) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関して、不当廉売された調査対象貨物の輸入量及び不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業の同種の貨物の価格に及ぼす影響、不当廉売された調査対象貨物の輸入が同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響、及びその他不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し、参考となるべき事項について調査した。

1 - 4 調査の経緯

1 - 4 - 1 課税申請及び調査開始

(10) 平成 27 年 4 月 3 日、「表 1 申請者の名称及び住所」のカリ電解工業会から、「大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに対する不当廉売関税を課すことを求める書面」（以下「申請書」という。）が提出³された。

表 1 申請者の名称及び住所

名称	住所
カリ電解工業会	東京都中央区新川一丁目 4 番 1 号

(11) 申請者は、下記「3 - 2 本邦の産業」に述べるとおり、調査対象貨物と同種の貨物を生

² 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第 6 条の実施に関する協定（平成 6 年条約第 15 号）（以下「協定」という。） 2.6

³ 関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）（以下「法」という。）第 8 条第 4 項

産する本邦の水酸化カリウム産業を構成する全生産者 4 者が加盟する業界団体であり、その 4 者による平成 26 年の水酸化カリウムの生産高は本邦における総生産高の 100%を占め、申請適格を満たし⁴ていた。

- (12) 申請書において、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、申請者として収集した十分な証拠が提出されており、また、申請に対する支持の状況は過半数を超え⁵ていたことから、平成 27 年 5 月 19 日、韓国政府及び中国政府に対し、かかる申請があり受領した旨を通知⁶した。また、同申請を検討した結果、調査を開始する必要があると認められたので、同年 5 月 26 日、申請書に基づく調査の開始を決定⁷し、その旨を直接の利害関係人（調査対象貨物の供給者、輸入者、申請者及び財務大臣が本調査に利害関係を有すると認める者をいう。以下同じ。）と認められた者に対し、書面（申請書の写し（公開版）を添付。）により通知⁸するとともに、官報で告示⁹した（平成 27 年財務省告示第 184 号）（以下「告示」という。）。）

当該告示において、証拠の提出及び証言¹⁰についての期限を平成 27 年 9 月 28 日、証拠等の閲覧¹¹についての期限を調査終了の日、対質の申出¹²についての期限及び情報の提供¹³についての期限を同年 10 月 26 日、意見の表明¹⁴についての期限を同年 11 月 26 日とした。

- (13) 平成 27 年 5 月 26 日、韓国政府及び中国政府に対し、調査開始を決定した旨を書面（申請書の写し（公開版）を添付。）により通知¹⁵した。また、同日、財務大臣は関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会委員に対し、調査開始を決定した旨を通知し、その後、調査開始について関税・外国為替等審議会関税分科会特殊関税部会に説明¹⁶した。なお、本件調査の開始決定に際し、同年 5 月 22 日、財務大臣及び経済産業大臣は、本件調査を開始する必要があると認め、相互にその旨を通知¹⁷した。

1 - 4 - 2 確認票及び質問状の送付並びに回答の状況

- (14) 平成 27 年 5 月 26 日に調査対象貨物の供給者、輸入者、本邦の生産者及び産業上の使用者に対して送付した「確認票」及び「質問状」（以下、平成 27 年 5 月 26 日に送付した質問状を総称して「質問状」という。）、並びに回答書の提出等の状況については、「表 2 確認票及

⁴ 政令第 5 条第 1 項

⁵ 協定 5.4、政令第 7 条第 1 項第 7 号及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン（平成 23 年）（以下「ガイドライン」という。） 5.(3)

⁶ 協定 5.5

⁷ 法第 8 条第 5 項

⁸ 政令第 8 条第 1 項

⁹ 政令第 8 条第 1 項

¹⁰ 政令第 10 条第 1 項及び政令第 10 条の 2 第 1 項

¹¹ 政令第 11 条

¹² 政令第 12 条第 1 項

¹³ 政令第 13 条第 1 項

¹⁴ 政令第 12 条の 2 第 1 項

¹⁵ 協定 6.1.3

¹⁶ ガイドライン 6.(3)

¹⁷ 政令第 18 条

び質問状の送付及び回答状況（その1）」及び「表3 確認票及び質問状の送付及び回答状況（その2）」のとおりであった。

具体的には、「1-4-2-1 供給者への質問状等の送付等」、「1-4-2-2 輸入者への質問状等の送付等」、「1-4-2-3 本邦生産者への質問状等の送付等」及び「1-4-2-4 産業上の使用者への質問状等の送付等」において述べる。

表2 確認票及び質問状の送付及び回答状況（その1）

区分	送付数	確認票						質問状		
		回答数			うち実績あり			回答数		
		(A) (件)	(B) (件)	(B/A) (%)	(C) (件)	(C/B) (%)	(D) (件)	(D/A) (%)		
供給者					生産	輸出	生産	輸出		
	韓国	1	1	100	1	1	100	100	1	100
	中国	2	2	100	2	1	100	50	0	0
	合計	3	3	100	3	2	100	67	1	33
輸入者	3	3	100	3		100		3	100	
本邦生産者	4	4	100	4		100		4	100	
産業上の使用者	20	16	80	13		81		9	45	

（注1）「実績」とは、「輸入者」は「調査対象貨物の輸入」、「本邦生産者」は「同種の貨物の生産」、「産業上の使用者」は「調査対象貨物又は同種の貨物の使用」に係る実績があった場合をいう。

表3 確認票及び質問状の送付及び回答状況（その2）

（中国における調査対象貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実に関する質問状）

区分	送付数	確認票				質問状	
		回答数		うち生産実績あり		回答数	
		(A) (件)	(B) (件)	(B/A) (%)	(C) (件)	(C/B) (%)	(D) (件)
中国の生産者	2	2	100	2	100	0	0

1-4-2-1 供給者への質問状等の送付等

(15) 平成27年5月26日、韓国における調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た者（以下「韓国供給者」という。）1者及び中国における調査対象貨物の供給者として調査当局が知り得た者（以下「中国供給者」という。）2者¹⁸に対し、調査対象期間中に調査対象貨物を本邦に輸出したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」及び「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」（以下「供給者質問状」という。）を送付する¹⁹と共に、財務省²⁰及び経済産業省²¹のホームページに掲載し公表した。

¹⁸ 申請書（3.及び図表1）

¹⁹ 政令第10条第2項及び政令第10条の2

²⁰ http://www.customs.go.jp/tokusyu/chosakamotsu_index.htm

その際、指定した回答期限までに供給者質問状の回答書（以下「供給者質問状回答書」という。）の提出がない場合、日本国政府は、協定 6.8、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

- (16) これに対して、送付した 3 者すべてから確認票の提出があり、そのうち韓国供給者 1 者及び中国供給者 1 者から調査対象貨物の本邦への輸出実績がある旨の回答があった。また、韓国供給者から調査へ協力する旨の回答があり、供給者質問状回答書の提出があった。

なお、韓国供給者から供給者質問状の回答期限の延長申請があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

- (17) 平成 27 年 5 月 26 日、中国供給者 2 者に対し、調査対象期間中に調査対象貨物の生産をしたか否か及び市場経済の条件が浸透している事実を示すことを希望するか否か等を確認するための「確認票」及び「中国における調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の有無に関する質問状」（以下「市場経済質問状」という。）を送付すると共に、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

その際、指定した回答期限までに市場経済質問状の回答書（以下「市場経済質問状回答書」という。）の提出がない場合、日本国政府は、政令第 2 条第 3 項の規定に基づき、当該生産者が行う調査対象貨物と同種の貨物の生産及び販売には市場経済の条件が浸透している事実があることが明確に示されなかったものと判断し、当該生産者の正常価格は、(a) 中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、(b) 代替国から輸出される調査対象貨物と同種の貨物の販売価格、又は(c) 代替国における調査対象貨物と同種の貨物の生産費に、当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般経費の額を加えた価格のいずれかが使用されることがある旨を明示した。

- (18) これに対して、両者から確認票の提出があり、いずれの者も調査対象貨物と同種の貨物の生産の実績があったが、市場経済の条件が浸透している事実を示すことは希望しない旨の回答があり、両者から市場経済質問状回答書の提出はなかった。

1 - 4 - 2 - 2 輸入者への質問状等の送付等

- (19) 平成 27 年 5 月 26 日、調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た 3 者²²に対し、調査対象期間中に調査対象貨物を輸入したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」及び「調査対象貨物の輸入者に対する質問状」（以下「輸入者質問状」という。）を送付する²³と共に、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

その際、指定した回答期限までに輸入者質問状の回答書（以下「輸入者質問状回答書」という。）の提出がない場合、日本国政府は、協定 6.8、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10.に

（以下、確認票及び質問状を掲載した財務省のホームページアドレスは同様。）

²¹ http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/koh.html

（以下、確認票及び質問状を掲載した経済産業省のホームページアドレスは同様。）

²² 申請書 (8-1.)

²³ 政令第 10 条第 2 項

基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

- (20) これに対して、送付したすべての者から確認票の提出があり、いずれの者も調査対象貨物の輸入の実績があった。また、1者から回答期限内に輸入者質問状回答書の提出があった。

なお、2者から輸入者質問状の回答期限の延長申請があり、調査に支障のない範囲でこれを認めたが、延長した回答期限後に輸入者質問状回答書の提出があったため、自発的証拠の提出としてこれを受理した。

1 - 4 - 2 - 3 本邦生産者への質問状等の送付等

- (21) 平成27年5月26日、調査対象貨物と同種の貨物を生産している本邦生産者として調査当局が知り得た4者²⁴に対し、調査対象期間中に調査対象貨物と同種の貨物を生産したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」及び「本邦の生産者に対する質問状」（以下「本邦生産者質問状」という。）を送付する²⁵と共に、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

その際、指定した回答期限までに本邦生産者質問状の回答書（以下「本邦生産者質問状回答書」という。）の提出がない場合、日本国政府は、協定6.8、協定附属書Ⅱ及びガイドライン10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

- (22) これに対して、送付したすべての者から確認票の提出があり、いずれの者も調査対象貨物と同種の貨物の生産の実績があった。また、すべての者から本邦生産者質問状回答書の提出があった。

なお、本邦生産者のうち3者から本邦生産者質問状の回答期限の延長申請があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

1 - 4 - 2 - 4 産業上の使用者への質問状等の送付等

- (23) 平成27年5月26日、水酸化カリウムの主な産業上の使用者として調査当局が知り得た20者²⁶に対し、調査対象期間中に水酸化カリウムを購入したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」及び「産業上の使用者に対する質問状」（以下「産業上の使用者質問状」という。）を送付する²⁷と共に、財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。

- (24) これに対して、産業上の使用者16者から確認票の提出があり、そのうち13者について調査対象貨物又は本邦産の調査対象貨物と同種の貨物の購入実績があり、うち11者から調査へ協力する旨の回答があった。また、調査へ協力する旨の回答があった11者のうち9者から産業上の使用者質問状の回答書（以下「産業上の使用者質問状回答書」という。）の提出があっ

²⁴ 申請書（8-2.）

²⁵ 政令第10条第2項

²⁶ 申請書（別紙9及び別紙28）

²⁷ 政令第13条第2項

たが、2者からは提出がなかった。

1 - 4 - 3 質問状回答書の不備に対する確認の送付等

(25) 供給者質問状回答書の受領後、当該回答書について、必要な資料が添付されていない項目や回答内容に著しい不備がある項目があったこと等から、平成27年8月5日、当該箇所を明示し期限を付して、不足している添付資料を提出する意思、及び、回答内容の著しい不備に係る指摘事項を踏まえて改めた回答書（以下「不備改め版回答書」という。）を再提出する意思がある場合は、これらの添付資料及び不備改め版回答書の提出を求める旨を通知（以下「著しい不備指摘」という。）した。

また、輸入者質問状回答書及び本邦生産者質問状回答書を受領後、必要な資料が添付されていない項目があった輸入者3者及び本邦生産者4者の回答書についても、同年8月5日、当該箇所を明示し、期限を付して、不足している添付資料を提出する意思がある場合には、これらの資料を提出するよう求めた。

(26) これに対して、韓国供給者から、不足している添付資料のうち一部の資料の提出と共に、不備改め版回答書の提出がなされた。また、輸入者2者及び本邦生産者4者から、添付資料の提出がなされた。

なお、韓国供給者から提出期限の延長申請があり、調査項目の一部について、調査に支障のない範囲でこれを認めた。また、輸入者1者は、期限内にすべての資料を提出できず、その後、告示に定める自発的な証拠の提出の期限内に残余の資料を自発的に提出した。他の輸入者1者からは期限内に提出がなく、また、告示に定める自発的な証拠の提出の期限内にも提出はなかった。

1 - 4 - 4 追加質問状の送付等

1 - 4 - 4 - 1 追加質問状の送付

(27) 平成27年5月26日に発出した質問状の追加質問として、同年9月11日、韓国供給者、輸入者2者及び本邦生産者4者に対して追加質問状を送付した。

その際、指定した回答期限までに追加質問状の回答書（以下「追加質問状回答書」という。）の提出がない場合、日本国政府は、協定6.8、協定附属書II及びガイドライン10に基づき、知ることができた事実に基づいて、本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

(28) これに対して、追加質問状を送付した韓国供給者、輸入者1者及び本邦生産者4者から追加質問状回答書が提出された。

なお、韓国供給者から、追加質問状の回答期限の延長申請があったが、追加質問状の項目は供給者質問状や著しい不備指摘において回答及び資料の提出がなかった項目が多くを占め、新たに回答を求めた項目は少数に留まること等の事情を踏まえ、期限内に回答することを求めた。その際、期限内に提出できない場合であっても、告示に定める自発的な証拠の提出の期限までに提出されたものは、調査当局は受領する旨を伝達したところ、追加質問状の回答期限に一部の回答が提出され、更に自発的な証拠の提出の期限までに残りの回答の一部が提出された。

また、輸入者 1 者は、期限内に提出できなかった残余の資料について、告示に定める自発的な証拠の提出の期限までに提出した。他の輸入者 1 者からは期限内に提出がなく、告示に定める自発的な証拠の提出の期限内にも提出はなかった。

1 - 4 - 4 - 2 追加質問状回答書に対する確認事項の送付等

(29) 平成 27 年 9 月 11 日に発出した追加質問状の回答書に対する確認として、同年 10 月 19 日、韓国供給者、輸入者 1 者及び本邦生産者 2 者に対して「追加質問状の回答に対する確認事項について」を送付した。

その際、指定した回答期限までに追加質問状回答書に対する確認事項の回答書の提出がない場合、日本国政府は、協定 6.8、協定附属書 II 及びガイドライン 10. に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

(30) これに対して、追加質問状回答書に対する確認事項を送付した韓国供給者、輸入者 1 者及び本邦生産者 2 者から回答書が提出された。

なお、その際、韓国供給者が質問項目以外の資料も持参したが、調査当局は当該資料の提出を求めておらず、また、自発的な証拠の提出期限である平成 27 年 9 月 28 日は既に過ぎていることから、調査当局は追加質問状回答書に対する確認事項の質問項目以外の持参資料は、調査において考慮することはできない旨伝えたところ、韓国供給者もこれを了承した。したがって、調査当局は、追加質問状回答書に関する確認事項の回答のみを受領した。

1 - 4 - 5 その他の質問状等の送付等

1 - 4 - 5 - 1 供給者に対する質問状等への回答に関する確認

(31) 韓国供給者に対して、平成 27 年 12 月 11 日、「大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに係る不当廉売関税の課税に関する調査のための調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状等への貴社回答に関する確認について」（以下「貴社回答に関する確認について」という。）を送付し、同供給者がこれまでに提出した供給者質問状回答書、同供給者に対する追加質問状回答書、及びその他同供給者から提出された書面の内容等についての説明を、回答の意思がある場合には回答するよう期限を付して求めた。その際、回答に当たっては、提出されていなかった証拠や新たな証拠の提出を求めるものではない旨を明示した。

また、説明を求めた事項の正確性が検証できない場合、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

(32) これに対して、韓国供給者から回答書が提出されたが、これまで提出されていなかった証拠や新たな証拠の提出が含まれていたことから、期限を付して回答を改めて提出するよう求めたところ、期限内に改められた回答書の提出があった。

1 - 4 - 5 - 2 輸入者に対する再度の追加質問状の送付等

(33) 輸入者 1 者に対して、平成 27 年 12 月 15 日、「追加質問状の回答の提出について」を送付し、同輸入者がこれまでに提出した輸入者質問状回答書、同輸入者に対する追加質問状回答書、及びその他同輸入者から提出された書面の内容等についての説明を、期限を付して求め

た。

その際、指定した回答期限までに回答しない場合、日本国政府は、協定 6.8、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

- (34) これに対して、当該輸入者から回答書の提出があった。
なお、当該輸入者から回答期限の延長申請があり、調査に支障のない範囲でこれを認めた。

1 - 4 - 5 - 3 申請者に対する質問状の送付等

- (35) 申請者に対し、平成 27 年 12 月 15 日、「質問状の送付について」（以下「申請者質問状」という。）を送付し、申請書の内容等についての説明を、期限を付して求め²⁸た。
その際、指定した回答期限までに申請者質問状の回答書（以下「申請者質問状回答書」という。）の提出がない場合、日本国政府は、協定 6.8、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

- (36) これに対して、申請者から申請者質問状回答書の提出があった。

1 - 4 - 6 代替国に係る選定通知の送付等

- (37) 中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が、当該貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合は、正常価格を算出する際に、中国の国内販売価格等ではなく、代替国で生産された同種の貨物の国内販売価格等（以下「代替国販売価格」という。）を用いることができる²⁹とされている。
- (38) 平成 27 年 5 月 26 日、中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が、当該貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合における代替国を選定するために、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売が行われていると推定される代替国の候補（タイ王国、ヨルダン・ハシェミット王国、メキシコ合衆国、インド、ブラジル連邦共和国、チェコ共和国、台湾、大韓民国、スペイン、イタリア共和国、フランス共和国、ベルギー王国、ドイツ連邦共和国、アメリカ合衆国、日本国）及びその選定理由について、すべての利害関係者及び輸出国政府に対し通知し、意見を求めた。
- (39) 上記(38)の代替国候補についての通知に対して、いずれの者及び輸出国政府からも意見はなかった。
- (40) 上記(39)の状況を踏まえ、平成 27 年 7 月 8 日、すべての利害関係者及び輸出国政府に対して、各代替国の候補における 1 人当たりの GNI³⁰ ³¹が中国に近い順に基づき優先順位を付

²⁸ 政令第 10 条第 2 項

²⁹ 中国 WTO 加盟議定書及び政令第 2 条第 3 項

³⁰ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「世界銀行 Doing Business 2015」（データは 2013 年の 1 人当たり GNI）

³¹ 日本については、調査の当事国であることを考慮し、優先順位を最後とした。

けた「表4 代替国候補の優先順位リスト」を示し、また、「すべての代替国候補の生産者に対して、質問状を送付し、調査に必要な情報を収集する。」旨を通知したところ、これに対して、期限内に提出された意見はなかった。

表4 代替国候補の優先順位リスト

優先順位	代替国の候補	生産者の名称
1	タイ王国	AGC Chemicals (Thailand) Co.,Ltd.
2	ヨルダン・ハシェミット王国	Jordan Bromine Company Limited
3	メキシコ合衆国	ROT-QUIMICA, S. A. DE C. V.
4	インド	The Andhra Sugars Limited
		Chemfab Alkalis Limited
		Gujarat Alkalies and Chemicals Limited
		Sree Rayalaseema Alkalies and Allied Chemicals Ltd.
		Standard Ind Ltd
5	ブラジル連邦共和国	Pan-Americana S.A. Indústrias Químicas
6	チェコ共和国	Spolchemie Distribution, a.s.
7	台湾	Yee Fong Chemical & Industrial Co., Ltd.
8	大韓民国	UNID Company Ltd.
9	スペイン	Ercros S.A
10	イタリア共和国	Altair Chimica SpA
11	フランス共和国	PPC Potasse Et Produits Chimiques
		S.P.C.H. Société des Produits Chimiques d'Harbonnières
12	ベルギー王国	INEOS ChlorVinyls
13	ドイツ連邦共和国	BASF SE
		Evonik Degussa GmbH
14	アメリカ合衆国	ASHTA Chemicals Inc.
		ERCO Worldwide (USA)
		Olin Chlor Alkali Products
		OXY Occidental Chemical Corporation
15	日本国	旭硝子株式会社
		ダイソー株式会社 ³²
		東亜合成株式会社
		日本曹達株式会社

1 - 4 - 7 代替国候補の生産者への質問状等の送付等

(41) 平成27年8月14日、すべての代替国候補の生産者に対し、調査対象期間中に水酸化カリ

³² 平成27年10月1日、「ダイソー株式会社」は「株式会社大阪ソーダ」へ社名変更した。

ウムの生産及び輸出を行ったか否か等を確認するための「確認票」及び「水酸化カリウムに係る不当廉売関税の課税に関する調査における非市場経済国の代替国としての生産者及び輸出者に対する質問状」（以下「代替国質問状」という。）を送付し、協力を求めた。

- (42) これに対して、【国名】に所在する代替国候補の生産者 4 者から確認票が提出され、うち 3 者から水酸化カリウムの生産及び販売の実績があり、調査へ協力する旨の回答があった。また、これら 3 者から代替国質問状の回答書（以下「代替国質問状回答書」という。）が提出されたが、うち 1 者については一部の調査項目に対する回答しか提出されなかった。

なお、代替国質問状回答書が提出された 3 者から回答期限の延長申請がなされ、調査に支障のない範囲内でこれを認めた。

1 - 4 - 8 証拠の提出及び証言³³

- (43) 「証拠の提出及び証言」については、その期限である平成 27 年 9 月 28 日までに、韓国供給者から証拠の提出³⁴があった。

- (44) 「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」に含まれる事実³⁵に関する証拠の提出及び証言については、その期限である平成 27 年 9 月 28 日までに証拠の提出及び証言をした中国の生産者はいなかった。

1 - 4 - 9 対質の申出³⁶

- (45) 「対質の申出」については、その期限である平成 27 年 10 月 26 日までに、韓国供給者から申出があったが、対質の相手方の同意が得られず、対質は実施しなかった。

1 - 4 - 10 意見の表明³⁷

- (46) 「意見の表明」については、「表 5 意見の表明」のとおり、その期限である平成 27 年 11 月 26 日までに、供給者 3 者、輸入者 3 者、本邦生産者 1 者、産業上の使用者 2 者及び申請者から意見の表明があった。

表 5 意見の表明

	提出日	提出者
1	平成 27 年 7 月 28 日	UNID Company Ltd. (以下「韓国 UNID」という。)
2	平成 27 年 9 月 25 日	韓国 UNID
3	平成 27 年 9 月 25 日	韓国 UNID

³³ 政令第 10 条第 1 項及び第 10 条の 2 第 1 項

³⁴ 証拠の提出（韓国 UNID 平成 27 年 9 月 25 日）

³⁵ 平成 27 年財務省告示第 184 号九（一）及びガイドライン 7.(6)

³⁶ 政令第 12 条第 1 項

³⁷ 政令第 12 条の 2 第 1 項

4	平成 27 年 9 月 25 日	UNID Jiangsu Chemical Co.,Ltd. (以下「中国 UNID」という。)及び Jiangsu OCI Chemical Ltd. (以下「中国 OCI」という。)
5	平成 27 年 9 月 28 日	旭硝子株式会社
6	平成 27 年 9 月 28 日	伊藤忠商事株式会社 (以下「伊藤忠商事」という。)
7	平成 27 年 10 月 23 日	韓国 UNID
8	平成 27 年 11 月 16 日	【産業上の使用者 A 社】
9	平成 27 年 11 月 16 日	【産業上の使用者 B 社】
10	平成 27 年 11 月 20 日	株式会社マルー (以下「マルー」という。)
11	平成 27 年 11 月 24 日	カリ電解工業会
12	平成 27 年 11 月 24 日	カリ電解工業会
13	平成 27 年 11 月 26 日	韓国 UNID
14	平成 27 年 11 月 26 日	中国 UNID 及び中国 OCI
15	平成 27 年 11 月 26 日	伊藤忠商事
16	平成 27 年 11 月 26 日	日星産業株式会社 (以下「日星産業」という。)

(47) 利害関係者等から提出された意見の表明のうち、平成 27 年 9 月 25 日付け及び同年 11 月 26 日付けで韓国供給者から、同年 9 月 28 日付けで輸入者 1 者から、申請書が提示する損害指標には重大な疑義があり、また、日本の産業の損害を示していないので、本件調査を取りやめることの決定がなされるべきである旨の意見の表明³⁸があった。

これに対して、同年 11 月 24 日付けで申請者から、これら供給者及び輸入者からの意見の表明の内容について各々反論が有り、これらの指摘はいずれも失当であり、調査を取りやめることが妥当であると認められる場合には該当しない旨の意見の表明³⁹があった。

韓国供給者及び輸入者からの意見については、上記(12)のとおり、調査当局は、調査の開始にあたり、関係法令に基づき調査の開始を正当とするための十分な証拠があることを確認しており、また、当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実については、以下「**3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項**」で述べるとおり、質問状回答書や調査当局が自発的に集めた証拠等のデータに基づき確認しているため、調査を取りやめるべきである場合⁴⁰には該当しないと判断した。

(48) 平成 27 年 9 月 25 日付けで、韓国供給者から、同年 9 月 11 日に発出された供給者に対する追加質問状について、韓国の休日や翻訳に要する時間を勘案すると、その質問量に対して回答期限が不十分であり、自己の利益の擁護のための機会が十分に与えられておらず、協定 6.1 及び 6.2 に違反する旨の意見の表明⁴¹があった。

他方、本邦生産者 1 者から、同年 9 月 28 日付けで、韓国供給者の回答書には多数の項目

³⁸ 意見の表明 (韓国 UNID 平成 27 年 9 月 25 日)、意見の表明 (韓国 UNID 平成 27 年 11 月 26 日) 及び意見の表明 (伊藤忠商事 平成 27 年 9 月 28 日)

³⁹ 意見の表明 (カリ電解工業会 平成 27 年 11 月 24 日)

⁴⁰ 協定 5.8 及びガイドライン 6.(7)四

⁴¹ 意見の表明 (韓国 UNID 平成 27 年 9 月 25 日)

に渡り著しい回答期限の徒過があり、輸入者についても同様の回答期限の徒過があることから、調査当局に対し、本調査を実体面のみならず手続的正義の面からも適正かつ厳格な進行をすること及び回答期限を徒過して追加で提出された証拠の採否については慎重な対応を求める旨等の意見の表明⁴²があった。

これらの意見のうち、韓国供給者の意見については、以下「**2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項**」で述べるとおり、調査当局としては、韓国では当該回答期間中に祝日はなく回答を作成する期間が 14 日間あったこと、並びに、追加質問状における質問内容の大部分は供給者質問状及び著しい不備に係る指摘で回答及び資料の提出がなかったもの及び既に質問をし一部回答を得ている内容について説明を求めるものであり、この追加質問状において調査当局から新たに回答を求めた項目は全体の 5 分の 1 程度であったこと等から、調査当局が設定した回答期限及びその遵守を求めたことは適切であったと判断した。

- (49) また、平成 27 年 9 月 28 日付け本邦生産者 1 者からの意見の表明において、韓国 UNID の回答によれば、製品の保管に係る倉庫費用は原価に算入しているため別途倉庫保管費を計上していないとされているが、工場出荷後、陸送し船積みする過程で、倉庫の使用、その他船積みのための機材、港湾使用料等の費用が発生する場合は工場出荷価格の算定に当たって控除する必要がある旨及び、同社の日本事務所においては、調査対象貨物との関係で広告宣伝費及び販売促進費が発生しているとされているが、当該費用のみならず営業活動にかかる人件費、家賃・光熱費その他一切の日本事務所にかかる費用並びに日本事務所の維持に関して同社が負担している費用についても工場出荷価格の算定に当たって控除する必要がある旨の意見の表明⁴³があった。

控除すべき費用については、以下「**2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項**」で述べるとおり、調査当局において確認、検討のうえ、必要なものは控除した。

- (50) 更に、平成 27 年 9 月 28 日付け本邦生産者 1 者からの意見の表明において、ダンピング・マージンの算出に当たっては個別の製品毎に算定・認定するべきであるとして、韓国供給者の供給者質問状回答書の指数を使いダンピング・マージンの推計を行った結果についての意見の表明⁴⁴があった。

これに対し同年 10 月 23 日付けで、韓国供給者から、当該本邦生産者 1 者の意見は、申請者に不当に有利なダンピング・マージンを、数値の操作により導き出しており、協定第 2 条に違反している旨の意見の表明⁴⁵があった。

ダンピング・マージンについては、以下「**2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項**」で述べるとおり、調査当局において算出した。

- (51) 平成 27 年 11 月 17 日付けで、韓国供給者から、調査当局に対する面談の要望があったため、同年 11 月 24 日、調査当局は韓国供給者及び中国供給者 1 者の計 2 者と面談を行った。その際、調査当局から、面談で述べられた意見に対し調査において考慮されることを希望する場合には、意見の表明の期限である同年 11 月 26 日までに書面にて提出する必要があることを説明すると共に、書面に記載されていない事項については調査当局において一切考慮し

⁴² 意見の表明（旭硝子株式会社 平成 27 年 9 月 28 日）

⁴³ 意見の表明（旭硝子株式会社 平成 27 年 9 月 28 日）

⁴⁴ 意見の表明（旭硝子株式会社 平成 27 年 9 月 28 日）

⁴⁵ 意見の表明（韓国 UNID 平成 27 年 10 月 23 日）

ない旨を申し述べた。これに対して、当該期限までに書面にて、韓国供給者から意見の表明⁴⁶があると共に、中国供給者 2 者から連名による意見の表明⁴⁷があった。

(52) 平成 27 年 11 月 24 日付けで、申請者から、本件調査が開始した日から 60 日を経過していること、既に十分な証拠により、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害の事実を推定できること等及び調査対象貨物の本邦への輸入は本件調査の開始後も益々増加しており、本邦の産業への損害は日を迫うごとに大きくなっているため、本邦産業の保護はもはや猶予を許さない緊急的事態にあるといえることから、早急に暫定的な不当廉売関税を賦課することで本邦の産業を不公正な競争から保護することを求める旨の意見の表明⁴⁸があった。

(53) 平成 27 年 11 月 20 日付け及び 11 月 26 日付けで、輸入者 3 者から、韓国及び中国産の水酸化カリウムに高額な関税を賦課されると同社及び販売先の業務にマイナスの影響を及ぼすこと等の意見の表明⁴⁹があった。

(54) 更に、韓国供給者から平成 28 年 1 月 20 日付けで配達証明郵便が送付され、現地調査項目に関する意見の表明があったが、当該時点で意見の表明の提出期限は過ぎていた。このため、同年 1 月 25 日に、意見の表明の提出期限経過後は財務大臣が意見を求める場合に意見を提出することができる旨を記載した通知文とともに、韓国供給者から送付された現地調査項目に関する意見の表明を内容証明付配達証明郵便で韓国供給者に返送した。

1 - 4 - 1 1 情報の提供⁵⁰

(55) 「情報の提供」については、その期限である平成 27 年 10 月 26 日までに提供された情報はなかった。

1 - 4 - 1 2 現地調査

1 - 4 - 1 2 - 1 供給者及び本邦生産者に対する現地調査の実施

(56) 供給者質問状回答書を提出した韓国供給者及び本邦生産者質問状回答書を提出した本邦生産者のうち 2 者に対して、「表 6 現地調査の実施状況」のとおり通知書を送付し、現地調査への同意の有無の確認とともに、現地調査の日程を提示し、受入れの可否等の確認を行った。

(57) これに対して、本邦生産者 2 者から提示した日程での現地調査受入れの同意を得た。一方、韓国供給者については、日程面で受け入れられないとの回答があったため、改めて現地調査日程を提示した同意を求める通知を発出し、当該日程での現地調査受入れの同意を得た。

⁴⁶ 意見の表明（韓国 UNID 平成 27 年 11 月 26 日）

⁴⁷ 意見の表明（中国 UNID 及び中国 OCI 平成 27 年 11 月 26 日）

⁴⁸ 意見の表明（カリ電解工業会 平成 27 年 11 月 24 日）

⁴⁹ 意見の表明（伊藤忠商事 平成 27 年 11 月 26 日）、意見の表明（マルー 平成 27 年 11 月 20 日）及び意見の表明（日星産業 平成 27 年 11 月 26 日）

⁵⁰ 政令第 13 条第 1 項

(58) 上記の現地調査に同意した対象者に対し、通知書、現地調査に係る説明及び調査項目を記載した書面を送付⁵¹し、「表6 現地調査の実施状況」のとおり現地調査を実施した。

現地調査終了後、現地調査結果報告書を作成し、現地調査対象者へ送付⁵²の上、事実誤認等による修正の有無等について確認を求めた。これに対し当該対象者2者から報告書の内容をより正確なものとするための修正の要望があり、これを認めた。

表6 現地調査の実施状況

対象者	同意を求める通知日	実施日
韓国 UNID	平成27年10月28日 平成28年1月7日	平成28年1月28日、29日
旭硝子株式会社	平成27年10月16日	平成27年11月9日、10日
東亜合成株式会社	平成27年10月26日	平成27年11月16日
	平成27年11月25日	平成27年12月11日、22日

1 - 4 - 1 2 - 2 代替国生産者に対する現地調査の実施

(59) 代替国質問状回答書の提出があった代替国の生産者のうち2者に対し、通知書を送付し、現地調査への同意の有無の確認とともに、現地調査の日程を提示し、受入れの可否等の確認を行った。

(60) これに対し、当該生産者2者から現地調査の同意を得た後、対象者に対し、通知書、現地調査に係る説明及び調査項目を記載した書面を送付⁵³し、現地調査を実施した。

現地調査終了後、現地調査結果報告書を作成し、現地調査対象者へ送付⁵⁴の上、事実誤認等による修正の有無等について確認を求めた。これに対し当該対象者2者から報告書の内容をより正確なものとするための修正の要望があり、これを認めた。

1 - 5 秘密の情報

(61) 利害関係者等が自発的に提出した書面（申請書、証拠及び意見の表明に係る書面等）、調査当局の求めに応じて提出された書面（質問状回答書等）、及び調査当局が作成した書面（現地調査結果報告書等）について、秘密として取り扱う情報（以下「秘密情報」という。）については、調査当局はその範囲及び理由を記載した書面（以下「秘密の理由書」という。）の提出を求め、これを受領⁵⁵した。

⁵¹ ガイドライン9.

⁵² ガイドライン9.

⁵³ ガイドライン9.を準用

⁵⁴ ガイドライン9.を準用

⁵⁵ 協定6.5、政令第7条第6項及び第7項、政令第10条第1項及び第2項

1 - 6 証拠等の閲覧

- (62) 利害関係者等が自発的に提出した書面（申請書、証拠及び意見の表明に係る書面等）、調査当局の求めに応じて提出された書面（質問状回答書等）及び調査当局が作成した書面（現地調査結果報告書等）（ただし、これらの書面における秘密情報については公開版要約に限る。）について、利害関係者に対し閲覧に供した⁵⁶。

1 - 7 開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘

- (63) 閲覧に供した供給者質問状回答書、輸入者質問状回答書、及び本邦生産者質問状回答書における秘密情報の範囲及び秘密情報の要約の適切性について、利害関係者に対し意見を求めた。
- (64) これに対して、平成 27 年 7 月 28 日、韓国供給者から、本邦生産者のうち 2 者の本邦生産者質問状回答書に対し、秘密情報の範囲に係る意見が提出された。
- (65) 平成 27 年 8 月 5 日、閲覧に供した質問状回答書における秘密情報の要約の適切性及び秘密情報とした理由に係る調査当局からの指摘事項、及び本邦生産者のうち 2 者に対し、上記 (64) にて韓国供給者から提出された意見について、質問状回答書を提出した韓国供給者、輸入者 3 者、及び本邦生産者 4 者に通知し、期限を付して、修正し提出する意思がある場合には、これらの資料を提出するよう求めた。
- (66) これに対して、通知を受けた利害関係者のうち韓国供給者、輸入者 2 者、及び本邦生産者 4 者から、秘密情報の範囲、秘密情報の要約及び秘密情報とした理由を、必要に応じて修正した回答書及び秘密の理由書等が提出され、これを閲覧に供した。なお、輸入者 1 者からは、回答がなかった。
- (67) 平成 27 年 11 月 26 日付けで提出された輸入者 2 者からの意見の表明において、秘密情報の範囲の適切性について、調査当局より指摘を行ったところ、両者から、修正した意見の表明及び秘密の理由書が提出された。
- (68) 平成 27 年 12 月 11 日付けで、調査当局より韓国供給者に対して送付した「貴社回答に関する確認について」に対する回答書に関し、秘密情報の範囲及び秘密の理由書の内容の適切性について調査当局より指摘を行ったところ、韓国供給者から、修正した回答書及び秘密の理由書が提出された。

1 - 8 新たに判明した直接の利害関係人

- (69) 平成 27 年 9 月 28 日付けで、調査当局が把握していなかった中国の団体から書面の送付があった。しかしながら、当該団体が証拠の提出又は意見の表明をすることができる者である直接の利害関係人に該当するとして認められる条件（構成員の過半数が当該貨物を生産していること等）を具備しているか否か不明であり、また、当該書面は英語版及び中国語版のみ

⁵⁶ 政令第 11 条

で日本語に翻訳された書面の提出がなかったため、電子メールで複数回にわたり当該団体に照会したが、何ら返答が得られなかった。このため、当該書面を本件調査手続き上の証拠の提出又は意見の表明等としては扱わなかった。

- (70) 平成 28 年 2 月 19 日付けで、調査当局が把握していなかった上記(69)に掲げる中国の団体から直接の利害関係人⁵⁷である旨の上申書等の提出があり、内容を確認したところ、本件調査に係る直接の利害関係人であると判断できたことから、同団体を財務大臣が当該調査に特に利害関係を有すると認める者とした。

1 - 9 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用

- (71) 調査当局が知り得た供給者 3 者、輸入者 3 者、及び本邦生産者 4 者に対し、それぞれ供給者質問状、輸入者質問状及び本邦生産者質問状を送付し、回答を求めるに当たって、指定された期限までに回答しない場合、日本国政府は、協定 6.8、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。

2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

2 - 1 総論

2 - 1 - 1 不当廉売差額の基本的考え方

- (72) 不当廉売差額は、調査対象期間に輸出するために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）と、輸出国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）との差額とする⁵⁸こととした。
- (73) 不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出する⁵⁹こととした。証拠の提出がなかった生産者については、知ることができた事実に基づいて⁶⁰、不当廉売差額を算出することとした。なお、同一供給国の複数の供給者が関係している場合において、これらすべての供給者を特定することが実行可能でないときは、当該国を指定する⁶¹こととした。
- (74) 輸出価格と正常価格との比較は、商取引の同一の段階で行うこととし、原則として、供給者の工場渡しの段階での価格比較ができるようそれぞれ必要な調整を行った上で加重平均す

⁵⁷ 政令第 8 条第 1 項

⁵⁸ 協定第 2 条、法第 8 条第 1 項及び政令第 2 条

⁵⁹ 協定 2.2.1.1 及び協定 6.10

⁶⁰ 協定 6.8、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10.

⁶¹ 協定 9.2

る⁶²こととした。調整は、実際の取引価額を基礎とすることとし、原則として、価格比較のための通貨単位に換算し、輸出取引及び国内販売取引におけるそれぞれの顧客への販売価額から、供給者が支払った、割戻し、割引、その他価格販売の修正、内国間接税、倉庫保管費、倉庫移動費、テスト・検査費、梱包費用、国内運賃、国内保険料、国内における荷役・通関諸費用、その他の国内輸送費用、供給国の輸出税、供給国から本邦の港までの国際運賃、国際保険料、日本国内における荷役・通関諸費用、本邦の輸入関税、日本国内運賃、その他の輸送費用、技術サービス費、製造物責任にかかる費用、ワランティ、ロイヤルティ、販売手数料、第三者に対する支払い、広告宣伝費及び販売促進費、その他の直接販売費、その他の間接販売費・一般管理費、在庫金利費用、与信費用、その他費用を控除すべきかどうか検討し、輸入関税の払戻しについては加算することとした。

(75) 価格比較のための通貨単位は、供給国における通貨単位とし、通貨の換算が必要な場合には、原則として、供給者から提出された証拠に示された販売日における為替レートで換算する⁶³こととした。

(76) 算出した不当廉売差額を輸出価格で除した数値が2%未満である場合には、当該不当廉売差額は僅少である⁶⁴とした。

2 - 1 - 2 正常価格の算出の基本的考え方

(77) 正常価格は、調査対象貨物の原産国における消費に向けられる同種の貨物の通常の商取引における価格（以下「国内販売価格」という。）⁶⁵とし、通常の商取引における国内販売価格がない場合又は国内市場が特殊な状況にあるため若しくは国内販売量が少ないため国内販売価格を用いることが適当でないと認められる場合⁶⁶には、調査対象貨物の原産国から本邦以外の国（以下「第三国」という。）に輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格（以下「第三国向け輸出価格」という。）⁶⁷、又は調査対象貨物の生産費に調査対象貨物の原産国で生産された同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格（以下「構成価格」という。）⁶⁸とする⁶⁹こととした。

(78) ただし、中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格は、調査対象貨物の生産者が当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において、当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合には、代替国販売価格として、(a) 代替国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、(b) 当該代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格又は(c) 当該代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通

⁶² 協定 2.4、協定 2.4.2 及び政令第 2 条第 4 項

⁶³ 協定 2.4.1

⁶⁴ 協定 5.8

⁶⁵ 政令第 2 条第 1 項第 1 号

⁶⁶ 政令第 2 条第 2 項

⁶⁷ 政令第 2 条第 1 項第 2 号

⁶⁸ 政令第 2 条第 1 項第 3 号

⁶⁹ 協定 2.2、法第 8 条第 1 項及び政令第 2 条第 2 項

常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格のいずれかを使用する⁷⁰こととした。

- (79) 単位当たりの生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えたものを下回る価格（以下「コスト割れ価格」という。）による同種の貨物の原産国の国内市場における販売又は第三国への販売については、その販売が長い期間にわたり相当な量（単位当たりの費用を下回る価格による販売の量が正常価格を決定するために検討の対象となる取引の20%以上である場合）で、かつ、合理的な期間内にすべての費用を回収することができない価格で行われている場合には、価格を理由として当該販売を通常の商取引には当たらないものとみなし、正常価格の決定において含めないこととした。ただし、販売の際の単位当たりの費用を下回る価格であっても、当該価格が調査対象期間における単位当たりの費用の加重平均を上回る場合には、当該価格は、合理的な期間内に費用を回収することができるものであるとみなす⁷¹こととした。

2 - 1 - 3 調査対象貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方

- (80) 上記(78)の「市場経済の条件が浸透している事実」には、以下の事実が含まれるもの^{72 73}とした。
- (a) 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（中国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。（d）において同じ。）の重大な介入がない事実
 - (b) 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実
 - (c) 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実
 - (d) 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実
 - (e) 会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

2 - 1 - 4 輸出価格の算出の基本的考え方

- (81) 輸出価格は、本邦へ輸入される貨物に係る供給国における輸出のための販売価格とし、輸出者から提出された証拠により本邦への輸入の事実について検討する⁷⁴こととした。
- (82) 輸出のための販売価格がない場合又は輸出者が輸入者と連合⁷⁵しているため、当該輸出のための販売価格を用いることが適当でないと認められる場合には、輸出のための販売価格は、輸出者及び輸入者と連合していない者に対して、本邦内において最初に販売される販売価格

⁷⁰ 政令第2条第1項第4号及び政令第2条第3項

⁷¹ 協定2.2.1

⁷² ガイドライン7.(6)

⁷³ 平成27年財務省告示第184号九（一）

⁷⁴ 協定2.1及び法第8条第1項

⁷⁵ ガイドライン7.(2)

に基づき算出される価格とする⁷⁶こととした。

2 - 1 - 5 端数処理の基本的考え方

- (83) 通貨の換算及び加重平均に際しては、証拠の数値をそのまま計算に用い、算出した数値について端数を四捨五入することとした。

2 - 2 韓国の供給者

2 - 2 - 1 供給者

- (84) 「1 - 4 - 2 - 1 供給者への質問状等の送付等」に記載のとおり、韓国供給者1者（韓国 UNID）に対し、確認票及び供給者質問状を送付した。指定した期間内に確認票が提出され、同社が、調査対象期間に、調査対象貨物を生産し、本邦に輸出したこと及び調査に協力することについての回答がなされた。また、調査当局が認めた回答期限の延長期間内に当初質問状に対する回答が提出され、自社で生産した水酸化カリウムを、調査対象期間に本邦に輸出していた旨の回答がなされた。
- (85) 調査当局は、調査開始と同時に、在日本大韓民国大使館に対し、韓国 UNID 以外の者で本邦に輸出される調査対象貨物の生産及び輸出を行っている者がある場合、証拠の提出の機会を設けるため質問状を追送する用意があるので、そのような生産者及び輸出者に係る情報の提供を依頼するとともに、韓国 UNID 及び調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た3者に対し、調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票並びに調査対象貨物の輸入者に対する確認票において、海外生産者及び輸出者の情報の提供を求めるとともに、財務省及び経済産業省のホームページにおいて本件調査にかかる確認票及び質問状が入手可能であることを当該者に伝達することを依頼した。しかしながら、在日本大韓民国大使館並びに確認票を提出した韓国 UNID 及び調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た3者から、調査当局に対し、韓国 UNID 以外の供給者に関する情報は提供されなかった。
- (86) また、調査当局は、韓国 UNID 以外の者が、「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する調査への協力のお願ひ」、「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票」及び「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」をダウンロードすることができるように財務省及び経済産業省のホームページに質問状等を掲載した。その際、「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する調査への協力のお願ひ」の【注意事項】(3)において、指定した回答期限までに供給者質問状に回答しない場合、協定 6.8、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。しかしながら、調査当局に対し、韓国 UNID 以外の供給者が名乗り出ることはなかった。
- (87) このため、調査当局は、韓国 UNID が生産する水酸化カリウムについて本邦への不当廉売輸入の事実を検討することとし、特定されていない韓国のその他の供給者が生産した水酸化カリウムについては、知ることができた事実により、本邦への不当廉売輸入の事実を検討することとした。

⁷⁶ 協定 2.3、協定 2.4 及び政令第 3 条

2 - 2 - 2 韓国 UNID

2 - 2 - 2 - 1 正常価格

- (88) 正常価格については、「2 - 1 - 2 正常価格の算出の基本的考え方」に記載のとおり、韓国 UNID から提出された証拠に基づき検討を行った。
- (89) 平成 27 年 5 月 26 日、調査当局は、韓国 UNID に対し、「供給者質問状（回答期限：同年 7 月 2 日）」及び「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する調査への協力をお願い」を送付し、以下を明示するとともに、回答期限内に、すべての質問に対する回答を提出できない特段の理由がある場合は、その理由及び提出可能時期について、同年 6 月 26 日まで提出することを求めた。
- (a) 韓国 UNID が供給者質問状の質問に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合には、協定 6.8、協定附属書 II 及びガイドライン 10.に基づき、調査当局は、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができること
 - (b) 日本語以外の言語による供給者質問状への回答は日本語の翻訳文を添付すること
 - (c) 当初質問状の回答は、利害関係者の閲覧対象となるが、事情により、必要な手続を経た上で秘密情報として非公開扱いとすることができること
- (90) 平成 27 年 6 月 18 日、韓国 UNID から「質問状に対する回答期限の延長要請書」が提出された。同年 6 月 30 日、調査当局は、調査に支障のない範囲でこれを認め、回答期限を同年 7 月 16 日まで延長する旨を同社に通知し、当初質問状の回答期間を 51 日間とした。
- (91) 平成 27 年 7 月 16 日、韓国 UNID は供給者質問状の回答を提出した。しかし、当該回答は内容に著しい不備を含むものであったため、同年 8 月 5 日、「大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに係る不当廉売関税に関する調査のための質問状に対する回答の添付資料に関する確認並びに回答書（公開版）に対する調査当局からの指摘事項及び調査当局からの回答書に対する著しい不備に係る指摘事項について」において、その旨を指摘し、当該不備を改めるために、同年 8 月 19 日（一部については同年 8 月 12 日）までを期限として、14 日間（一部については 7 日間）の不備改め版の提出期間を与えた。これについては、同年 8 月 7 日、韓国 UNID から延長の要望があり、事情を考慮した結果、一部については同年 8 月 21 日及び同年 8 月 19 日を提出期限として、追加的に 2 日間（一部については 7 日間）の提出期間を与えた。
- (92) 韓国 UNID は、平成 27 年 8 月 12 日（一部については同年 8 月 19 日及び同年 8 月 21 日）、不備改め版を提出した。しかし韓国 UNID の回答は依然として不十分であったため、同年 9 月 11 日、調査当局は韓国 UNID に対し、追加質問状並びに「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する追加調査への協力をお願い」を送付し、同年 9 月 25 日を回答期限として更に 14 日間の提出期間を与えて、未提出の資料や不整合な点についての説明を求めるとともに、上記(89) (a) から (c) を再度明示した。
- (93) 韓国 UNID からは、回答期限直前の平成 27 年 9 月 24 日 18 時ごろ「回答期限の延長について」が提出され、韓国の祝日の前であること等を理由に追加質問状の回答期限の延長要望

があった。これに対し、調査当局は、(a)まずは期限どおりに回答することを求め、(b)回答期限までに提出できない場合であっても、同年 5 月 26 日付財務省告示第 184 号の八に記載のとおり、同年 9 月 28 日が自発的証拠の提出期限であり、その期限までに提出された資料等については受領する旨を伝達した。なお、韓国では回答期限までの間に祝日はなく、回答を作成する期間が 14 日間、韓国 UNID にはあった。

(94) 韓国 UNID は、平成 27 年 9 月 25 日、「追加質問状に対する回答書（調査項目 L 及び N）」を提出した。また、同年 9 月 28 日に「追加質問状に対する回答書（調査項目 K 及び M）」を提出した。

(95) また、「1 - 4 - 10 意見の表明」に記載のとおり、韓国 UNID は、平成 27 年 9 月 25 日に文書にて、追加質問状に対する回答の提出期限までの間、日本では秋の連休（同年 9 月 19 日から 9 月 23 日まで）があり、韓国においても同年 9 月 26 日以降旧盆の祝日が 4 日間続きその前後の期間休暇を取る者が多いこと、及び追加質問状の質問項目数が多いことを理由として、回答期限の設定が短すぎる旨の意見を提出した。

(96) 調査当局は、平成 27 年 10 月 19 日、「追加質問状の回答に対する確認事項等について」を韓国 UNID に送付し、(a)追加質問状の回答作成期間は 14 日間あり、この間、韓国において祝日はなかったこと、(b)全質問項目のうち、大半の部分は韓国 UNID が当初質問状及び著しい不備に係る指摘において適切に対応していれば追加質問状で回答を求める必要がなかったものであることから、追加質問状において調査当局から新たに回答を求めた項目は全体の 5 分の 1 程度であったことを述べるとともに、回答が提出されていない一部質問項目について、追加的に提出する場合は受領する旨を通知した。

(97) 韓国 UNID は平成 27 年 10 月 26 日に追加質問状で回答が提出されなかった一部の質問項目について回答を提出した。

(98) 上述のとおり、調査当局は、韓国 UNID からの回答期限の延長要望を実行可能なときは認め、著しい不備の指摘等を通じて、未提出の回答についても回答を促し、受領してきた。しかし、韓国 UNID が提出した、当初質問状、著しい不備に係る指摘事項及び追加質問状等に対する回答については、多数の根拠資料が提出されていないことに加え、多数の不整合が認められた。

(99) このため、調査当局は、平成 27 年 12 月 11 日、「貴社回答に関する確認について」を送付して、韓国 UNID に対し、これまで回答をしなかった又は不完全な回答しかしなかった質問事項のうち主要な項目について、その理由等の説明を求めた。

なお、説明を求めるに当たっては、既に告示で定めた証拠等の提出、意見の表明及び情報の提供の各期限をいずれも経過していることを踏まえ、新たな証拠等を提出することなく説明を行うことを求めた。

(100) 平成 27 年 12 月 21 日、韓国 UNID は回答を持参したが、すべての回答について、韓国 UNID が既提出である旨を主張する、過去の質問に対する回答が引用されており、また、一部の回答には新たな証拠を用いた説明が含まれている等当局の指示に従わないものであった。

(101) このため、調査当局は、平成 27 年 12 月 24 日、韓国 UNID に対し、同年 12 月 11 日付け「貴社回答に関する確認について」は、これまで提出されていなかった証拠や新たな証拠の提出を求めるものではないこと、また、韓国 UNID が既に回答を提出したと主張する内容について、再度記載する必要はないこと、韓国 UNID が既に回答を提出したと主張する内容について引用する必要がある場合は、当該内容を引用する必要はなく、当該内容に対応する質問番号、当該内容が含まれている文書の名称、該当頁番号及び提出日を記載すること及び韓国 UNID が既に回答を提出したと主張する内容の提出の事実については、調査当局において確認を行い、判断することを伝え、これまで提出されていなかった証拠や新たな証拠に加え、韓国 UNID が既に回答したと主張する回答内容を除いて、「貴社回答に関する確認について」に対する回答改め版を作成し、同年 12 月 28 日までに再提出するよう求めた。

(102) 平成 27 年 12 月 28 日、韓国 UNID は上記(101)で求めた「貴社回答に関する確認について」に対する回答改め版を提出した。

(103) しかし、当該「貴社回答に関する確認について」に対する回答改め版を踏まえてもなお、韓国 UNID の回答は正常価格の算出において、以下(104)から(106)に述べるとおり、著しく不完全でありかつ多くの不整合が認められた。

(104) 第一に、韓国 UNID の回答による水酸化カリウムの韓国国内販売額の合計は、韓国 UNID が自ら公表している IR 資料の国内販売額の合計（売上額）と整合しなかった。例えば、調査対象期間である平成 26 年について、韓国 UNID 回答額は、IR 資料の売上額を約【比率】下回る額であった。また、韓国 UNID は IR 資料、監査済み財務諸表の内訳、試算表等の既存資料を調査当局の求めにもかかわらず提出しなかった。調査当局は上記(99)のとおり韓国 UNID に上述の点について説明する機会を与え、韓国 UNID は、(102)の回答において、IR 資料と自社回答の違いについて、IR 資料に「水酸化カリウムの売上高」として記載されていた数値は、製品別の売上高の数値ではない旨等説明したが、これらは何ら当局の指摘する不整合等について合理的な説明をするものではなく不十分な説明であった。このため、調査当局は、韓国 UNID がすべての国内取引にかかる販売額を正確に回答したのか否かについて確認をすることができなかった⁷⁷。

(105) また、韓国 UNID の回答した韓国国内販売にかかる個別取引とその根拠資料の間には、特定の取引に関する個々につながりのある一連の資料とは認められない等多数の不整合が認められるとともに、同者回答からは、個別取引にかかる入金の実事を確認することができず、また、当該事実を確認するため調査当局が提出を求めた資料を同社は提出しなかった。調査当局は上記(99)のとおり韓国 UNID に上述の点について説明する機会を与えたが、(102)の回答における韓国 UNID の説明をもってもなお、調査当局はかかる不整合が生じる理由について十分に解明することができず、個別取引額の正確性を確認することができず、また、韓国 UNID が回答に当たり最善を尽くしたとは認められなかった⁷⁸。

(106) 更に、韓国 UNID の回答にかかる水酸化カリウムの製造工程については、KOH30%から KOH50%を製造する工程の収率が理論値を超える等不整合であり、当該工程に基づき製造さ

⁷⁷ 「貴社の回答に関する確認について」II.回答（説明を求める事項）（I）1. 問 1.

⁷⁸ 「貴社の回答に関する確認について」II.回答（説明を求める事項）（I）1. 問 2.

れる製品の製造原価についても、適切な根拠資料が提出されず、説明も十分にされていない等その正確性を確認することができなかった⁷⁹。調査当局は上記(99)のとおり韓国 UNID に上述の点について説明する機会を与えたが、(102)の韓国 UNID の回答は、調査当局が指摘する不整合について合理的に説明するものではなく不十分な説明であった。このため、調査当局は同社の製造工程及び製造原価にかかる回答についてその正確性を確認することができなかった⁸⁰。

(107) したがって、上述(104)から(106)のとおり調査当局は韓国 UNID の国内販売価格並びに製造工程及び製造原価についてその正確性を確認することができなかった。また、韓国 UNID が、国内販売価格並びに製造工程及び製造原価に関する回答並びに証拠の提出に当たり最善を尽くしたとは認められず、同社の本調査に対する対応は、妥当な期間内に調査当局が必要な情報の入手をすることを許さず、若しくはこれを提供せず又は調査を著しく妨げる場合に該当するものであった⁸¹。

(108) このため、調査当局は、知ることができた事実として、申請書において「正常価格の基礎とする価格」とされている価格を韓国国内販売価格として採用することとした。当該価格については、第三者調査機関が韓国の生産者の韓国における販売価格を調査したものであるところ、当該証拠に基づき認定を行うに当たり、調査当局は特に慎重にこれを行うこととし、「**1 - 4 - 5 - 3 申請者に対する質問状の送付等**」に記載のとおり、申請者に対して申請者質問状を送付し、課税を求める書面に記載の情報について説明を求め、【第三者調査機関による調査の内容】回答を得た。調査当局において、【第三者調査機関による調査の内容を合理的であるとする理由】正常価格として用いる⁸²ことは適切であると判断した。

(109) なお、韓国国内販売価格については、他に得られた信頼できる情報はなかったため、上記(108)のとおり、申請書において「正常価格の基礎とする価格」とされている価格以外に採用できるものはないと判断した。

(110) 以上を踏まえ、正常価格は、液体品については、1 固形 kg 当たり【数値】ウォン、固形品については 1kg 当たり【数値】ウォンとなった。

なお、液体品については、水酸化カリウム含有率 100%の固形品に換算した数量である（以下、この章において「固形 kg」と表記する。）。

2 - 2 - 2 - 2 本邦向け輸出価格

(111) 韓国 UNID 回答⁸³によると、調査対象期間中に同者は液体品と固形品の両方を本邦に対し輸出していた。

⁷⁹ 「貴社の回答に関する確認について」Ⅱ.回答（説明を求める事項）（Ⅱ）1.問 1.

⁸⁰ 協定 6.6

⁸¹ 協定 6.8、協定付属書Ⅱ及びガイドライン 10.

⁸² 協定付属書Ⅱ7.

⁸³ 供給者質問状回答書（韓国 UNID）（調査項目 B-1-2）

(112) 液体品については、調査対象期間中に行われた【件数】件⁸⁴の本邦向け輸出取引について、契約条件は CIF 又は CFR であった。公正な価格比較を行うため、韓国 UNID の回答、上記(49)に記載の本邦生産者からの意見の表明及び現地調査の結果を踏まえて控除項目を検討した結果、CIF 条件による輸出取引の価格からは、国際運賃、国際保険料、韓国国内における荷役・通関諸費用、第三者に対する支払い（船積書類の発行を依頼している会社に支払う Document Fee）、その他の間接販売費・一般管理費（日本支社に係る費用）を控除した。CFR 条件による輸出取引の価格からは、国際運賃、韓国国内における荷役・通関諸費用、第三者に対する支払い（船積書類の発行を依頼している会社に支払う Document Fee）、その他の間接販売費・一般管理費（日本支社に係る費用）、その他費用（タンク費用）を控除した。日本支社費用については、現地調査において、韓国本社から日本支社への出向者の給与及び日本支社の借料について計上漏れがあったことを確認⁸⁵し、修正後の金額を控除した。その結果、液体品の重量については、本邦への輸出品は【品種】であったことから、実重量に【数値】を乗じて固形換算重量を算出し、これを加重平均すると、固形換算ベースでの輸出価格は 1 固形 kg 当たり【数値】ウォンとなった。

(113) 固形品については、調査対象期間中に行われた【件数】件⁸⁶の本邦向け輸出取引について、契約条件は CIF 又は CFR であった。公正な価格比較を行うため、韓国 UNID の回答、上記(49)に記載の本邦生産者からの意見の表明及び現地調査の結果を踏まえて控除項目を検討した結果、CIF 条件による輸出取引からは、国際運賃、国際保険料、韓国国内における荷役・通関諸費用、第三者に対する支払い（船積書類の発行を依頼している会社に支払う Document Fee）、その他の間接販売費・一般管理費（日本支社に係る費用）を控除した。CFR 条件による輸出取引からは、国際運賃、韓国国内における荷役・通関諸費用、第三者に対する支払い（船積書類の発行を依頼している会社に支払う Document Fee）、その他の間接販売費・一般管理費（日本支社に係る費用）を控除した。日本支社費用については、現地調査において、韓国本社から日本支社への出向者の給与及び日本支社の借料について計上漏れがあったことを確認⁸⁷し、修正後の金額を控除した。その結果、これを加重平均すると、輸出価格は 1kg 当たり【数値】ウォンとなった。

2 - 2 - 2 - 3 通貨の換算

(114) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、輸出取引の価格については、【通貨単位】で契約及び入金されていたことから、入金日における為替レートを用いて供給者の現地通貨である韓国ウォンに換算し、回答することを求めた。

2 - 2 - 2 - 4 不当廉売差額率

(115) 不当廉売差額は、「2 - 2 - 2 - 1 正常価格」において算出した正常価格と「2 - 2 - 2 - 2 本邦向け輸出価格」において算出した輸出価格との差額として算出したところ、液体については 1 固形 kg 当たり【数値】ウォン、固体については 1kg 当たり【数値】ウォン

⁸⁴ 供給者質問状回答書（韓国 UNID）（様式 B）

⁸⁵ 供給者現地調査結果報告書（韓国 UNID）（4.(11)及び(13)）

⁸⁶ 供給者質問状回答書（韓国 UNID）（様式 B）

⁸⁷ 供給者現地調査結果報告書（韓国 UNID）（4.(11)及び(13)）

となった。また、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出したところ、液体品【数値】%、固形品【数値】%となり、これら液体品と固形品の不当廉売差額率を各数量（液体品については水酸化カリウム含有率 100%に換算後の数量）で加重平均すると、「表 7 不当廉売差額率（韓国 UNID）」のとおり、59.95%となり、僅少ではなかった。

表 7 不当廉売差額率（韓国 UNID）

	不当廉売差額率 (%)
韓国 UNID	59.95

2 - 2 - 3 その他の韓国の供給者

(116) 韓国 UNID 以外の韓国のその他の供給者については、上記(85)から(87)で述べたとおり、調査当局が海外供給者から入手することを要する情報の詳細を明示し、また、当該必要な情報を得ることができない場合、調査当局は知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨も明示したが、必要な情報を提供するその他の供給者はいなかった。したがって、当局は、知ることができた事実に基づき不当廉売差額率を算出することとし、特定されていない韓国のその他の供給者が供給する水酸化カリウムについては、韓国 UNID の不当廉売差額率に基づきこれと同率を適用した。

2 - 2 - 4 韓国の供給者の不当廉売差額率

(117) 上記(115)及び(116)で述べたとおり、韓国の供給者の不当廉売差額率は、「表 8 韓国の供給者の不当廉売差額率」とおりとなった。

表 8 韓国の供給者の不当廉売差額率

	不当廉売差額率 (%)
韓国 UNID	59.95
その他の韓国の供給者	59.95

2 - 3 中国の供給者

2 - 3 - 1 供給者

(118) 「1 - 4 - 2 - 1 供給者への質問状等の送付等」に記載のとおり、中国供給者 2 者（中国 OCI 及び中国 UNID）に対し、確認票及び供給者質問状を送付した。両者から指定した期間内に確認票が提出され、中国 OCI については、同者が、調査対象期間に、調査対象貨物を生産し、日本に輸出したこと及び調査には協力しないことについての回答が得られた。中国 UNID については、同者が、調査対象期間に、調査対象貨物を生産したが、日本に輸出していないこと及び調査には協力しないことについての回答が得られた。

(119) 調査当局は、調査開始と同時に、在日本中華人民共和国大使館に対し、中国 OCI 又は中国 UNID 以外の者で本邦に輸出される調査対象貨物の生産及び輸出を行っている者がある場合、証拠の提出の機会を設けるため質問状を追送する用意があるので、そのような生産者及び輸出者に係る情報の提供を依頼するとともに、中国 OCI、中国 UNID 及び調査対象貨物の

輸入者として調査当局が知り得た 3 者に対し、調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票並びに調査対象貨物の輸入者に対する確認票において、海外生産者及び輸出者の情報の提供を求めるとともに、財務省及び経済産業省のホームページにおいて本件調査にかかる確認票及び質問状が入手可能であることを当該者に伝達することを依頼した。しかしながら、在日本中華人民共和国大使館並びに確認票を提出した中国 OCI、中国 UNID 及び調査対象貨物の輸入者として調査当局が知り得た 3 者から、調査当局に対し、中国 OCI 又は中国 UNID 以外の供給者に関する情報は提供されなかった。

(120) また、調査当局は、中国 OCI 又は中国 UNID 以外の者が、「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する調査への協力のお願ひ」、「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票」及び「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する質問状」をダウンロードすることができるよう、財務省及び経済産業省のホームページに質問状等を掲載した。その際、「調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する調査への協力のお願ひ」の【注意事項】(3)において、指定した回答期限までに供給者質問状に回答しない場合、協定 6.8、協定附属書Ⅱ及びガイドライン 10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨を明示した。しかしながら、調査当局に対し、中国 OCI 又は中国 UNID 以外の供給者が名乗り出ることはなかった。

(121) このため、調査当局は、中国 OCI が生産する水酸化カリウムについて本邦への不当廉売輸入の事実を検討することとし、特定されていない中国のその他の供給者が生産した水酸化カリウムについては、知ることができた事実により、本邦への不当廉売輸入の事実を検討することとした。

2 - 3 - 2 代替国候補の選定

(122) 中国を原産地とする調査対象貨物の正常価格の算定に当たり、代替国販売価格を用いる可能性を考慮し、「1 - 4 - 6 代替国に係る選定通知の送付等」のとおり、代替国選定に係る通知を行ったところ、すべての利害関係者及び輸出国政府から意見はなかった。

(123) 上記(122)を踏まえ、「1 - 4 - 7 代替国候補の生産者への質問状等の送付等」に記載のとおり、代替国に所在する生産者に対し代替国質問状を送付したところ、3 者から代替国質問状回答書が提出されたが、うち 1 者については、一部の調査項目に対する回答しか提出されなかった。

(124) 上記(123)を踏まえ、「1 - 4 - 6 代替国に係る選定通知の送付等」の「表 4 代替国候補の優先順位リスト」に基づき検討した結果、代替国質問状に対しすべて回答した 2 者が所在する国を代替国とすることとした。

(125) また、調査対象貨物は、水酸化カリウムの液体品及び固形品であり、代替国として認定した国に所在する代替国質問状に回答した 2 者は、調査対象貨物と比較可能な貨物の生産及び販売を行っていたことから、これら 2 者の代替国販売価格の情報を採用することとした。

2 - 3 - 3 中国 OCI

2 - 3 - 3 - 1 正常価格

(126) 正常価格については、「2 - 1 - 3 調査対象貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実の基本的考え方」に記載のとおり、中国 OCI から、水酸化カリウムの生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることが示されなかったため、正常価格の算出には、「2 - 1 - 2 正常価格の算出の基本的考え方」に記載のとおり、代替国販売価格を採用することとした。

2 - 3 - 3 - 2 代替国の正常価格

(127) 水酸化カリウムに関し、代替国における実際の商取引において使用されている国内販売価格を用いて正常価格を算出した。なお、この場合において関連企業間の取引を除外し非関連企業との取引を対象⁸⁸とした⁸⁹。

(128) 代替国販売価格の計算に当たっては、上記(79)の考え方にに基づき、1 固形 kg 当たりの生産費（固定費及び変動費）に管理費、販売経費及び一般的な経費を加えた価格と代替国価格を比較し、コスト割れ価格による販売の有無を確認した。その結果、コスト割れ価格による販売が長い期間にわたり相当な量であり、かつ、合理的な期間内にすべての費用を回収することができない価格による販売については、正常価格の算出の際に除外した。

(129) 代替国の正常価格は、液体品と固形品に分けて算出した。代替国の正常価格を算出するに当たり、輸出価格には増値税が含まれないため、代替国における内国間接税を控除し、また、価格比較のため、本邦向け輸出価格の取引段階に正常価格の取引段階を合わせた上で、全取引を加重平均したところ、液体品の正常価格は、1 固形 kg 当たり【数値】人民元となり、固形品の正常価格は 1kg 当たり【数値】人民元となった。

2 - 3 - 3 - 3 本邦向け輸出価格

(130) 「1 - 4 - 2 - 1 供給者への質問状等の送付等」に記載のとおり、中国 OCI からの回答がなかったため、調査当局は、上記「1 - 9 知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用」から、輸出価格について知ることができた事実として中国税関が提供する輸出貿易統計データ⁹⁰（FOB ベース）を用いることとした。当該データには、固形品と液体品の両方が含まれるが、輸入者質問状回答書⁹¹及び財務省貿易統計の毎月の輸入量、輸入港のデータから固形品か液体品かを判断し輸出諸掛りを控除して、それぞれの加重平均輸出価格を算出したところ、液体品は 1 固形 kg 当たり【数値】人民元、固形品は 1kg 当たり【数値】人民元となった。

2 - 3 - 3 - 4 通貨の換算

⁸⁸ ガイドライン 7.(4)一

⁸⁹ 代替国質問状回答書（様式 B）

⁹⁰ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「中国税関輸出貿易統計」

⁹¹ 輸入者質問状回答書（伊藤忠商事）（様式 B）

(131) 不当廉売差額の算出のための価格比較において、販売月における為替レートを用いて供給者の現地通貨である人民元に換算した。なお、輸出価格については、販売日が不明であったことから、販売のあった月の月中平均為替レートを用い、また、輸出諸掛りについては、申請書において示される円建ての数値から、年間平均為替レートを用いて、それぞれ換算した。

2 - 3 - 3 - 5 不当廉売差額率

(132) 不当廉売差額は、「2 - 3 - 3 - 2 代替国の正常価格」において算出した正常価格と「2 - 3 - 3 - 3 本邦向け輸出価格」において算出した輸出価格との差額として算出した。その結果、液体品については1固形kg当たり【数値】人民元、固形品については1kg当たり【数値】人民元となった。また、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出したところ、液体品については【数値】%、固形品については【数値】%となった。更に、これら液体品と固形品の不当廉売差額率を液体品と固形品の数量（液体品については水酸化カリウム含有率100%に換算後の数量）で加重平均すると、「表9 不当廉売差額率(中国 OCI)」のとおり91.66%となり、僅少ではなかった。

表9 不当廉売差額率(中国 OCI)

	不当廉売差額率(%)
中国 OCI	91.66

2 - 3 - 4 その他の中国の供給者

(133) 中国 OCI 以外の中国のその他の供給者については、上記(119)から(121)で述べたとおり、調査当局が海外供給者から入手することを要する情報の詳細を明示し、また、当該必要な情報を得ることができない場合、調査当局は知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨も明示したが、必要な情報を提供するその他の供給者はいなかった。したがって、当局は、知ることができた事実に基づき不当廉売差額率を算出することとし、特定されていない中国のその他の供給者が供給する水酸化カリウムについては、中国 OCI の不当廉売差額率に基づきこれと同率を適用した。

2 - 3 - 5 中国の供給者の不当廉売差額率

(134) 上記(132)及び(133)で述べたとおり、中国の供給者の不当廉売差額率は、「表10 中国の供給者の不当廉売差額率」のとおりとなった。

表10 中国の供給者の不当廉売差額率

	不当廉売差額率(%)
中国 OCI	91.66
その他の中国の供給者	91.66

2 - 4 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項についての結論

(135) 以上のとおり、韓国及び中国を原産地とする不当廉売された水酸化カリウムの、本邦への輸入の事実が認められた。

3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

(136) 調査対象貨物について、「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」のとおり、不当廉売された貨物の輸入の事実が認められたことを踏まえ、当該不当廉売された輸入貨物（以下「当該輸入貨物」という。）が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について検討を行った。

(137) なお、水酸化カリウムの輸入品については、我が国の輸入貿易統計では、液体品及び固形品の両方について実際の数量（以下「実数量」という。）が合算された形で輸入統計品目番号2815.20-000（水酸化カリウム（かせいカリ））に計上されている。一方、本邦の産業における当該輸入貨物と同種の貨物（以下「本邦産同種の貨物」という。）については、本邦における商慣行としてその多くが液体品を固形品に換算した数量（以下「固形換算数量」という。）で取引されていた⁹²。よって、本章においては、原則、輸入品を含む数値を分析する場合には実数量で、また、本邦産同種の貨物のみについて分析する場合には液体品について固形換算数量で、数値を算出し分析を行っている⁹³。

3 - 1 同種の貨物の検討

(138) 損害の決定は、実証的な証拠に基づき、(a)ダンピング輸入の量及びダンピング輸入が国内市場における同種の製品の価格に及ぼす影響、並びに(b)ダンピング輸入が同種の製品の国内生産者に結果として及ぼす影響の双方についての客観的な検討に基づいて行う⁹⁴こととされている。そこで、まず、本邦産同種の貨物の範囲について、物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途、代替性及び貿易統計上の分類から検討を行った。

3 - 1 - 1 物理的及び化学的特性

(139) 当該輸入貨物には、無色無臭の液体品及び無臭で白色片状の固形品があり、どちらも原材料である塩化カリウムを電気分解することにより製造される。種類としては、濃度が48%以上の液体品及び濃度が85%以上の固形品があり、固形品の多くはフレーク状であるが、一部ペレット状のものもある。更に、ナトリウムなどの不純物を低減した純度の高い製品も存在した⁹⁵。一方、本邦産同種の貨物も、無色無臭の液体品と無臭で白色片状の固形品に大別され、液体品は濃度48%以上、固形品については95%以上のものが多く、固形品についてはフレーク状のものが多かった。また、ナトリウムなどの不純物を低減した純度の高い製品も存在した。

⁹² 本邦生産者現地調査結果報告書（旭硝子）（(10)）及び本邦生産者現地調査結果報告書（東亜合成）（I.）

⁹³ 本報告書の第3章及び第4章における各表の数値については、表17-2及び表17-3を除き、液体品と固形品の合計値である。また、各表においては、実数量にて算出しているものについてはその旨明記し、それ以外の表については、液体品を固形換算数量で算出している。

⁹⁴ 協定3.1

⁹⁵ 供給者質問状回答書（調査項目A-5-1、様式A-5-2、様式A-5-3）及び輸入者質問状回答書（様式A-5-1）

(140) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の物理的及び化学的特性は共通していた。

3 - 1 - 2 製造工程

(141) 水酸化カリウムの一般的な製造方法⁹⁶は次のとおりである。

- (a) 原材料である塩化カリウムに水を加えて電解槽で電気分解を行うと、イオン交換膜を境にしてプラス側に塩素、マイナス側に液体の水酸化カリウム及び水素が発生する
($\text{KCl} + \text{H}_2\text{O} \rightarrow \text{KOH} + 1/2\text{H}_2 + 1/2\text{Cl}_2$)。
- (b) 発生した水酸化カリウムを濃縮すると液体の水酸化カリウム（液体品）が製造される。
- (c) 液体の水酸化カリウムを更に濃縮し、乾燥させると固体の水酸化カリウム（固形品）が製造される。

(142) 当該輸入貨物及び本邦産同種の貨物の製造方法としては、現在ではイオン交換膜法が採用されており、どちらも同様の方法で生産されていた。

(143) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の製造工程は共通していた。

3 - 1 - 3 流通経路

(144) 当該輸入貨物の本邦における流通経路については、輸入者が最終ユーザーに直接販売している場合及び国内商社等を介して最終ユーザーに販売している場合を確認した⁹⁷。本邦産同種の貨物についても、同様に、本邦生産者が最終ユーザーに直接販売している場合及び国内商社等を介して最終ユーザーに販売している場合があった⁹⁸。

(145) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の流通経路は共通していた。

3 - 1 - 4 価格の決定方法

(146) 水酸化カリウムの本邦における購入価格の決定方法については、取引先との個別の交渉や入札によって行われており、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の両者に違いは無いことを確認⁹⁹した。

(147) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の価格決定の方法は共通していた。

3 - 1 - 5 用途

(148) 当該輸入貨物は、洗浄剤や合成樹脂、農薬、カリウム系化合物の製造、医薬品、食品添加物、化学肥料などに使用されている。更に、ナトリウムなどの不純物を低減したものについては液晶ディスプレイやウエハーの洗浄剤などに用いられていた。一方、本邦産同種の貨物

⁹⁶ http://chemindustry.ru/Potassium_Hydroxide.php

⁹⁷ 産業上の使用者質問状回答書（様式 A-3）

⁹⁸ 本邦生産者質問状回答書（様式 A-10）

⁹⁹ 産業上の使用者質問状回答書（調査項目 D-1）

についても、カリ塩類原料、洗剤石鹼原料、合成樹脂、食品添加物、農薬及び医薬等に使用され、特にナトリウムなどの不純物を低減したものについては電子材料や半導体製造工程等に用いられていた¹⁰⁰。

(149) 以上のとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の用途は共通していた。

3 - 1 - 6 代替性

(150) 代替性については、「表 11 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性」のとおり、「わからない」との回答を除くと、代替性が「あり」又は「一定の条件を満たせば可能」との回答が全体の 9 割以上を占め、後記(160)で述べるとおり、当該輸入貨物と本邦産同種の貨物は代替可能と認識されていることが認められた。

表 11 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との代替性

代替可能性の状況 (%)	
代替可能性あり	23.1
一定の条件を満たせば代替可能	30.8
わからない	42.3
代替不可能	3.8

(出所) 産業上の使用者質問状回答書 (様式 C-3-1)

3 - 1 - 7 貿易統計上の分類

(151) 当該輸入貨物は輸入統計品目番号 2815.20-000 (水酸化カリウム (かせいカリ)) に分類され、本邦産同種の貨物もすべて同じ統計品目番号 (水酸化カリウム (かせいカリ)) に分類されることを確認した。

3 - 1 - 8 同種の貨物の検討についての結論

(152) 上記のとおり、本邦産同種の貨物は、当該輸入貨物と物理的・化学的特性、製造工程、流通経路、価格の決定方法、用途及び貿易統計上の分類に関して共通しており、高い代替性を有していることが認められた。したがって、本邦産同種の貨物が協定 2.6 で規定する同種の貨物であることを確認した。

3 - 2 本邦の産業

(153) 利害関係者から提出された証拠¹⁰¹から、本邦において水酸化カリウムを生産しているのは、旭硝子株式会社 (以下「旭硝子」という。)、ダイソー株式会社 (以下「ダイソー」という。)、東亜合成株式会社 (以下「東亜合成」という。) 及び日本曹達株式会社 (以下「日本曹達」と

¹⁰⁰ 本邦生産者質問状回答書 (様式 A-6-2)、供給者質問状回答書 (A-5-2、様式 A-5-3)、輸入者質問状回答書 (様式 A-5-1) 及び産業上の使用者質問状回答書 (様式 B-1)

¹⁰¹ 申請書 (4-2.及び別紙 7)

いう。)の4者であることを確認¹⁰²した。「表12 本邦の産業の状況(平成26年)」のとおり、これら4者が本邦で生産する水酸化カリウムが本邦における水酸化カリウムの総生産高となり、総生産高に占める割合は100%であった。

(154) 旭硝子、ダイソー、東亜合成及び日本曹達の4者について、当該輸入貨物の供給者又は輸入者との関係を確認したところ、特段の関係はなかった¹⁰³。また、本件課税申請の日の6月前の日以後同申請の日の前日まで(平成26年10月～27年4月)の当該輸入貨物の輸入の有無について確認したところ、4者共に輸入の事実はなかった¹⁰⁴ことから、本邦の生産者に該当すると判断¹⁰⁵した。

表12 本邦の産業の状況(平成26年)

生産者名	生産高及び本邦の 総生産高に占める割合		当該輸入貨物の 輸入の有無	申請に対する 支持の状況
	生産高(MT)	占拠率(%)		
旭硝子	【数値】	【数値】	無	支持する
ダイソー	【数値】	【数値】	無	支持する
東亜合成	【数値】	【数値】	無	支持する
日本曹達	【数値】	【数値】	無	支持する
合計	【数値】	100.0		

(出所) 本邦生産者確認票(3.(1)及び5.)、本邦生産者現地調査提出資料(旭硝子)(様式K-4(様式B-1関係)訂正版)、本邦生産者追加質問状回答に関する確認事項回答書(ダイソー)(様式K-1(様式B-1関係))、本邦生産者質問状回答書(東亜合成)(様式B-1)及び本邦生産者追加質問状回答書(日本曹達)(様式K-1(様式B-1関係))

(155) 以上のとおり、本邦の産業は、旭硝子、ダイソー、東亜合成及び日本曹達の4者とした¹⁰⁶。

3-3 累積的な評価

3-3-1 累積的な評価

(156) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業へ及ぼす影響を累積的に評価することの適否について、(a)同時に複数の供給国が調査対象となっていること、(b)各国からの輸入に係る不当廉売価格差が僅少ではないこと、(c)各国からの輸入数量が無視できないこと、(d)輸入産品との競争の状態及び輸入産品と国内の同種の産品との間の競争の状態に照らして輸入の及ぼす影響を累積的に評価することが適当であること、について検討¹⁰⁷した。

¹⁰² 本調査においては、水酸化カリウムの生産を「原材料の塩化カリウムから電気分解を経て水酸化カリウムを生成すること」と定義する。

¹⁰³ 本邦生産者質問状回答書(調査項目A-2)

¹⁰⁴ 本邦生産者確認票3.(1)

¹⁰⁵ 政令第4条第2項

¹⁰⁶ 協定4.1、政令第4条第1項及びガイドライン4.(1)

¹⁰⁷ 協定3.3

3 - 3 - 2 当該輸入貨物の供給国、不当廉売差額、輸入量及び競争状態

3 - 3 - 2 - 1 当該輸入貨物の供給国

(157) 当該輸入貨物の供給国は韓国及び中国であり、複数の供給国が調査対象である。

3 - 3 - 2 - 2 当該輸入貨物の不当廉売差額

(158) 当該輸入貨物の不当廉売による正常価格との価格差は、「2 - 2 - 4 韓国の供給者の不当廉売差額率」及び「2 - 3 - 5 中国の供給者の不当廉売差額率」のとおり、輸出取引価格に対する百分率によって表示した場合、いずれも2%を超えており、僅少ではない。

3 - 3 - 2 - 3 当該輸入貨物の輸入量

(159) 当該輸入貨物の輸入量について、不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する調査の対象期間¹⁰⁸である平成26年では、「表13 当該輸入貨物の輸入量」のとおり、総輸入量26,246MTのうち、韓国からの輸入量が24,467MT（総輸入量比93.2%）、中国からの輸入量が1,100MT（同4.2%）となっており、いずれも無視できない数量であった。なお、同年におけるその他の国からの輸入は679MT（同2.6%）であった。

表13 当該輸入貨物の輸入量

		年				
		22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
当該輸入貨物の 輸入量(合計)	輸入量 (MT)	14,352	18,128	17,295	20,693	25,567
	対総輸入量 (%)	82.1	82.6	86.5	92.4	97.4
韓国	輸入量 (MT)	11,639	17,858	17,017	20,593	24,467
	対総輸入量 (%)	66.6	81.3	85.1	92.0	93.2
中国	輸入量 (MT)	2,713	270	278	100	1,100
	対総輸入量 (%)	15.5	1.2	1.4	0.4	4.2
第三国からの 輸入量(合計)	輸入量 (MT)	3,120	3,826	2,708	1,702	679
	対総輸入量 (%)	17.9	17.4	13.5	7.6	2.6
総輸入量		17,472	21,953	20,004	22,395	26,246
		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所) 財務省貿易統計

(注1) 実数量にて算出

3 - 3 - 2 - 4 原産国の異なる水酸化カリウムの間の競争状態

(160) 原産国が異なる水酸化カリウムの間の競争状態に関して、原産国間の代替性に関する本邦生産者質問状、輸入者質問状及び産業上の使用者質問状の回答書を集計したところ、「表14 原産国間の代替性(本邦の生産者、輸入者及び産業上の使用者合計)」のとおり、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物のうち韓国を供給国とする輸入貨物(以下「韓国産輸入貨物」という。)

¹⁰⁸ ガイドライン 6.(6)

の間では「代替可能性あり」又は「条件付きで代替可能」との回答がほとんどであり、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物のうち中国を供給国とする輸入貨物（以下「中国産輸入貨物」という。）の間でも「代替可能性あり」又は「条件付きで代替可能」との回答が過半数を占めており、競争状態にあることが認められた。

また、韓国産輸入貨物と中国産輸入貨物の間の代替性については、「わからない」との回答が過半数を占めつつも、「代替可能性なし」との回答は極めて限定的であり、「代替可能性あり」又は「条件付きで代替可能」との回答が多数を占めていることから、これらの水酸化カリウムの間で競争状態にあることが認められた。

(161) 「条件付きで代替可能」との回答における条件の内容としては、顧客が指定した純度や品質水準などの仕様を達成していること等が挙げられていた¹⁰⁹。当該輸入貨物の供給者及び本邦の生産者の双方が、顧客の仕様に応じて純度等の調整を行った製品展開をしていることから、原産国間の代替性を否定するものではないことが認められた。

なお、実際に同一の用途に用いる水酸化カリウムを複数の原産国から購入している産業上の使用者が、その代替性について肯定的な回答をしていることから、これらの水酸化カリウムの間で競争状態にあることが認められた。

表 14 原産国間の代替性（本邦の生産者、輸入者及び産業上の使用者合計）

原産国	回答	回答の割合（国別の組み合わせ）（%）		
		韓国	中国	第三国
日本	代替可能性あり	65.0	25.0	17.5
	条件付きで代替可能	20.0	32.5	10.0
	代替可能性なし	2.5	5.0	5.0
	わからない	12.5	37.5	67.5
韓国	代替可能性あり		20.0	15.0
	条件付きで代替可能		27.5	7.5
	代替可能性なし		2.5	2.5
	わからない		50.0	75.0
中国	代替可能性あり			12.5
	条件付きで代替可能			7.5
	代替可能性なし			0.0
	わからない			80.0

（出所）本邦生産者質問状回答書（様式 A-13）、輸入者質問状回答書（様式 A-9）及び産業上の使用者質問状回答書（様式 C-3）

(162) 以上のとおり、原産国が異なる水酸化カリウムの間には代替性があり、競争状態にあると認められた。したがって、当該輸入貨物相互の競争状態及び当該輸入貨物と本邦産同種の貨物との間の競争状態に照らし、輸入の及ぼす影響を累積的に評価することが適当であると判断した。

¹⁰⁹ 本邦生産者質問状回答書（様式 A-13-2）、輸入者質問状回答書（様式 A-9-(2)）及び産業上の使用者質問状回答書（様式 C-3-2）

3 - 3 - 3 中国産輸入貨物を累積的に評価することの検討

3 - 3 - 3 - 1 中国産輸入貨物を累積的に評価することに関する意見

- (163) 中国産輸入貨物を累積的に評価することに関して、供給者（韓国 UNID、中国 UNID 及び中国 OCI）及び輸入者（伊藤忠商事）から、次の内容の意見の表明¹¹⁰があった。
- (a) 中国産輸入貨物の輸入量は、2014 年では 2010 年比で半分以下に減少し、国内需要量に占める比率で見ても、2010 年の 1.5%から 2014 年の 0.7%に減少しており、中国産輸入貨物の輸入量は著しく増加していないことから、日本国の産業に実質的な損害を与えていないこと。
 - (b) 中国産輸入貨物の輸入量の総輸入量に占める割合は、2011 年から 2013 年にかけて 3%未滿となっており、当該 3 年間は無視することができる割合であること、また、2010 年と 2014 年を比べれば輸入量が下落しており、「著しく増加」していないことは明らかであること。
 - (c) 中国産輸入貨物の輸入量の国内需要量に占める割合は僅少であり、国内市場に対する影響は「無視できる」ものということができることから、本邦の産業に対する「実質的な損害」を与えたと認めることはできないこと。
 - (d) 中国産輸入貨物の輸入量は無視することができるものであり、韓国産輸入貨物と中国産輸入貨物の輸入の変遷は大きく異なり、また、産業上の使用者質問状回答書によれば、韓国産輸入貨物及び中国産輸入貨物と本邦産同種の貨物の競争状態について不明あるいは異なるものと認識していることから、協定に定める累積の要件が満たされていないことは明白であるので、中国産輸入貨物については韓国産輸入貨物と累積的に評価すべきではないこと。
- (164) 上記(163)の各意見に対して、申請者から、次の内容の意見の表明¹¹¹があった。
- (a) 中国産輸入貨物の輸入量は、2010 年から 2011 年にかけて輸入量を落とした後、2014 年に再び著しく増加しており、全体の経緯をみれば 2014 年に著しく増加したといえ、調査対象期間中に実質的な損害がないということとはできないこと。
 - (b) 協定 5.8 は当該輸入自体による実質的損害の有無を判断する際に僅少なものを無視する規定と解するべきであり、輸入量の増減の側面から実質的損害を判断する場合に一部の期間の輸入量をまったく捨象することを定める規定ではない。したがって、全体の経緯に基づき判断する必要があること。
 - (c) 協定等又は関係法令のいずれにおいても国内需要量に占める中国産輸入貨物の輸入量が僅少である場合に無視出来るという規定は存在せず、中国産輸入貨物の輸入は本邦の産業に対して実質的な損害を与えているというべきこと。
 - (d) 中国産輸入貨物の輸入は単独で本邦の産業に実質的損害を与えており、仮にこれが認められない場合でも、協定 3.3 の 3 要件については、i)韓国産輸入貨物、中国産輸入貨物共にダンピングの価格差は僅少であるものより大きく、ii)輸入量は無視することができるものではなく、iii)韓国産輸入貨物の生産者（韓国 UNID）と中国産輸入貨物の生産者

¹¹⁰ 意見の表明（韓国 UNID 平成 27 年 9 月 25 日）、意見の表明（中国 UNID 及び中国 OCI 平成 27 年 9 月 25 日）、意見の表明（中国 UNID 及び中国 OCI 平成 27 年 11 月 26 日）及び意見の表明（伊藤忠商事 平成 27 年 9 月 28 日）

¹¹¹ 意見の表明（カリ電解工業会 平成 27 年 11 月 24 日）

(中国 UNID 及び中国 OCI) が関連会社であって、一体のグループとしてグローバル戦略を共有し、特定の国に対する販売において相互に競合しないよう調整していると推察できること、及び仮に韓国産輸入貨物に対してのみ不当廉売関税を賦課した場合に中国産輸入貨物により迂回的に輸入販売を行う可能性も十分にある関係にあることから、輸入の及ぼす影響を累積的に評価することも適当であること。

3 - 3 - 3 - 2 中国産輸入貨物を累積的に評価することに関する意見の検討

(165) 上記(163)の意見に関して、中国産輸入貨物については、上記(158)のとおりダンピングの価格差は2%を超えており当該価格差は僅少ではない。また、WTO/AD委員会の2002年11月29日付け勧告¹¹²を踏まえ、不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する調査の対象期間¹¹³である平成26年の輸入量を確認すると、対総輸入量比で3%を超えており、不正廉売貨物の輸入量は無視出来るものではない。更に、上記(160)のとおり韓国産輸入貨物及び中国産輸入貨物の間で、又は、韓国産輸入貨物若しくは中国産輸入貨物と本邦産同種の貨物との間で著しい競争状態にある。したがって、協定3.3に規定する累積の要件を満たしており、輸入の及ぼす影響を累積的に評価することが適当であると認められるので、韓国産輸入貨物と中国産輸入貨物を累積的に評価すべきでは無いとの各意見については、いずれも受け入れられない。

3 - 3 - 4 結論

(166) 以上により、不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業へ及ぼす影響について、韓国産輸入貨物及び中国産輸入貨物の輸入の及ぼす影響を累積的に評価¹¹⁴することが適当と判断した。

3 - 4 当該輸入貨物の輸入の増加及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響

3 - 4 - 1 当該輸入貨物の輸入の増加

(167) 当該輸入貨物の輸入量の推移は、前述の「表13 当該輸入貨物の輸入量」のとおりであった。当該輸入貨物の輸入は、平成22年には14,352MTであり、同年の総輸入量の82.1%を占めていた。その後、平成24年には17,295MT(平成22年比21%増)、平成25年には20,693MT(平成22年比44%増)、平成26年には25,567MT(平成22年比78%増)となっており、調査対象期間全体で著しい増加を示した。

(168) 当該輸入貨物の輸入量の変化を本邦産同種の貨物の販売量との比較で見ると、「表15 当該輸入貨物の輸入量及び本邦産同種の貨物の販売量の変化」のとおり、本邦産同種の貨物の

¹¹² Committee on Anti-Dumping Practices “RECOMMENDATION CONCERNING THE TIME-PERIOD TO BE CONSIDERED IN MAKING A DETERMINATION OF NEGLIGIBLE IMPORT VOLUMES FOR PURPOSES OF ARTICLE 5.8 OF THE AGREEMENT” (G/ADP/10)

¹¹³ ガイドライン 6.(6)

¹¹⁴ 協定 3.3

販売量は、減少傾向を示しており、平成 22 年と比較して平成 26 年には【8 ポイント】%の減少となった。

表 15 当該輸入貨物の輸入量及び本邦産同種の貨物の販売量の変化

年	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
当該輸入貨物の輸入量 (MT)	【100】 14,352	【126】 18,128	【121】 17,295	【144】 20,693	【178】 25,567
本邦産同種の貨物の販売量 (MT) (国内販売量)	【100】	【92】	【101】	【100】	【92】

(出所) 財務省貿易統計、本邦生産者現地調査提出資料(旭硝子)(様式 J-1(様式 B-1 関係)訂正版)、本邦生産者追加質問状回答に関する確認事項回答書(ダイソー)(様式 J-1(様式 B-1 関係))及び本邦生産者追加質問状回答書(東亜合成及び日本曹達)(様式 J-1(様式 B-1 関係))

(注 1) 販売量及び輸入量は実数量

(注 2) 各欄の【 】は、平成 22 年を 100 とする指数である。

(注 3) 本報告書の本邦産同種の貨物の販売量及び販売額には、本邦生産者間の取引は含まれない

(169) また、本邦市場における当該輸入貨物、本邦産同種の貨物及び第三国から輸入した同種の貨物(以下「第三国産同種の貨物」という。)の本邦での消費における相対的な変化を見ると、「表 16 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化(市場占拠率)」のとおり、調査対象期間における当該輸入貨物の市場占拠率は、平成 22 年から平成 26 年にかけて年々急速に増加し、平成 26 年においては平成 22 年に比べて【82 ポイント】%増加した。

これに対して、本邦産同種の貨物の市場占拠率は年々減少し、平成 26 年においては平成 22 年に比べて【6 ポイント】%減少した。また、第三国産同種の貨物の市場占拠率は、著しく減少しており、平成 26 年においては平成 22 年に比べて【78 ポイント】%減少し、本邦の市場全体の【0-5】%を割り込む占拠率となった。

表 16 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化(市場占拠率)

年	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
当該輸入貨物の占拠率 (%)	【100】	【132】	【118】	【140】	【182】
本邦産同種の貨物の占拠率 (%)	【100】	【96】	【99】	【97】	【94】
第三国産同種の貨物の占拠率 (%)	【100】	【128】	【85】	【53】	【22】

(出所) 財務省貿易統計、本邦生産者現地調査提出資料(旭硝子)(様式 J-1(様式 B-1 関係)訂正版)、本邦生産者追加質問状回答に関する確認事項回答書(ダイソー)(様式 J-1(様式 B-1 関係))及び本邦生産者追加質問状回答書(東亜合成及び日本曹達)(様式 J-1(様式 B-1 関係))

(注 1) 実数量より算出

(注 2) 当該輸入貨物の占拠率 (%) = 当該輸入貨物量 (kg) / (国内販売量 + 総輸入量) (kg) × 100

(注 3) 本邦産同種の貨物の占拠率 (%) = 国内販売量 (kg) / (国内販売量 + 総輸入量) (kg) × 100

(注 4) 第三国産同種の貨物の占拠率 (%) = 当該輸入貨物の供給国以外の輸入量 (kg) / (国内販売量 + 総輸入量) (kg) × 100

(注 5) 各欄の【 】は、平成 22 年を 100 とする指数である。

3 - 4 - 2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響

(170) 当該輸入貨物の本邦内での販売価格と、本邦産同種の貨物の本邦における販売価格について、まず、全ての販売の年別加重平均価格を比較した。「表 17-1 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（液体及び固体加重平均価格、庭先渡し¹¹⁵）」のとおり、当該輸入貨物の販売価格は、平成 22 年、23 年と本邦産同種の貨物の価格を約 1 割下回り、平成 24 年には前年に比べやや上昇したものの本邦産同種の貨物の価格が下落し続けたため本邦産同種の貨物の販売価格に近づき、平成 25 年には本邦産同種の貨物の販売価格とほぼ同程度の価格となった。しかし、平成 26 年には前年に比べて大きく下落したため、再び本邦産同種の貨物の価格を約 1 割下回った。つまり、調査対象期間を通してみると、本邦産同種の貨物の価格は調査対象期間中下落していた中、当該輸入貨物の販売価格は殆どの期間本邦産同種の貨物の価格を大きく下回っており、著しいプライスアンダーカッティングが認められた。

(171) また、液体品（固形換算）と固形品は価格が大きく異なることから、液体品と固形品に分けて分析をおこなったところ、液体品については、「表 17-2 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（液体、庭先渡し）」のとおり、本邦産同種の貨物及び当該輸入貨物共に、上記全取引の加重平均とほぼ同様の動きを示しており、当該輸入貨物による著しいプライスアンダーカッティングが認められた。一方、固形品については、「表 17-3 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（固体、庭先渡し）」のとおり、本邦産同種の貨物の価格は低下する一方、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物の価格差は約 20～30% と取引全体または液体品に比べても更に大きく、同様に著しいプライスアンダーカッティングが認められた。

表 17-1 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（液体及び固体加重平均価格、庭先渡し）

年	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
本邦産同種の貨物 (円/kg)	【100】	【95】	【90】	【87】	【88】
当該輸入貨物 (円/kg)	【100】	【97】	【98】	【98】	【89】
価格比 (%)	【85-100】	【85-100】	【85-100】	【90-105】	【85-100】

(出所) 本邦生産者質問状回答書（旭硝子及び東亜合成）（様式 C-1）、本邦生産者追加質問状回答書（ダイソー）（様式 K-4（様式 C-1 関係））、本邦生産者追加質問状回答書（日本曹達）（様式 K-1（様式 C-1 関係））、輸入者追加質問状回答書（伊藤忠商事）（様式 K-2（様式 C-14 関係）、様式 L-2（様式 C-14 関係）及び様式 N-1（様式 C-14 関係））及び輸入者質問状回答書（日星産業）（様式 C-14）
 (注 1) 本邦産同種の貨物及び当該輸入貨物の液体品及び固形品の全販売取引について、全体の約【数値】割を占める庭先渡しの年別加重平均価格で比較。

(注 2) 本邦産同種の貨物（円/kg）及び当該輸入貨物（円/kg）欄の【 】は、平成 22 年を 100

¹¹⁵ 「庭先渡し」とは、販売者が購入者の指定した場所まで貨物を運搬し、そこで購入者に当該貨物を受渡す場合をいう。当該指定場所までの運賃等の諸掛かりは販売者負担。

とする指数である。

(注 3) 価格比 (%) = 当該輸入貨物 (円/kg) / 本邦産同種の貨物 (円/kg) × 100

表 17-2 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格 (液体、庭先渡し)

年	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
本邦産同種の貨物 (円/kg)	【100】	【95】	【90】	【87】	【88】
当該輸入貨物 (円/kg)	【100】	【98】	【99】	【100】	【91】
価格比 (%)	【85-100】	【85-100】	【85-100】	【90-105】	【85-100】

(出所) 表 17-1 と同様

(注 1) 本邦産同種の貨物及び当該輸入貨物の液体品の全販売取引について、全体の約【数値】割を占める庭先渡しの年別加重平均価格で比較。

(注 2) 本邦産同種の貨物 (円/kg) 及び当該輸入貨物 (円/kg) 欄の【 】は、平成 22 年を 100 とする指数である。

(注 3) 計算式は表 17-1 と同様

表 17-3 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格 (固体、庭先渡し)

年	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
本邦産同種の貨物 (円/kg)	【100】	【98】	【95】	【98】	【91】
当該輸入貨物 (円/kg)	【100】	【96】	【95】	【93】	【96】
価格比 (%)	【70-85】	【70-85】	【70-85】	【65-80】	【75-90】

(出所) 表 17-1 と同様

(注 1) 本邦産同種の貨物及び当該輸入貨物の固形品の全販売取引について、全体の約【数値】割を占める庭先渡しの年別加重平均価格で比較。

(注 2) 本邦産同種の貨物 (円/kg) 及び当該輸入貨物 (円/kg) 欄の【 】は、平成 22 年を 100 とする指数である。

(注 3) 計算式は表 17-1 と同様

(172) 以上のとおり、調査対象期間を通して著しいプライスアンダーカッティングが認められた。

3 - 4 - 3 当該輸入貨物の輸入の増加及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論

(173) 以上のとおり、当該輸入貨物の輸入量は、平成 22 年以降、平成 24 年に対前年で若干の減少は見られるものの、調査対象期間を通じて著しい増加を示した。その一方で本邦産同種の貨物の販売量は、増減はあるものの、減少傾向を示していた。

また、価格は、調査対象期間において、液体品では 1 割程度、固形品では 2~3 割のプライスアンダーカッティングが認められ、調査対象期間を通じて全体として著しいプライスアン

ダーカッティングが認められた。

3 - 5 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

(174) 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響に関し、当該国内産業の状態に関係を有するすべての経済的な要因及び指標（販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益若しくは操業度における現実の及び潜在的な低下、資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力若しくは投資に及ぼす現実の及び潜在的な悪影響、国内価格に影響を及ぼす要因又は不当廉売価格差の大きさを含む。）について評価¹¹⁶した。

(175) なお、水酸化カリウムは炭酸カリウムの原材料でもあるところ、炭酸カリウムは、経理上水酸化カリウムとは別に生産、販売及び在庫等の計画及び管理がされており、炭酸カリウム用に製造した水酸化カリウムを水酸化カリウム製品の在庫量等に計上することはなく、炭酸カリウムの製造は水酸化カリウムの在庫量等に影響しないことを確認した¹¹⁷。よって、本調査では、炭酸カリウム用に生産される水酸化カリウムを除き、製品として出荷可能な状態の水酸化カリウムを自社内で消費した場合を自家消費と定義した。当該自家消費の数量は、調査対象期間を通じて1割程度と少ないが、以下で国内産業の状態に関するすべての経済的な要因及び指標の評価を行う際、国内販売量及び国内販売額をその対象としている場合には、自家消費の数量及び金額の合計値についても評価対象とすることとした。

3 - 5 - 1 販売

(176) 調査対象期間における本邦産同種の貨物の国内販売量は、上記「3 - 4 - 1 当該輸入貨物の輸入の増加」で分析したとおり、調査対象期間中当該輸入貨物の輸入が急増する一方で減少傾向を示しており、「表18 本邦の産業の国内向け販売量の推移」のとおり、平成22年と平成26年を比べると7.9%減となった。一方、自家消費については、平成22年と平成26年を比べると6.7%増加したが、国内販売量に対する自家消費量の割合は1割程度と少ないため、本邦産同種の貨物の国内販売量に自家消費量を加えた合計（以下「国内出荷量」という。）は、平成22年から平成26年にかけて6.7%減少した。

表18 本邦の産業の国内向け販売量の推移

年	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
国内販売量 (MT)	【100】 78,275	【92】 71,915	【100】 78,437	【99】 77,818	【92】 72,081
自家消費量 (MT)	【100】 7,410	【93】 6,912	【88】 6,550	【103】 7,638	【107】 7,905
合計 (MT)	【100】 85,686	【92】 78,828	【99】 84,987	【100】 85,456	【93】 79,986

(出所) 本邦生産者現地調査提出資料（旭硝子）（様式 K-4（様式 B-1 関係）訂正版）、本邦生産者追加質問状回答に関する確認事項回答書（ダイソー）（様式 K-1（様式 B-1 関係））、本邦生産者質問状回

¹¹⁶ 協定 3.4

¹¹⁷ 本邦生産者質問状回答書（添付資料 B-1）及び本邦生産者現地調査結果報告書（旭硝子）(2.(1)①)

答書（東亜合成）（様式 B-1）及び本邦生産者追加質問状回答書（日本曹達）（様式 K-1（様式 B-1 関係））

（注 1）各欄の【 】は、平成 22 年を 100 とする指数である。

3 - 5 - 2 利潤

(177) 本邦の産業の利潤は、「表 19 本邦の産業の利潤の推移」のとおり、売上高は平成 22 年から平成 23 年にかけて【13 ポイント】%減となり、その後平成 25 年まで同じような水準で推移した後、平成 26 年に更に減少し、平成 22 年と平成 26 年を比べると【18 ポイント】%減となった。

売上総利益については、平成 22 年から平成 26 年にかけて一貫して減少し、平成 26 年は平成 22 年に比べて【46 ポイント】%減となった。

また、営業利益も同様の傾向を示しており、調査対象期間中一貫して減少し、平成 22 年と平成 26 年を比べると【66 ポイント】%も減少した。

表 19 本邦の産業の利潤の推移

年	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
売上高（百万円）	【100】	【87】	【90】	【88】	【82】
売上総利益（百万円）	【100】	【89】	【71】	【56】	【54】
営業利益（百万円）	【100】	【80】	【54】	【34】	【34】
経常利益（百万円）	【100】	【80】	【54】	【34】	【34】

（出所）本邦生産者現地調査提出資料（旭硝子）（様式 K-4（様式 B-1 関係）訂正版）、本邦生産者追加質問状回答に関する確認事項回答書（ダイソー）（様式 K-1（様式 B-1 関係））、本邦生産者質問状回答書（東亜合成）（様式 B-1）、本邦生産者追加質問状回答書（日本曹達）（様式 K-1（様式 B-1 関係））、本邦生産者追加質問状回答に関する確認事項回答書（旭硝子）（様式 K-7（様式 G-2-2 関係））、本邦生産者追加質問状回答書（ダイソー及び日本曹達）（様式 J-4（様式 G-2-2 関係））及び本邦生産者現地調査提出資料（東亜合成）（様式 J-4（様式 G-2-2 関係）訂正版）

（注 1）売上高（百万円）＝国内販売額＋自家消費額

（注 2）各欄の【 】は、平成 22 年を 100 とする指数である。

3 - 5 - 3 生産高（生産量）

(178) 本邦の産業の生産高（生産量）は、「表 20 本邦の産業の生産量の推移」のとおり、調査対象期間を通じてほぼ横ばいであった。なお、平成 23 年には、生産量は【7 ポイント】%減となったが、これは本邦生産者 4 者のうち 1 者の千葉県に立地する水酸化カリウム製造設備（工場）が平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災（以下「東日本大震災」という。）の影響を受けたためである。しかし、【東日本大震災による設備への影響が限定的であった旨の説明】した¹¹⁸が、【再稼働の時期】からは通常通りの生産をおこなっていた¹¹⁹ため、平成 23 年の生

¹¹⁸ 本邦生産者追加質問状回答書（旭硝子）（調査項目 K-1-3）

産量は7ポイント減と限られた減少に止まり、翌平成24年には、平成22年並みの生産量を回復した。

表 20 本邦の産業の生産量の推移

年	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
総生産量 (MT)	【100】	【93】	【101】	【97】	【101】
期首在庫量 (MT)	【100】	【98】	【109】	【121】	【91】
国内販売量 (MT)	【100】 78,275	【92】 71,915	【100】 78,437	【99】 77,818	【92】 72,081
自家消費量 (MT)	【100】 7,410	【93】 6,912	【88】 6,550	【103】 7,638	【107】 7,905
輸出量 (MT)	【100】 2,164	【80】 1,730	【95】 2,057	【94】 2,043	【180】 3,898
期末在庫量 (MT)	【100】	【111】	【122】	【92】	【133】

(出所) 本邦生産者現地調査提出資料(旭硝子)(様式 K-4 (様式 B-1 関係) 訂正版)、本邦生産者追加質問状回答に関する確認事項回答書(ダイソー)(様式 K-1 (様式 B-1 関係))、本邦生産者質問状回答書(東亜合成)(様式 B-1) 及び本邦生産者追加質問状回答書(日本曹達)(様式 K-1 (様式 B-1 関係))

(注1) 各欄の【 】は、平成22年を100とする指数である。

3 - 5 - 4 市場占拠率

(179) 本邦産同種の貨物の国内販売の市場占拠率は、「表 16 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化(市場占拠率)」に示したとおりであった。更に、上記「3 - 4 - 1 当該輸入貨物の輸入の増加」及び「3 - 5 - 1 販売」における分析の結果を併せて検討すると、当該輸入貨物の市場占拠率が拡大するにつれ、本邦産同種の貨物の市場占拠率は減少していることを確認した。かかる状況を反映して、本邦産同種の貨物の国内出荷量が本邦市場における水酸化カリウムの国内出荷量に総輸入量を加えた総販売量に占める割合も、「表 21 本邦の産業の市場占拠率の推移」のとおり、平成26年には平成22年比で【5ポイント】%減少した。

表 21 本邦の産業の市場占拠率の推移

年	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
市場占拠率 (%)	【100】	【97】	【99】	【97】	【95】

(出所) 財務省貿易統計、本邦生産者現地調査提出資料(旭硝子)(様式 J-1 (様式 B-1 関係) 訂正版)、本邦生産者追加質問状回答に関する確認事項回答書(ダイソー)(様式 J-1 (様式 B-1 関係)) 及び本邦

119 本邦生産者追加質問状回答書(旭硝子)(調査項目 K-1-2 (A-16 関係))(様式 K-2)

生産者追加質問状回答書（東亜合成及び日本曹達）（様式 J-1（様式 B-1 関係））

（注 1）実数量より算出

（注 2）市場占拠率（%）＝（国内販売量＋自家消費量）／（国内販売量＋自家消費量＋総輸入量）×100

（注 3）各欄の【 】は、平成 22 年を 100 とする指数である。

3 - 5 - 5 生産性

(180) 本邦の産業の生産性は、「表 22 本邦の産業の生産性の推移」のとおりであった。本邦の産業の雇用者一人当たりの生産高を示す物的生産性については、上記「3 - 5 - 3 生産高（生産量）」で述べたとおり、東日本大震災の影響で生産量が減少し、一方、下記「3 - 5 - 10 雇用」に述べるとおり平均雇用人数は平成 23 年以降やや増加していたことから、平成 23 年の物的生産性は前年に比べて【7 ポイント】%減少した。その後は生産量が回復し、平成 24 年以降物的生産性は回復し、平成 26 年は平成 22 年並みとなった。

(181) また、雇用者一人当たりの販売額を示す価値生産性については、上記「3 - 4 - 1 当該輸入貨物の輸入の増加」、「3 - 4 - 2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」、「3 - 4 - 3 当該輸入貨物の輸入の増加及び当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響についての結論」及び「3 - 5 - 1 販売」において分析したとおり、本邦産同種の貨物の販売量の減少及び販売単価の低下が認められ、これが主な要因で売上高も減少したため、平成 22 年に比べて平成 26 年は【19 ポイント】%減となった。

表 22 本邦の産業の生産性の推移

年	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
物的生産性 (MT/人)	【100】	【93】	【96】	【95】	【99】
価値生産性 (千円/人)	【100】	【86】	【86】	【86】	【81】

（出所）本邦生産者現地調査提出資料（旭硝子）（様式 K-4（様式 B-1 関係）訂正版）、本邦生産者追加質問状回答に関する確認事項回答書（ダイソー）（様式 K-1（様式 B-1 関係））、本邦生産者質問状回答書（東亜合成）（様式 B-1）、本邦生産者追加質問状回答書（日本曹達）（様式 K-1（様式 B-1 関係））、本邦生産者追加質問状回答書（旭硝子）（様式 K-4（様式 F-1-1 関係））、本邦生産者質問状回答書（ダイソー及び日本曹達）（様式 F-1-1）及び本邦生産者現地調査提出資料（東亜合成）（様式 F-1-1 訂正版）

（注 1）物的生産性 (MT/人)＝総生産量 (MT) / 平均雇用人数 (人)

（注 2）価値生産性 (千円/人)＝(国内販売額＋自家消費額) / 平均雇用人数 (人)

（注 3）各欄の【 】は、平成 22 年を 100 とする指数である。

3 - 5 - 6 投資収益

(182) 本邦の産業の投資収益は、営業利益を本邦の産業の設備投資評価額（取得原価及び帳簿価格）で除して算出した投資収益率により分析したところ、「表 23 本邦の産業の投資収益率の推移」のとおりとなっている。調査対象期間中、本邦の産業は設備の保全修繕や労働安全

等のために最低限必要な投資のみを行っており、コストダウンや増産のための新規投資は殆ど行っていない¹²⁰状況にある。このため、設備投資評価額が増加しない中、上記「**3-5-2 利潤**」で述べたとおり、営業利益が大きく減少していることから、本邦の産業の投資収益率は、平成22年から平成26年にかけて、帳簿価格ベースでは【46ポイント】%減、また取得価格ベースでは【67ポイント】%減となり、悪化していることが認められた。

表 23 本邦の産業の投資収益率の推移

年	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
投資収益率 (%)					
営業利益／設備投資評価額 (帳簿価格)	【100】	【91】	【71】	【50】	【54】
営業利益／設備投資評価額 (取得価格)	【100】	【79】	【53】	【33】	【33】
経常利益／設備投資評価額 (帳簿価格)	【100】	【91】	【71】	【50】	【54】
経常利益／設備投資評価額 (取得価格)	【100】	【79】	【53】	【33】	【33】

(出所) 本邦生産者追加質問状回答に関する確認事項回答書(旭硝子)(様式 K-7(様式 G-2-2 関係))、本邦生産者追加質問状回答書(ダイソー及び日本曹達)(様式 J-4(様式 G-2-2 関係))、本邦生産者現地調査提出資料(東亜合成)(様式 J-4(様式 G-2-2 関係)訂正版)、本邦生産者質問状回答書(旭硝子、ダイソー及び東亜合成)(様式 G-4-2)及び本邦生産者追加質問状回答書(日本曹達)(様式 K-5(様式 G-4-2 関係))

(注1) 各欄の【 】は、平成22年を100とする指数である。

3-5-7 操業度(稼働率)

(183) 本邦産同種の貨物の生産量を本邦の産業の生産能力で除した操業度(稼働率)は、「**表 24 本邦の産業の稼働率の推移**」のとおりであり、平成23年は前年並み、また平成24年以降は約10%上がっている。これは、平成23年には、総生産量は7ポイント減であった一方、【本邦生産者名】が、安価な当該輸入貨物の輸入が増えて水酸化カリウムの販売量が減少したことを理由に¹²¹、水酸化カリウムの生産ラインを【生産能力減少の理由】¹²²ため生産能力も8ポイント減であったことから結果的に稼働率は前年並みとなったものである。平成24年には更に【本邦生産者名】が【設備容量の変動にかかる事情】¹²³ため生産能力が落ちたことから、見かけ上、稼働率が上がり、同程度で平成26年まで推移している。

表 24 本邦の産業の稼働率の推移

年	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)

¹²⁰ 本邦生産者質問状回答書(様式 G-4)

¹²¹ 本邦生産者現地調査結果報告書(【本邦生産者名】)(【調査項目番号】)

¹²² 本邦生産者質問状回答(【本邦生産者名】)(調査項目【調査項目名】)

¹²³ 本邦生産者追加質問状回答(【本邦生産者名】)(調査項目【調査項目名】)

総生産量 (MT)	【100】	【93】	【101】	【97】	【101】
生産能力 (MT/年)	【100】	【92】	【89】	【88】	【91】
稼働率 (%)	【100】	【101】	【114】	【110】	【111】

(出所) 本邦生産者現地調査提出資料 (旭硝子) (様式 K-4 (様式 B-1 関係) 訂正版)、本邦生産者追加質問状回答に関する確認事項回答書 (ダイソー) (様式 K-1 (様式 B-1 関係))、本邦生産者質問状回答書 (東亜合成) (様式 B-1) 及び本邦生産者追加質問状回答書 (日本曹達) (様式 K-1 (様式 B-1 関係)) 及び本邦生産者質問状回答書 (様式 E-1)

(注 1) 稼働率 (%) = 総生産量 (MT) / 生産能力 (MT/年)

(注 2) 各欄の【 】は、平成 22 年を 100 とする指数である。

3 - 5 - 8 資金流入 (キャッシュフロー)

(184) 本邦の産業のキャッシュフロー (営業キャッシュフロー) は、「表 25 本邦の産業のキャッシュフローの推移」のとおり、調査対象期間を通じて一貫して悪化しており、平成 22 年に比べて平成 26 年は【81 ポイント】%も減少した。

表 25 本邦の産業のキャッシュフローの推移

年	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
キャッシュフロー (百万円)	【100】	【76】	【49】	【40】	【19】

(出所) 本邦の生産者質問状回答書 (旭硝子及び日本曹達) (様式 G-3-2)、本邦の生産者質問状回答書 (ダイソー) (様式 G-3-4) 及び本邦の生産者現地調査提出資料 (東亜合成) (様式 K-4 (様式 G-3-2 関係) 訂正版)

(注 1) 各欄の【 】は、平成 22 年を 100 とする指数である。

3 - 5 - 9 在庫

(185) 本邦の産業の調査対象期間中の各年の期末在庫量は、「表 26 本邦の産業の在庫の推移」のとおり、平成 22 年に比べて平成 26 年は【33 ポイント】%増加している。適正在庫については、各社共に【在庫量の具体的数量】¹²⁴程度、との回答があったが、実際には平成 24 年及び平成 26 年がこれを上回っていた。平成 24 年在庫量の増加については、【平成 24 年及び平成 26 年の在庫量増加の理由】¹²⁵ことが挙げられ、また、平成 26 年の増加については、前年に比べて国内販売が大きく減少したため在庫が積み上がったという事実に加えて、【平成 26 年の在庫量増加の背景】¹²⁶という事情もあった。

表 26 本邦の産業の在庫の推移

年	22	23	24	25	26

¹²⁴ 本邦生産者追加質問状回答書 (調査項目 J-2 (様式 B-1 関係))

¹²⁵ 本邦生産者追加質問状回答書 (【本邦生産者名】) (調査項目 J-3 (様式 B-1 関係))

¹²⁶ 本邦生産者追加質問状回答書 (【本邦生産者名】) (調査項目 J-3 (様式 B-1 関係))

	(2010)	(2011)	(2012)	(2013)	(2014)
在庫量 (MT)	【100】	【111】	【122】	【92】	【133】
在庫率 (%)	【100】 10.9	【118】 12.9	【121】 13.2	【95】 10.4	【132】 14.4

(出所) 本邦生産者現地調査提出資料(旭硝子)(様式 K-4(様式 B-1 関係)訂正版)、本邦生産者追加質問状回答に関する確認事項回答書(ダイソー)(様式 K-1(様式 B-1 関係))、本邦生産者質問状回答書(東亜合成)(様式 B-1)及び本邦生産者追加質問状回答書(日本曹達)(様式 K-1(様式 B-1 関係))

(注1) 在庫率 (%) = 本邦産同種の貨物の期末在庫量 (MT) / 本邦産同種の貨物の総生産量 (MT)

(注2) 各欄の【 】は平成22年を100とする指数である。

3-5-10 雇用

(186) 本邦の産業の平均雇用人数は、「表27 本邦の産業の平均雇用人数の推移」のとおり、平成24年にやや増加しているものの、調査対象期間を通じてほぼ横ばいで推移していた。

表27 本邦の産業の平均雇用人数の推移

年	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
平均雇用人数 (人)	【100】	【101】	【105】	【102】	【102】

(出所) 本邦生産者追加質問状回答書(旭硝子)(様式 K-4(様式 F-1-1 関係))、本邦生産者質問状回答書(ダイソー及び日本曹達)(様式 F-1-1)及び本邦生産者現地調査提出資料(東亜合成)(様式 F-1-1 訂正版)

(注1) 各欄の【 】は、平成22年を100とする指数である。

3-5-11 賃金

(187) 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金(月額換算)は、「表28 本邦の産業の雇用者一人当たりの賃金(月額換算)の推移」のとおり、平成23年及び平成24年にやや増加しているが、平成25年及び平成26年には平成22年並みとなっている。

表28 本邦の産業の雇用者一人あたりの賃金(月額換算)の推移

年	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
一人当たり月平均賃金 (千円)	【100】	【104】	【104】	【101】	【101】

(出所) 本邦生産者追加質問状回答書(旭硝子)(様式 K-4(様式 F-1-1 関係))、本邦生産者質問状回答書(ダイソー及び日本曹達)(様式 F-1-1)及び本邦生産者現地調査提出資料(東亜合成)(様式 F-1-1 訂正版)

(注1) 各欄の【 】は、平成22年を100とする指数である。

3-5-12 成長

(188) 一般的に製造業においては研究開発が企業の成長のための重要な要素であることから、成長に及ぼす影響については、研究開発費の推移を基に検討した。

(189) 本邦の産業の国内販売額に自家消費額及び輸出額を加えた合計額（以下「総販売額」という。）に対する研究開発費及び研究開発比率は、「表 29 本邦の産業の研究開発費の推移」のとおり、平成 22 年から平成 23 年にかけて約 4 倍に増加し、その後はほぼ横ばいで推移した。これは、汎用品（工業用等）について中国・韓国から安価品が多く流入してきたため、これらとの差別化を図るために、【研究開発費が増加した理由】¹²⁷ためである。

(190) なお、「表 29 本邦の産業の研究開発費の推移」の「研究開発比率」からも分かるとおり、総販売額に占める研究開発費は、調査対象期間を通じて、【数値】%未満であり、その金額は非常に小さいことが認められた。

表 29 本邦の産業の研究開発費の推移

年	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
研究開発費（百万円）	【100】	【379】	【399】	【363】	【371】
総販売額（百万円）	【100】	【87】	【90】	【88】	【85】
研究開発比率（%）	【100】	【437】	【442】	【411】	【437】

（出所）本邦生産者現地調査提出資料（旭硝子）（様式 K-4（様式 B-1 関係）訂正版）、本邦生産者追加質問状回答に関する確認事項回答書（ダイソー）（様式 K-1（様式 B-1 関係））、本邦生産者質問状回答書（東亜合成）（様式 B-1）、本邦生産者追加質問状回答書（日本曹達）（様式 K-1（様式 B-1 関係））及び本邦生産者質問状回答書（様式 G-5-1）

（注 1）研究開発比率（%）＝研究開発費（百万円）／総販売額（百万円）

（注 2）各欄の【 】は平成 22 年を 100 とする指数である。

3 - 5 - 1 3 資金調達能力

(191) 本邦の産業の水酸化カリウム事業に関する資金調達能力について、本邦の生産者からの回答からは、悪影響があった事実は確認できなかった¹²⁸。

3 - 5 - 1 4 投資

(192) 「表 30 本邦の産業の設備投資額の推移」のとおり、調査対象期間を通じて設備投資額は横ばいであった。設備投資の具体的な内容をみると、水酸化カリウム事業全体の業績悪化により、その多くは設備の保全修繕や労働安全等のために最低限必要な投資であった¹²⁹。

¹²⁷ 本邦生産者質問状回答書（【本邦生産者名】）（様式 G-5-2）及び本邦生産者追加質問状回答書（【本邦生産者名】）調査項目 K-5（様式 G-5-2 関係）

¹²⁸ 本邦生産者質問状回答書（調査項目 H-3-3 及び調査項目 H-3-4）

¹²⁹ 本邦生産者質問状回答書（様式 G-4）

表 30 本邦の産業の設備投資額の推移

年	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
設備投資額（百万円）	【100】	【99】	【101】	【97】	【99】

（出所）本邦生産者追加質問状回答書（旭硝子）（様式 K-8（様式 G-4-1 関係））及び本邦生産者質問状回答書（ダイソー、東亜合成及び日本曹達）（様式 G-4-1）

（注 1）各欄の【 】は、平成 22 年を 100 とする指数である。

3 - 5 - 1 5 国内価格に影響を及ぼす要因

(193) 本邦産同種の貨物の国内価格に影響を及ぼす要因として、原材料の購入費用を含む製造原価及び需給バランスについて検討した。

(194) 本邦産同種の貨物の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格は、「表 31 本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移」のとおりであった。

製造原価は、平成 22 年から平成 23 年にかけてやや減少したが、その後は増加傾向にあり、平成 26 年は平成 22 年に比べて【7 ポイント】%増加していた。内訳をみると、原材料費が製造コストの約【数値】割を占めており、その原材料費上昇の動きと製造コスト上昇の動きはほぼ連動している。一方、労務費は平成 24 年に一度増加したが、その他の年は減少傾向にあり、平成 22 年と平成 26 年を比べると【7 ポイント】%減少し、経費については、平成 22 年と平成 26 年を比べると【11 ポイント】%増加していた。

一方、本邦産同種の貨物の国内販売価格は、調査対象期間中下落傾向にあり、平成 22 年から平成 26 年にかけて、【12 ポイント】%低下した。

表 31 本邦の産業の 1kg 当たりの製造原価と国内販売価格の推移

年	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
製造原価合計（円/kg）	【100】	【93】	【103】	【108】	【107】
原材料費（円/kg）	【100】	【91】	【103】	【109】	【107】
労務費（円/kg）	【100】	【96】	【106】	【93】	【93】
経費（円/kg）	【100】	【106】	【104】	【105】	【111】
国内販売価格（円/kg）	【100】	【95】	【90】	【87】	【88】

（出所）本邦生産者現地調査提出資料（旭硝子）（様式 K-4（様式 B-1 関係）訂正版）、本邦生産者追加質問状回答に関する確認事項回答書（ダイソー）（様式 K-1（様式 B-1 関係））、本邦生産者質問状回答書（東亜合成）（様式 B-1）、本邦生産者追加質問状回答書（日本曹達）（様式 K-1（様式 B-1 関係））、本邦生産者質問状回答書（旭硝子及び東亜合成）（様式 C-1）、本邦生産者追加質問状回答書（ダイソー）（様式 K-4（様式 C-1 関係））、本邦生産者追加質問状回答書（日本曹達）（様式 K-1（様式 C-1 関係））、本邦生産者追加質問状回答に関する確認事項回答書（旭硝子）（様式 K-7（様式 G-2-2 関

係))、本邦生産者追加質問状回答書(ダイソー及び日本曹達)(様式 J-4 (様式 G-2-2 関係))及び本邦生産者現地調査提出資料(東亜合成)(様式 J-4 (様式 G-2-2 関係) 訂正版)

(注 1) 原材料費(円/kg) = (国内販売額(円) + 自家消費額(円)) / 原材料費(kg)

(注 2) 労務費(円/kg) = (国内販売額(円) + 自家消費額(円)) / 労務費(kg)

(注 3) 経費(円/kg) = (国内販売額(円) + 自家消費額(円)) / 経費(kg)

(注 4) 各欄の【 】は、年については平成 22 年を、100 とする指数である。

(195) 次に、原材料費を上昇させた要因について検討すると、「表 32 本邦の産業の主な原材料に係る購入費用の推移」のとおり、主な原材料の価格は、原材料費の【数値】割以上を占める塩化カリウムが、平成 22 年から平成 26 年にかけて 1kg 当たり【6 ポイント】円、また原材料費の約【数値】割程度¹³⁰を占める電解電力が 1kwh 当たり【71 ポイント】円上昇しており、これらが製造原価を上昇させた主な要因であった。

表 32 本邦の産業の主な原材料に係る購入費用の推移

年	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
塩化カリウム(円/kg)	【100】	【95】	【106】	【118】	【106】
電解電力(円/kwh)	【100】	【117】	【144】	【154】	【171】

(出所) 本邦生産者質問状回答書(様式 I-3)

(注 1) 各欄の【 】は、平成 22 年を 100 とする指数である。

(196) 本邦産同種の貨物の国内販売価格は、製造原価が上昇しているにも拘わらず、「表 33 本邦の需給バランスと価格の推移」のとおり、平成 26 年には 1kg 当たり【数値】円まで下落していた。これは、上記「3 - 4 - 2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」で分析したとおり、当該輸入貨物による著しいプライスアンダーカッティングがある中、製造原価の上昇分を販売価格に転嫁できなかったばかりか、調査対象期間中、安価な当該輸入貨物のため販売価格が引き下げられたものである。

(197) 本邦の需給バランスについては、調査対象期間における需要量と供給量を算出したところ、「表 33 本邦の需給バランスと価格の推移」のとおりとなった。需要は調査対象期間を通じて年間【数値】MT 台前後を維持しほぼ変わらず、供給も常に需要を上回り十分にあり、需給バランスは平成 22 年から平成 26 年にかけてほぼ横ばいで、バランスに変更はなかった。他方、本邦産同種の貨物の国内販売価格は、平成 22 年から平成 26 年にかけて低下した。これらのことから、需給バランスの変動が本邦産同種の貨物の国内販売価格に影響を及ぼしたとは認められなかった。

表 33 本邦の需給バランスと価格の推移

年	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)

¹³⁰ 本邦生産者質問状回答書(様式 I-2)

需要量 (MT)	【100】	【95】	【101】	【103】	【99】
供給量 (MT)	【100】 205,926	【97】 199,046	【103】 212,815	【102】 210,884	【101】 208,978
輸入量 (韓国) (MT)	【100】 11,639	【153】 17,858	【146】 17,017	【177】 20,593	【210】 24,467
輸入量 (中国) (MT)	【100】 2,713	【10】 270	【10】 278	【4】 100	【41】 1,100
輸入量 (その他) (MT)	【100】 3,120	【123】 3,826	【87】 2,708	【55】 1,702	【22】 679
生産量 (MT) (国内販売量+自家消費量)	【100】	【92】	【100】	【100】	【94】
国内産業の国内向け 期末在庫 (MT)	【100】	【111】	【126】	【97】	【129】
需給バランス (供給量/需要量) (%)	【100】	【101】	【102】	【99】	【103】
国内販売価格 (円/kg)	【100】	【95】	【90】	【87】	【88】

(出所) 財務省貿易統計、本邦生産者現地調査提出資料(旭硝子)(様式 J-1 (様式 B-1 関係) 訂正版)、本邦生産者追加質問状回答に関する確認事項回答書(ダイソー)(様式 J-1 (様式 B-1 関係))、本邦生産者追加質問状回答書(東亜合成及び日本曹達)(様式 J-1 (様式 B-1 関係))、本邦の生産者質問状回答書(旭硝子及び東亜合成)(様式 C-1)、本邦の生産者追加質問状回答書(ダイソー)(様式 K-4 (様式 C-1 関係))及び本邦の生産者追加質問状回答書(日本曹達)(様式 K-1 (様式 C-1 関係))

(注 1) 各量は実数量。ただし、国内販売価格は固形換算数量より算出。

(注 2) 本邦産同種の貨物の国内向け生産量のデータがないため、生産量については、国内販売量+自家消費量のデータを使用している。

(注 3) 需要量 (MT) = 国内販売量 + 自家消費量 + 総輸入量

(注 4) 供給量 (MT) = 生産量 (国内販売量 + 自家消費量) + 国内向け期末在庫量 + 総輸入量

(注 5) 国内産業の国内向け期末在庫 (MT) = 期末在庫量 × (国内販売量 + 自家消費量) / (国内販売量 + 自家消費量 + 輸出量)

(注 6) 各欄の【 】は、平成 22 年を 100 とする指数である。

3 - 5 - 1 6 不当廉売価格差の大きさ

(198) 当該輸入貨物の不当廉売価格差、すなわち、不当廉売差額と、本邦産同種の貨物の国内販売価格と当該輸入貨物の国内販売価格の差について、「表 34 不当廉売価格差率と国内販売価格差率(平成 26 年 1 月から平成 26 年 12 月まで)」に示した不当廉売価格差率と国内販売価格差率を比較すると、不当廉売価格差率は国内販売価格差率を大幅に上回る。このことから、当該輸入貨物と国内販売価格との差は、当該輸入貨物の不当廉売によるものであると認められた。

表 34 不当廉売価格差率と国内販売価格差率(平成 26 年 1 月から平成 26 年 12 月まで)

対象期間	平成 26 年 1 月から
------	---------------

	平成 26 年 12 月まで
不当廉売価格差率 (%)	61.31
国内販売価格差率 (%)	【5-20】

表 34-1 不当廉売価格差率 (平成 26 年 1 月から平成 26 年 12 月まで)

	韓国	中国
調査対象国別不当廉売価格差率 (%)	59.95	91.66
輸入量 (kg)	24,466,669	1,100,007
加重平均後不当廉売価格差率 (%)	61.31	

(出所) 財務省貿易統計

表 34-2 国内販売価格差率 (平成 26 年 1 月から平成 26 年 12 月まで)

対象期間	平成 26 年 1 月から 平成 26 年 12 月まで
本邦産同種の貨物の国内販売価格 (円/kg)	【数値】
調査対象貨物の本邦における販売価格 (円/kg)	【数値】
本邦産同種の貨物の国内販売価格 －当該輸入貨物価格 (円/kg)	【数値】
国内販売価格差率 (%)	【5-20】

(注 1) 国内販売価格差率 (%) = (本邦産同種の貨物の本邦における国内販売価格 (円/kg) - 調査対象貨物の本邦における販売価格 (円/kg)) / 調査対象貨物の本邦における販売価格 (円/kg)

3 - 5 - 1 7 当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響についての結論

(199) 調査対象期間中、本邦産同種の貨物の国内販売量は減少傾向にあり、かつその販売価格は安価な当該輸入貨物の流入によって調査対象期間を通じて下落したため、売上高が減少した。その一方で主な原材料価格は上昇し、製造原価が上昇しても安価な輸入品を引き合いにだされ価格転嫁できないどころか値下げを行ったことから、「表 19 本邦の産業の利潤の推移」のとおり、売上総利益及び営業利益共に調査対象期間を通じて大きく減少した。つまり、これらの利益減少の要因としては、上記「3 - 4 当該輸入貨物の輸入の増加及び当該輸入貨物の輸入が本邦における同種の貨物の価格に及ぼす影響」で分析したとおり、調査対象期間中、本邦産同種の貨物の販売価格を下回る当該貨物の輸入量が拡大したことによって、本邦産同種の貨物の販売量が減少すると共に販売価格が下落したことに加え、「表 32 本邦の産業の主な原材料に係る購入費用の推移」の原材料コストの上昇に見合う価格引上げができなかったためであると認められる。

(200) 需要に大きな変化がみられない中、本邦の産業の市場占拠率の低下は、本邦産同種の貨物

の国内販売量の減少を反映し、価値生産性の低下は売上高の減少を反映し、またキャッシュフローの悪化及び投資収益の悪化は利潤の低下を反映しており、それぞれ当該輸入貨物による悪影響が認められた。更に在庫については、特に平成 26 年に当該輸入貨物が価格を引き下げて輸入量を大幅に増加させ、それにより本邦産同種の貨物が売れ残って在庫が積み上がっており、当該輸入貨物による悪影響が認められた。加えて、安価な当該輸入貨物の輸入が増えて水酸化カリウムの販売量が減少したことを理由に、水酸化カリウムの生産ラインを縮小した。

(201) 本邦の産業の売上総利益及び営業利益の悪化は、その投資に悪影響を与え、上記 (200) で述べたとおり、安価な当該輸入貨物に市場を奪われて水酸化カリウム事業全体が業績悪化したことにより、「表 30 本邦の産業の設備投資額の推移」のとおり、調査対象期間中の数値はほぼ横ばいであったものの、その中身は最低限の保全修繕及び労働安全等に限定して投資を行うことに止まり、新規の設備投資を行うことができなかったことが認められた。

(202) 以上を総合的に評価し、当該輸入貨物が本邦の産業に悪影響を及ぼし、これによる本邦の産業の実質的損害が認められた。

3 - 6 不当販売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論

(203) 本邦における水酸化カリウムの総需要が調査対象期間を通じてほぼ横ばいの中、当該輸入貨物は本邦の市場での販売量を年々大きく増加させた。その結果、まず第三国産同種の貨物の輸入量が平成 22 年に比べて平成 26 年には大きく減少し、また本邦産同種の貨物の販売量についても特に平成 26 年は大きく減少した。実際「表 15 当該輸入貨物の輸入量及び本邦産同種の貨物の販売量の変化」の平成 22 年と平成 26 年の数値を比較した場合、当該輸入貨物の輸入量の増加量は本邦産同種の貨物の国内向け販売量の減少分にほぼ匹敵する。更に、本邦産同種の貨物と当該輸入貨物とは上記「3 - 1 - 6 代替性」で分析したとおり高い代替性を有しており、幾つかの産業上の使用者は取引先決定のために入札や競争購買を行い¹³¹、また、購入の際、殆どの産業上の使用者が価格を最重要視している¹³²中、上記「3 - 4 - 2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響」で分析したとおり、当該輸入貨物は本邦産同種の貨物を下回る価格で販売されており、実際に、本邦生産者は産業上の使用者より、安値の当該輸入貨物を引き合いに値下げを求められていた¹³³。

(204) かかる状況を踏まえれば、安価な当該輸入貨物の輸入により、本邦産同種の貨物の販売量は減少し、販売価格も引き下げられ、その結果、売上高が大きく低下した。一方で、原材料価格の上昇にもかかわらず、安価な当該輸入貨物の輸入によってコスト上昇分を価格に転嫁出来ないどころか販売価格が引き下げられたことにより、利潤の大幅な低下がもたらされ、その他の指標も悪化したと判断するものである。したがって、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと認められた。

¹³¹ 産業上の使用者質問状回答書（【産業上の使用者名】及び【産業上の使用者名】）（調査項目 D-1）

¹³² 産業上の使用者質問状回答書（様式 C-4-1）

¹³³ 本邦生産者現地調査結果報告書（旭硝子）(2.(3)) 及び本邦生産者現地調査結果報告書（東亜合成）(II. 3.)

4 因果関係

4 - 1 当該輸入貨物の輸入による影響

(205) 上記「**2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項**」で述べたとおり、調査対象貨物について不当廉売された貨物の輸入の事実が認められ、また、上記「**3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項**」で述べたとおり、当該輸入貨物による本邦の産業への実質的損害が認められた。

4 - 2 当該輸入貨物以外による影響

(206) 次に、当該輸入貨物以外による本邦の産業への影響を検討するために、不当廉売価格によることなく販売されている輸入の量及び価格、需要の減少又は消費態様の変化、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的な商慣行並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争、技術の進歩並びに国内産業の輸出実績及び生産性、原材料の値上げ等について、利害関係者等から提出された証拠及び意見、並びに一般的に公開されている情報から関連する証拠等、調査当局が入手したすべての関連する証拠を基に分析¹³⁴した。

4 - 2 - 1 第三国からの輸入の量及び価格

(207) 第三国からの輸入が与える影響として、第三国からの輸入量については、上記「**3 - 3 - 2 - 3 当該輸入貨物の輸入量**」で述べたとおりであった。「**表 13 当該輸入貨物の輸入量**」のとおり、水酸化カリウムの総輸入量は、平成 26 年は平成 22 年に比べて約 1.5 倍に増加したが、そのうち第三国からの輸入量が占める割合は、平成 22 年に 18%であったのが、当該輸入貨物の輸入の急激な増加により平成 26 年にはそのシェアを 2.6%にまで下げ、その輸入の絶対量も約 8 割減となった。加えて、「**表 16 当該輸入貨物の本邦における消費の相対的变化(市場占拠率)**」のとおり、第三国からの輸入については、市場占拠率は大幅に減少し、本邦産同種の貨物も減少し続けた。したがって、第三国からの輸入は、調査対象期間を通じて減少し、むしろ当該輸入貨物に市場を奪われる状況にあることが認められた。なお、第三国のうち平成 26 年における輸入量が総輸入量の 1 割以上ある国は、無かった。

(208) 次に、財務省貿易統計の輸入金額を輸入数量で除して算出した価格(以下「輸入単価」という。)について、第三国産同種の貨物の輸入単価は、「**表 35 当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の輸入単価**」のとおりであった。第三国産同種の貨物の輸入単価は、当該輸入貨物の輸入単価(加重平均)と比べて調査対象期間を通じて著しく上回っていた。

表 35 当該輸入貨物及び第三国産同種の貨物の輸入単価

年	22	23	24	25	26
	(2010)	(2011)	(2012)	(2013)	(2014)
第三国産同種の貨物の輸入単価 (円/kg)	【100】 138.8	【74】 103.2	【81】 112.2	【103】 143.0	【244】 338.9
当該輸入貨物の輸入単価	【100】	【173】	【171】	【201】	【94】

¹³⁴ 協定 3.5

(円/kg) (加重平均)	50.8	88.1	87.0	101.9	47.6
---------------	------	------	------	-------	------

(出所) 財務省貿易統計

(注1) 実数量より算出

(注2) 各欄の【 】は、平成22年を100とする指数である。

(209) 以上のとおり、総輸入量に占める第三国からの輸入量の割合は当該輸入貨物の輸入量に比べてはるかに少なく、また、その輸入量も減少傾向にあると共に、輸入単価も調査対象期間を通じて当該輸入貨物の輸入単価を著しく上回るため、本邦の産業に損害をもたらす要因ではないと認められた。

4-2-2 需要の減少又は消費態様の変化

4-2-2-1 需要の変化

(210) 本邦内の需要量は、「表36 需要量の変化」のとおり、調査対象期間中ほぼ横ばいで大きな変化はなかった。

なお、平成23年については、東日本大震災の影響も有り、「表36 需要量の変化」のとおり一時的に若干の減少はあったものの、「3-5-3 生産高(生産量)」に記載のとおり、東日本大震災による影響は総じて限定的なものであったことから、平成24年にはほぼ平年並みの需要となった。

表36 需要量の変化

年	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
需要量 (MT)	【100】	【95】	【101】	【103】	【99】

(出所) 財務省貿易統計、本邦生産者現地調査提出資料(旭硝子)(様式J-1(様式B-1関係)訂正版)、本邦生産者追加質問状回答に関する確認事項回答書(ダイソー)(様式J-1(様式B-1関係))及び本邦生産者追加質問状回答書(東亜合成及び日本曹達)(様式J-1(様式B-1関係))

(注1) 実数量より算出

(注2) 需要量(MT) = 国内販売量 + 自家消費量 + 総輸入量

(注3) 各欄の【 】は、平成22年を100とする指数である。

(211) 以上のとおり、調査対象期間中に需要の大きな変化はなかった。

4-2-2-2 消費態様の変化

(212) 調査対象期間における消費態様の変化については、産業上の使用者質問状回答書(9者が提出)により、「購入に係る変動の有無」¹³⁵、「購入パターンの変更の有無」¹³⁶、「需要動向への変化の有無」¹³⁷、等を確認したところ、「購入に係る変動の有無」については回答内容が確認出来る8者のうち3者が変動有りとして回答としているものの、そのうち2者は個別企

¹³⁵ 産業上の使用者質問状回答書(調査項目A-4-6)

¹³⁶ 産業上の使用者質問状回答書(調査項目A-4-8)

¹³⁷ 産業上の使用者質問状回答書(調査項目B-2-1)

業の生産動向等に関するものであり消費態様の変化を示すものでは無かった。また、「購入パターンの変更の有無」については同 8 者のうち 6 者が購入パターンの変動は無いと回答しており、かつ、「需要動向への変化の有無」については回答内容が確認出来る 7 者のうち 1 者が有りとしているものの当該者固有の事情であり、かつ、需要動向への変化とは関係しないことを確認した。

以上のほか、産業上の使用者質問状回答書から消費態様の変化を示す回答が確認出来ないことから、本邦の産業上の使用者全体でみると、調査対象期間中に消費態様の変化があるとは認められなかった。

4 - 2 - 2 - 3 消費態様の変化等に係る意見の検討

4 - 2 - 2 - 3 - 1 産業上の使用者の購買行動の変化等に係る意見

(213) 産業上の使用者の購買行動（消費態様）の変化に関して、韓国 UNID から、東日本大震災以降、日本の産業上の使用者は、継続的な供給ルート確保の観点から、国産メーカーのみならず、外国メーカーからの水酸化カリウムの供給を重視してきているとして、次の内容の意見の表明¹³⁸があった。なお、他の供給者（中国 UNID 及び中国 OCI）及び輸入者（伊藤忠商事、日星産業及びマルー）からも同旨の意見の表明があった。

- (a) 産業上の使用者質問状回答書において、7 者が水酸化カリウムを購入する際に重視する項目として「供給安定性」を 5 段階評価のうち（最も重視するとする）「5」ないし「4」（「4」と評価しているのは 2 者のみで、その他は「5」である。）としており、供給安定性を非常に重視している旨。
- (b) 産業上の使用者質問状回答書において、「BCP の観点からは、【韓国メーカー及び輸入商社】が参入したことで、特に東日本大震災以降、日本国内メーカーだけでは不安があった供給面に安定性がもたらされた。」と記載されており、韓国メーカーによる水酸化カリウムの供給開始を評価している旨。
- (c) 上記のような複数購買制採用は、「消費態様の変化」を示しており、このような消費態様の変化を、日本の産業に対する損害の要因として考慮することは協定 3.5 違反となる旨。

(214) 加えて、輸入者から、実際に東日本大震災の影響にて日本国内製造会社品の供給が一時停止した際に、需要家が水酸化カリウムを原料とした製品製造を行えない状況を回避するため、韓国 UNID 品の使用を開始した事例が数件ある旨の意見の表明¹³⁹があった。

(215) 上記(213) (b) 及び(214) の意見に対して、申請者から、産業上の使用者に供給安定性を重視する傾向がある一方で、本邦産同種の貨物の生産地は日本全国に散在しており、日本国内でも十分に調達先を分散することが可能である旨、また、産業上の使用者の多くが、産業上の使用者質問状回答書において、水酸化カリウムを購入する際に重視する項目として「価格」についても最も重視するとする「5」又は「4」と評価している旨、したがって、産業上の使用者は、調査対象貨物の価格も重視しているのであって、複数購買化の市場志向があることが直ちに調査対象貨物の不当廉売との間の因果関係を否定する理由とはならない旨の意見の

¹³⁸ 意見の表明（韓国 UNID 平成 27 年 9 月 25 日）

¹³⁹ 意見の表明（日星産業 平成 27 年 11 月 26 日）

表明¹⁴⁰があった。

(216) また、上記(213)の東日本大震災を契機として BCP 対策としての供給安定性という観点で供給者からも購入する、いわゆる複数購買制採用が進み消費態様が変化したとの意見に関して、本邦生産者からは、東日本大震災以前から、特に大手の顧客については価格の観点から複数社から購入を行っているケースが多く、東日本大震災を契機として顧客の複数社購買が進んだのではなく、安価な調査対象貨物を選択しているのだと認識している旨の説明¹⁴¹があった。

4 - 2 - 2 - 3 - 2 産業上の使用者の購買行動の変化等に係る意見の検討

(217) 産業上の使用者質問状回答書によれば、購入パターンの変更に関して回答内容が確認可能な 8 者のうち 2 者が購入パターンに変更があったとしているが、そのうち 1 者については複数購買を理由とするものではなく¹⁴²、また回答者の大部分である 6 者は購入パターンに変更は無かったと回答していた。また、8 者のうち 7 者は東日本大震災以前から複数社からの購入（複数購買制）を行っており、更にそのうち 6 者は調査対象貨物（韓国）と本邦産同種の貨物の両方を東日本大震災の前から購入していたことを確認した。したがって、東日本大震災を契機として複数購買制が採用され、「消費態様が変化した」という事実は認められなかった。

(218) また、上記(214)の日本品の供給が一時停止した際に、当社扱いの韓国 UNID 品の使用を開始した事例がある旨の輸入者の意見については、後記(222)及び(223)で述べるとおり、日本品（本邦産同種の貨物）の全てについて供給が一時停止した事実はなく、また、当該意見の事例は、産業上の使用者質問状回答書には見当たらなかった。産業上の使用者質問状回答書によれば、回答内容が確認可能な 8 者のうち 1 者のみが、東日本大震災後、本邦生産者からの購入に加えて韓国 UNID から購入を開始していた。なお、東日本大震災を契機として、取引先を本邦生産者から韓国 UNID に完全に切り替えた産業上の使用者はいなかった。

(219) 更に、上記(213)の意見のうち(a)の、産業上の使用者質問状の回答を引用して、東日本大震災以降、日本の産業上の使用者は、水酸化カリウムを購入する際に重視する項目として、供給安定性を非常に重視するようになってきている旨の意見については、産業上の使用者質問状の当該設問¹⁴³は、東日本大震災前後での水酸化カリウムを購入する際の重視事項に関する意識の変化（消費態様の変化）を問う設問ではないため、「消費態様の変化」の根拠とはなり得ない。

(220) 以上のとおり、殆どの産業上の使用者は、東日本大震災以前から供給者を含めた複数社からの購入を行っており、東日本大震災を契機として BCP 対策として供給安定性の観点から複数購買制が採用され、「消費態様が変化した」ため調査対象貨物の輸入が増えたとの意見は、受け入れられない。

¹⁴⁰ 意見の表明（カリ電解工業会 平成 27 年 11 月 24 日）

¹⁴¹ 本邦生産者現地調査結果報告書（旭硝子）(2. (3))

¹⁴² 産業上の使用者質問状回答書（【産業上の使用者名】）（調査項目 A-4-9）

¹⁴³ 産業上の使用者質問状（様式 A-4-1）

4 - 2 - 2 - 3 - 3 供給安定性に係る意見の検討

(221) 供給者及び輸入者から、産業上の使用者が「供給安定性」を非常に重視している旨の意見の表明¹⁴⁴があった。また、輸入者からは、韓国 UNID のような世界一生産能力の大きいグローバルメーカーの供給が継続することは当社の販売先の事業継続の為に不可欠である旨の意見の表明¹⁴⁵があった。

(222) 上記(221)の意見については、申請者から表明されたように、本邦生産者 4 者の水酸化カリウム製造設備（工場）は千葉県、新潟県、愛知県及び愛媛県に立地している。そのうち千葉県に立地する工場のみが東日本大震災による影響を受けたが、上記「**3 - 5 - 3 生産高（生産量）**」でも説明したとおり、製造設備自体には影響はなく、原料である塩化カリウムも在庫があったため、【再稼働の時期】には稼働を再開しており、再稼働までの期間の製品供給についても在庫及び本邦の同業他社製品の購入で対応した¹⁴⁶ことから、この社には実質的な生産及び販売への影響が無かったことを確認した。また、他の本邦生産者の 3 者の工場は、そもそも東日本大震災の影響が無かった¹⁴⁷ことを確認した。

(223) また、本邦生産者間では、日常から必要に応じて生産者間製品取引（スワップ取引等）が行われている¹⁴⁸ことを確認した。したがって、上記千葉県に工場を持つ会社と取引をしていた顧客も、千葉県の製造施設での生産が一時的に難しい場合でも、他の本邦生産者の製品の供給を受けることが可能であることを確認した。

なお、実際に産業上の使用者質問状回答書¹⁴⁹に記載された購入元の水酸化カリウム生産者を確認すると、9 者のうち回答が不明の 2 者を除いた 7 者のうち 6 者が、調査対象期間中、本邦生産者 2 者以上から同一の品種の水酸化カリウムを購入していることを確認した。

(224) 更に、産業上の使用者質問状回答書によれば、ほとんどの産業上の使用者は「供給安定性」と共に「価格」も 5 段階評価において、最も重視する「5」と評価しており、品質及びサービス等の他の要素において当該輸入貨物を積極的に調達する要素は確認出来なかった¹⁵⁰。「**表 17-1 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（液体及び固体加重平均価格、庭先渡し）**」のとおり、当該輸入貨物の価格は本邦産同種の貨物の価格を下回ることから、他の条件が同様であれば、本邦産同種の貨物よりも低価格であることを理由に当該輸入貨物を購入したと考えるのが妥当である。実際、このことは、産業上の使用者質問状回答書における【供給者名】品には価格競争力があったため購入量を増やした旨¹⁵¹の回答によって確認された。更に、他の産業上の使用者については、調査対象期間において、【価格を理由とした

¹⁴⁴ 意見の表明（韓国 UNID 平成 27 年 9 月 25 日）及び意見の表明（伊藤忠商事 平成 27 年 9 月 28 日）

¹⁴⁵ 意見の表明（伊藤忠商事 平成 27 年 11 月 26 日）

¹⁴⁶ 本邦生産者現地調査結果報告書（旭硝子）（2. (9)）

¹⁴⁷ 本邦生産者質問状回答書（ダイソー、東亜合成及び日本曹達）（調査項目 A-16）

¹⁴⁸ 本邦生産者現地調査提出資料（旭硝子）（様式 K-4（様式 B-1 関係）訂正版）、本邦生産者追加質問状回答に関する確認事項回答書（ダイソー）（様式 K-1（様式 B-1 関係））、本邦生産者質問状回答書（東亜合成）（様式 B-1）及び本邦生産者追加質問状回答書（日本曹達）（様式 K-1（様式 B-1 関係））

¹⁴⁹ 産業上の使用者質問状回答書（様式 B-1）

¹⁵⁰ 産業上の使用者質問状回答書（様式 C-4-1）及び産業上の使用者質問状回答書（様式 C-4-2）

¹⁵¹ 産業上の使用者質問状回答書（【産業上の使用者名】）（調査項目 A-4-7）

購入先の変更】¹⁵²という、正に価格を理由に購入貨物を決定していた事実も確認した。

4 - 2 - 2 - 4 消費態様の変化の結論

(225) 以上のとおり、上記(213)、(214)及び(221)の各意見については受け入れられず、その他調査対象期間中に本邦の産業に損害を与える要因となるような消費態様の変化はなかったと判断した。

4 - 2 - 2 - 5 需要の減少又は消費態様の変化の結論

(226) 以上のとおり、需要の減少はなく、また、消費態様の変化も認められなかったため、これらは本邦の産業に対して損害を与える要因ではないと判断した。

4 - 2 - 3 外国の生産者及び本邦の生産者の制限的商慣行、並びに外国の生産者と本邦の生産者との間の競争

(227) 調査対象期間における水酸化カリウムの取引において、外国の生産者及び本邦の生産者の制限的な商慣行により、外国の生産者と本邦の生産者との間の競争が阻害されている実態は確認できなかった¹⁵³。

4 - 2 - 4 技術の進歩

(228) 本邦の生産者と当該輸入貨物の供給者との間に大きな水酸化カリウム生産技術の差異を生じる、又は、既存の水酸化カリウムの需要の減少をもたらすような新製品の開発につながる技術の進歩に関する回答はなかった¹⁵⁴ことから、本邦の産業に対して損害を与える要因となるような技術の進歩は確認できなかった。

4 - 2 - 5 本邦の産業の輸出実績

(229) 本邦生産者質問状において、あらかじめ、同種の貨物の輸出に関する影響を排除して回答するよう求め、輸出実績を除外した回答内容に基づき「**3 不当販売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項**」の経済的要因に係る分析を行っているため、輸出実績は、本邦の産業に対して損害を与える要因ではないと判断した。

4 - 2 - 6 本邦の産業の生産性

(230) 本邦の産業の物的生産性は、「**3 - 5 - 5 生産性**」のとおり、平成 23 年には東日本大震災の影響で生産量がやや減少したため、物的生産性もやや低下したが、調査対象期間を通じてはほぼ横ばいで低下は認められなかったことから、本邦の産業の生産性が、本邦の産業に対して損害を与える要因ではないと判断した。

¹⁵² 本邦生産者質問状回答書（旭硝子）（添付資料 H-1-3-③）

¹⁵³ 本邦生産者質問状回答書（調査項目 A-15）及び産業上の使用者質問状回答書（調査項目 D-4）

¹⁵⁴ 本邦生産者質問状回答書（調査項目 E-3）及び産業上の使用者質問状回答書（調査項目 B-2）

4 - 2 - 7 原材料価格の上昇等及び価格転嫁の困難性

4 - 2 - 7 - 1 電気料金の上昇等に係る供給者等からの意見

(231) 供給者及び輸入者から、電気料金に関して、水酸化カリウムは電力多消費産業であるため、電気料金が製造原価及び収益性等に大きな影響を及ぼすことになり、日本の電気料金の値上げはより一層、水酸化カリウム産業に大きな影響を与えること、電気料金が 4 割弱も上昇すれば輸入した方が安価となることが想定される旨等の意見の表明¹⁵⁵があった。

(232) また、輸入者から、電解ソーダ工業（水酸化ナトリウム（苛性ソーダ）事業）では電気料金が製造原価の約 40%を占めるため、水酸化カリウムの製造においても電気料金が製造原価の約 40%を占めていると推測されるので、電気料金の高低が製造原価及び収益性等に大きな影響を及ぼすことになる旨の意見の表明¹⁵⁶があった。

4 - 2 - 7 - 2 塩化カリウム調達価格に係る供給者等からの意見

(233) 供給者及び輸入者から、水酸化カリウムの原料となる塩化カリウム価格に関して、韓国 UNID は 20 年以上にわたって 1 者から全量調達しており、その量は水酸化カリウム生成量換算で日本の水酸化カリウム総生産量を上回っており、非常に安価に調達できること、一方、本邦生産者は全く価格交渉力がない状態で購入せざるを得ず、原料単価が韓国 UNID に比べて極めて高価であること、更に、原料（塩化カリウム）単価自体も上昇している旨等の意見の表明¹⁵⁷があった。

4 - 2 - 7 - 3 価格転嫁の困難性に係る供給者等からの意見

(234) 供給者及び輸入者から、電気料金の上昇は、産業の種別を問わず、日本においては価格転嫁が困難であるため、水酸化カリウム産業においても、業績の悪化に大きな影響を与えたものであり、電力価格の高騰による損害の責めをダンピング輸入に帰してはならない旨、更に水酸化カリウムは、ユーザー（産業上の使用者）側の価格交渉力が強く、供給者側には恒常的な値下げを要求しているという状況があり、この点に関して産業上の使用者質問状回答書において、「国内における需要が減少傾向にあると推測されることから、産業上の使用者の発言力が強く、また、産業上の使用者の製品の市場における価格競争が激しいため、産業上の使用者は、サプライヤー側には恒常的に値下げを要求しており、市場価格は、一貫して微減もしくは横這いとなっている」と記載されていること等の意見の表明¹⁵⁸があった。

(235) また、原材料費（塩化カリウムの輸入価格）の値上げ分は、販売単価の値上げ分に十分に吸収されており、協定 3.2 に規定されるダンピングされた貨物の輸入がなければ生じたであ

¹⁵⁵ 意見の表明（韓国 UNID 平成 27 年 9 月 25 日）及び意見の表明（伊藤忠商事 平成 27 年 9 月 28 日）

¹⁵⁶ 意見の表明（伊藤忠商事 平成 27 年 9 月 28 日）

¹⁵⁷ 意見の表明（韓国 UNID 平成 27 年 9 月 25 日及び平成 27 年 11 月 26 日）及び意見の表明（伊藤忠商事 平成 27 年 9 月 28 日）

¹⁵⁸ 意見の表明（韓国 UNID 平成 27 年 9 月 25 日）及び意見の表明（伊藤忠商事 平成 27 年 9 月 28 日）

ろう価格上昇が著しく妨げられているといった事情は存在しないものと考えられる旨の意見の表明¹⁵⁹があった。

4 - 2 - 7 - 4 原材料価格の上昇等及び価格転嫁の困難性に係る申請者からの意見

(236) 上記(231)から(235)の供給者及び輸入者等からの原材料価格の上昇等及び価格転嫁の困難性に係る意見に対して、申請者から、原材料価格の高騰を価格転嫁できないとの事実は、本邦生産者の利潤との関係でのみ影響を受ける話であり、その他の販売機会の損失、販売価格の値下げを強いられる又は値上げを阻害される等の損害とは関係がない旨の意見の表明¹⁶⁰があった。

また、水酸化カリウムの価格が上昇しなかった要因として、一部の産業上の使用者は本邦生産者に対して調査対象貨物の価格を引き合いに出して値引き要求を行っており、産業上の使用者の価格交渉力の源泉の一つは調査対象貨物の低廉な価格にあるといえる旨、したがって、産業上の使用者の価格交渉力が強い理由は、供給者が指摘する需要が減少傾向にあることのみではない旨等の意見の表明¹⁶¹があった。

4 - 2 - 7 - 5 原材料価格の上昇等及び価格転嫁の困難性の検討

(237) 上記(231)の電気料金の上昇等に係る意見については、本邦産同種の貨物は高い電気料金のもとで製造され、かつ電気料金が上昇したため、電気料金の安い国で製造される調査対象貨物に対して価格競争力を失い、本邦産業に損害を生じたとの主張である。当該意見の趣旨は、本邦の電気料金の上昇が本邦産同種の貨物の価格に反映され、販売価格が上昇したため、価格競争力を喪失したものと解される。しかしながら、「表 17-1 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格(液体及び固体加重平均価格、庭先渡し)」のとおり、本邦産同種の貨物の国内販売価格は調査対象期間を通じて下落傾向にあり、原材料価格の高騰分を販売単価に価格転嫁したため価格競争力を失ったとの状況は確認できなかった。

(238) また、上記(232)の水酸化ナトリウム(苛性ソーダ)事業では電気料金が製造原価の約40%を占めるとの意見については、本邦の産業の水酸化カリウム事業における製造コストに占める電解工程の電力料金の割合は平成22年で約【数値】%、平成26年でも約【数値】%程度¹⁶²であるため、水酸化カリウム事業における電気料金高騰の影響は、水酸化ナトリウムに比べると限定的であることが認められた。したがって、輸入者が表明するように、電気料金の高低が製造原価及び収益性等に大きな影響を及ぼすことになったとは認められなかった。

(239) 上記(233)の塩化カリウムの調達価格について、韓国 UNID は本邦生産者よりも非常に安価に調達できるとの意見については、韓国 UNID が本邦生産者よりも安価に塩化カリウムを調達している証拠の提出が無く、その点について事実関係を確認することはできなかった。更に、韓国及び日本における【国名】からの塩化カリウムの輸入量及び輸入価格を確認¹⁶³し

¹⁵⁹ 意見の表明(韓国 UNID 平成27年9月25日)

¹⁶⁰ 意見の表明(カリ電解工業会 平成27年11月24日)

¹⁶¹ 意見の表明(カリ電解工業会 平成27年11月24日)

¹⁶² 本邦生産者質問状回答書(様式 I-2)

¹⁶³ 調査当局が収集及び分析した関係証拠「塩化カリウムの【国名】からの輸入価格」

たところ、調査対象期間中、ドルベースでの 1kg あたりの価格差は 0.1 ドル以内であり、塩化カリウムの輸入価格は両国でほぼ同じであり、韓国 UNID が本邦生産者よりも非常に安価に塩化カリウムを調達しているとの事実は確認できなかった。

(240) また、上記(234)の電力を含む原材料価格上昇による製造原価増加分の販売価格への転嫁の困難性については、ある本邦生産者は、平成 23 年に原燃料費の高騰を理由に水酸化カリウムの値上げを実施したが、平成 25 年に同様の理由で再値上げを行おうとした際には、韓国品の値下げのため、顧客の理解を得ることができず、実質価格改定作業は中断となったこと¹⁶⁴、また別の本邦生産者は、調査対象期間前の平成 21 年以前には原材料費が上昇すれば価格を引き上げ、逆に下落すれば販売価格を下げるとの対応が産業上の使用者との間である程度可能となっていたが、平成 23 年以降の調査対象期間中に、原材料価格の上昇に伴い、販売価格の値上げを 2 度試みたが、いずれも顧客から安価な調査対象貨物を引き合いに出されたため値上げは実現せず、むしろ値下げを行った¹⁶⁵ことを確認した。また、産業上の使用者回答書には、主原料である塩化カリウムの価格変動に準じて価格改定している旨の回答¹⁶⁶があった。更に、韓国 UNID が意見の表明にて説明している、【韓国 UNID の販売条件・販売価格の状況についての記載】とは、同社が主張するように、水酸化カリウム産業において供給者側から値上げをすることができないためではなく、韓国 UNID が試みた値上げ価格は、「表 17-1 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（液体及び固体加重平均価格、庭先渡し）」のとおり、平成 25 年は当該輸入貨物によって販売価格が引き下げられてきた本邦産同種の貨物の価格をこの時はわずかながらも上回ったため、韓国 UNID は【販売価格の状況についての記載】と述べたものと解することが合理的である。

これらは本邦産同種の貨物の価格が、不当廉売された調査対象貨物のために、引き下げられ、あるいは、原材料価格の上昇に伴う価格転嫁ができなかったことの証左であり、水酸化カリウム事業においてそもそも産業構造上電力料金上昇分の価格転嫁が出来ないことや、供給者側から値上げができないわけではないことを示している。

(241) 上記(235)の塩化カリウムの値上げ分は販売単価の値上げ分に十分に吸収されているとの意見については、上記「表 17-1 当該輸入貨物と本邦産同種の貨物の本邦における販売価格（液体及び固体加重平均価格、庭先渡し）」のとおり、そもそも本邦産同種の貨物の国内販売単価は下落傾向にあり、原材料の高騰を販売単価に反映できていないことを確認しており、販売単価が値上がりしていることを前提とする当該主張を裏付ける事実は確認できなかった。

(242) 一方、上記(236)の申請者の意見の表明¹⁶⁷にもあるとおり、一部の産業上の使用者は本邦生産者に対して調査対象貨物の価格を引き合いに出して値引き要求を行っており、このため、調査対象期間中、本邦生産者は殆ど値上げをすることが出来なかったことが認められた¹⁶⁸。

(243) 以上により、上記(231)から(235)の各意見については受け入れられない。

¹⁶⁴ 本邦生産者質問状回答書（東亜合成）（調査項目 H-1-2）

¹⁶⁵ 本邦生産者現地調査結果報告書（旭硝子）（9）

¹⁶⁶ 産業上の使用者回答書（【産業上の使用者名】）（調査項目 A-5）

¹⁶⁷ 意見の表明（カリ電解工業会 平成 27 年 11 月 24 日）

¹⁶⁸ 本邦生産者質問状回答書（調査項目 H-1-2）、本邦生産者現地調査結果報告書（旭硝子）（9）及び本邦生産者現地調査結果報告書（東亜合成）（II.3.）

4 - 2 - 8 その他の要因

(244) 本邦の産業に対して同時に損害を与えていると考えられるその他の要因として、東日本大震災の影響について検討した。

(245) 「4 - 2 - 2 - 1 需要の変化」のとおり、東日本大震災が水酸化カリウムの本邦における需要に与える影響については、東日本大震災直後には一時的に若干の影響があったものの、平成 23 年の年間を通して見ると、影響は総じて限定的なものであった。

(246) 本邦の産業が同種の貨物を生産している工場のうち、東日本大震災によって操業の影響を受けた工場においても、供給が一時的に減少した¹⁶⁹が、「表 18 本邦の産業の国内向け販売量の推移」及び「表 20 本邦の産業の生産量の推移」のとおり、平成 23 年を通じて見れば、国内販売量及び生産量共に一時的な減少に留まっている。したがって、調査対象期間の本邦の産業の損害は、東日本大震災の影響によるものではないと判断した。

(247) 以上のとおり、東日本大震災は本邦の産業に対して損害を与える要因ではないと判断した。

4 - 3 因果関係に関する結論

(248) 以上のとおり、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に損害をもたらしたものと認められ、当該輸入貨物と本邦の産業に対する実質的な損害との間に因果関係が認められると判断した。

5 仮の決定に対する反論及び再反論等、並びにこれらに係る調査当局の見解

5 - 1 調査の経緯に関する事項

(249) 「大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに係る関税定率法第 8 条第 5 項に規定する調査開始の件」(平成 27 年財務省告示第 184 号)で告示した関税定率法第 8 条第 5 項の調査において、同条第 8 項及び第 9 項に規定する不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定(以下「仮の決定」という。)及びその後の調査の経緯等は、以下のとおり。

5 - 1 - 1 仮の決定と仮の決定の基礎となる事実の開示

(250) 平成 28 年 3 月 25 日、本件に係る仮の決定を行い、その旨及び仮の決定の基礎となる事実(以下「中間報告書」という。)を直接の利害関係人に対し書面で通知するとともに、仮の決定を行った旨を官報で告示¹⁷⁰した。中間報告書は、同日、財務省¹⁷¹及び経済産業省¹⁷²のホー

¹⁶⁹ 本邦生産者質問状回答書(旭硝子)(調査項目 A-16)

¹⁷⁰ 平成 28 年財務省告示第 83 号

¹⁷¹ http://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/plan/futou/ka20160325.htm

¹⁷² http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/koh.html

ムページに掲載した¹⁷³。また、韓国及び中国政府に対しても仮の決定を行った旨及び中間報告書を送付¹⁷⁴した。

なお、当該告示において、調査により判明した事実に係る証拠の提出¹⁷⁵及び意見の表明¹⁷⁶（以下「仮の決定に係る反論等」という。）についての期限を平成 28 年 4 月 15 日とした上で、仮の決定に係る反論等についての期限を同年 4 月 7 日とし、当該期限までに提出された仮の決定に係る反論等については、同年 4 月 8 日から利害関係者の閲覧に供し、他の利害関係者から提出された仮の決定に係る反論等に対する更なる反論及び反証（以下「仮の決定に係る再反論等」という。）（以下「仮の決定に係る反論等」及び「仮の決定に係る再反論等」を総称して「仮の決定に係る反論・再反論等」という。）についての期限を同年 4 月 15 日とする旨の書面¹⁷⁷を、利害関係者に対して通知した。

- (251) 仮の決定に際して、ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由並びに採用した証拠及び適用した手法を記した「ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」（以下「仮の決定に係る FA 経緯書」という。）を、供給者に対して書面により送付するとともに、その公開版を利害関係者の閲覧に供した。

5 - 1 - 2 暫定措置

- (252) 不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が推定され、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められたことから、平成 28 年 3 月 28 日、関税・外国為替等審議会への諮問及び同審議会からの答申を経て、同年 4 月 5 日、暫定的な不当廉売関税を課すること¹⁷⁸が閣議決定¹⁷⁹され、同年 4 月 9 日から、暫定的な不当廉売関税が課税された。韓国を原産地とする水酸化カリウムに関し、韓国 UNID を供給者とする税率及びその他の者を供給者とする税率についてはそれぞれ 49.5%、中国を原産地とする水酸化カリウムに関し、中国 OCI を供給者とする税率及びその他の者を供給者とする税率についてはそれぞれ 73.7%とされた¹⁸⁰。

5 - 1 - 3 新たに判明した直接の利害関係人

- (253) 平成 28 年 3 月 31 日付けで、調査当局が把握していなかった輸入者 1 者（善ケミカル株式会社（以下「善ケミカル」という。））から直接の利害関係人¹⁸¹である旨の上申書の提出があり、内容を確認したところ、調査対象貨物の輸入者であると判断できたことから、同者を本件調査における直接の利害関係人と認めた。

¹⁷³ ガイドライン 12.(1)三

¹⁷⁴ 協定 12.2

¹⁷⁵ 政令第 10 条第 2 項又は政令第 10 条の 2 第 2 項

¹⁷⁶ 政令第 12 条の 2 第 2 項

¹⁷⁷ ガイドライン 12.(1)

¹⁷⁸ 法第 8 条第 9 項

¹⁷⁹ 水酸化カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（平成 28 年政令第 196 号）

¹⁸⁰ 平成 28 年財務省告示第 131 号

¹⁸¹ 政令第 8 条第 1 項

5 - 1 - 4 仮の決定に対する利害関係者からの意見等

(254) 仮の決定に係る反論等は、その期限である平成 28 年 4 月 7 日までに、利害関係者 6 者（韓国 UNID、中国無機塩工業協会、日星産業、伊藤忠商事、善ケミカル及びカリ電解工業会）から提出があり、また、仮の決定に係る再反論等は、その期限である同年 4 月 15 日までに利害関係者 1 者（カリ電解工業会）から提出があった。

利害関係者から提出された仮の決定に係る反論・再反論等を検討した上での調査当局の見解については、後述「**5 - 6 仮の決定に係る反論・再反論等の検討についての結論**」のとおりである。

5 - 1 - 5 秘密の情報

(255) 利害関係者が提出した書面（証拠及び意見の表明に係る書面等）のうち秘密情報については、調査当局は秘密の理由書の提出を求め、これを受領した。

5 - 1 - 6 証拠等の閲覧

(256) 調査当局が作成した書面（調査当局が収集及び分析した関係証拠を含む）及び利害関係者が提出した書面（証拠及び意見の表明に係る書面等）（ただし、これらの書面における秘密情報については公開版要約に限る。）について、利害関係者に対し閲覧に供した。

5 - 2 「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に係る反論等の検討

(257) 仮の決定に係る反論・再反論等のうち、「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に係る反論等について、以下のとおり検討した。

5 - 2 - 1 韓国 UNID からの反論等の検討

5 - 2 - 1 - 1 韓国 UNID からの反論等

(258) 韓国 UNID から、本件調査について、手続きの観点から以下の内容の仮の決定に係る反論等¹⁸²の提出があった。なお、韓国 UNID が提出した「仮の決定等に対する意見書（以下「韓国 UNID 意見書」という。）の総論及び各論の 1.から 5.及び 7.から 9.までは、いずれも調査手続きに係る反論であり、相互に多くの重複があることから、以下においては、総論の主張を柱書に、同様の論点について各論で主に主張された内容や事実関係等を箇条書きに整理して、記載した。

(a) 調査当局は、130 ページ以上にも及ぶ質問内容と事前資料に関する証拠の全てを要求するなど、無理な要求をし、一部の回答書で延長申請を拒絶するなど手続上不合理な決定をした。これは、協定 6.1.1 条に違反する。

① 供給者質問状回答書の提出期限の 4 週間の延長を申し出たが、Section A は延長不可、Section 2¹⁸³はたったの 2 週間の延長しか許容されなかった。

(b) 平成 27 年 12 月 11 日「貴社回答に関する確認について」について、調査当局は、当社が回答した追加的な証拠及び説明を完全に拒否するなど、当社の防御について十分な機会を与えなかった。これは、協定 6.1 条に違反する。

(c) 調査当局は、一部の項目に対する現地調査を行っておらず、当社に立証・反論等の十分な機会を与えなかった。これは、協定 6.2 条及び 6.7 条並びに協定附属書 I（特に 7 項）の規定に基づく現地調査に関する手続に違反する。また、調査当局は、利害関係者によって提供された情報の正確性を検証する義務を果たしておらず、協定 6.6 条に違反する。

① 輸出価格（Section B）に関する資料は、現地調査を通じて提供された情報と整合性が認められた一方、韓国国内価格（Section C）とコスト（Section E）については、現地調査を実施しなかったことは一貫していない。

② 現地調査でも国内販売価格（Section C）とコスト（Section E）に関する詳細の提供の機会を排除したため、調査当局は、必要な情報の収集のための義務を果たしていない。

③ 調査当局は、提供された情報の整合性を現地調査を通じて検証する義務を裁量権の逸脱・濫用により履行しなかった。

(d) 調査当局から現地調査項目に関する通報を受けた後、国内価格と製造原価などが現地調査項目に含まれてない理由等について問い合わせしようとする質疑意見書を送った際、調査当局がこれを返送してきたことは不当な拒否行為であり、協定附属書 I 8.に違反する。

(e) 当社は、調査当局の供給者質問状及び追加質問状に対し、最善を尽くして誠実に回答しており、たとえ提供された情報がすべての面で理想的でなくてもこれを無視することは

¹⁸² 仮の決定反論書（韓国 UNID 平成 28 年 4 月 7 日）

¹⁸³ Section 2 は誤記で調査項目（Section）B から G と思われる。

できない。このことは、協定附属書Ⅱ 6.8に規定する入手可能な最善の情報（特に5項）に違反する。

<供給者質問状回答期間及び回答期間の延長について>

- ① 延長不可、あるいは2週間だけの延長の中では、すべての回答を行うには十分ではなく、提供された情報は、すべての面において理想的ではないとしても、これを無視することは公正ではない。

<供給者質問状に対する不備確認について>

- ② 当社は質問内容について、添付可能なすべての資料と説明を誠実に回答した（A4サイズ用の紙900～1,000ページ分）。これに対して回答内容が「書類不備」とされるのは、公正ではない。
- ③ 以後要求された資料は、当初回答で提示した数値の出所を確認するための参考用の外部資料がほとんどで、その資料は現地調査時に確認できることだったにもかかわらず、サンプル形式ではなく、調査期間に対応するすべての外部データの提出を要求された。
- ④ その外部資料を、1)各取引先から受け取り、2)セキュリティ上の承認手続きを履践し、3)日本語翻訳などのため、当社は日数が必要として延長申請を要請し、A4サイズの用紙500～600ページほどの資料を提出した。
- ⑤ 日本語翻訳の時間を考慮すると、当初の質問状およびその他の追加質問状に対する回答提出期限は十分ではなかった。

<追加質問状について>

- ⑥ 追加質問状に対し、特定の販売に対応する会計書類及び費用に関する書類の提出を要請し、提出を求めた書類が原価、会計、財務、営業、システムなどの各部門から収集しなければならない包括的な要求だったので、14日間の回答作成期間は非合理的であったが、当社は質問状について誠実に作成して送付したつもりである（A4サイズの用紙1,400～1,500ページ、当初回答で提出した分量よりも1.5倍も多い）。
 - ⑦ 回答の内容は、すべての面で理想的でないとしても、内需とコスト全体に対してファクツ・アヴェイラブルを適用したのは合理的ではない。
- (f) 調査当局は当初質問及び追加質問状を通じて一部確認されなかった情報や、件別に追跡ができない情報を無理に要求した。当社は、当該情報が確認できない理由について回答書において説明したにもかかわらず、調査当局は「未提出」及び「不一致」を主張し、提供された情報を理解しようとする態度を見せなかった。このことは、協定附属書Ⅱ 6.8に規定する入手可能な最善の情報（特に5項）に違反する。
- (g) 調査当局は、極めて限定的な情報に基づいて、当社が提出した証拠や情報を不整合であると断定しているのであって、そのような調査手法は上記のとおり協定に違反していることは明らかであるし、また、現地調査においていくらかでも追加的な調査は可能であったにもかかわらずそれを調査当局は放棄しているのであって、いずれにせよ、違法である。

(259) また、韓国 UNID から、上記(104)から(106)までの内容に関し、以下の内容の仮の決定に係る反論等¹⁸⁴の提出があった。なお、詳細については同社に対して平成28年5月17日付で発出し、同日その公開版を閲覧に付した「ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」（以下「重要事実の開示に係るFA経緯書」という。）に記載した。

(a) 韓国 UNID が公表している IR 資料の水酸化カリウム国内販売額の合計と当社が提出し

¹⁸⁴ 仮の決定反論書（韓国 UNID 平成28年4月7日）

た回答書の水酸化カリウム国内販売額の合計の違いは、既提出資料で説明したとおり、IR 資料では、販売額を製品別ではなく、チーム別で集計したため、水酸化カリウムの販売額に水酸化カリウム以外の製品（塩酸等）が含まれているからである。IR 資料は、正式な公示資料ではなく、パンフレット用に製作された資料にすぎない。

- (b) 韓国 UNID の回答した韓国国内販売に係る個別取引とその根拠資料については、調査当局から関連付けることを要請されなかったため、当該資料の関連性に係る説明を行わなかった。韓国国内販売の入金の事実を示す資料については、国内取引については、入金日の個別追跡は不可能であるため、取引先ごとの回収期日を使用することが合理的と判断し、入金日については【回答内容】と回答し、取引先別平均債権回収の期日を回答することで最善を尽くした。
- (c) 韓国 UNID の回答に係る水酸化カリウムの製造工程において、KOH【濃度】から KOH【濃度】を製造する工程における異常収率は、【収率変動の理由】ためであり、【製造工程】ため、回答内容が一般的な状況、自然法則に反することはない。

5 - 2 - 1 - 2 韓国 UNID からの反論等に対する再反論等

(260) 申請者から、上記(258)及び(259)の韓国 UNID からの反論等に関して、以下の内容の仮の決定に係る再反論等¹⁸⁵の提出があった。

- (a) 調査当局は、韓国 UNID に対し、調査当局自身の設定した回答期限が徒過した場合であっても延長を認め、また追加質問の提出によって再三の救済措置を図っており、韓国 UNID の主張・証拠の準備のための十分な合理的期間を与えている。
- (b) ファクツ・アヴェイラブルの適用にあたり、質問状の送付に当たって回答期限を徒過した場合はファクツ・アヴェイラブルが適用される可能性があることを記載するなど関連手続きはいずれも充足されており、本件調査において一部ファクツ・アヴェイラブルを適用して事実認定を行ったとしても、それは協定第 6.8 条等に違反するものではなく、韓国 UNID の一連の指摘はいずれも失当である。

5 - 2 - 1 - 3 韓国 UNID からの反論等に係る検討

(261) 上記(258)の韓国 UNID からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

- (a) 調査当局は上記(89)及び(90)のとおり、供給者質問状においては 37 日間の回答期間を設けた。その後、平成 27 年 6 月 18 日付韓国 UNID の回答期限延長申請¹⁸⁶を受けて、その申請のとおり、調査項目 (Section) B～G について、2 週間の回答期間延長を認めた。その結果、韓国 UNID には、調査項目 (Section) A を除き 51 日間の回答期間が認められた。韓国 UNID は①4 週間の回答期限延長を申し出た、②調査項目 A の延長申請を拒絶されたと主張しているが、これは事実ではない。したがって、調査当局が供給者質問状の回答期限の延長について「手続き上不合理的な決定をした」との韓国 UNID の主張は、事実誤認に基づくものである。なお、調査項目 A は、会社の概要等に係る一般的情報を求める 8 ページ程度の質問状であり、添付書類も監査済み財務諸表、組織図及び製品パンフレット等の既に存在する資料であることから、作成に時間を要する調査項目ではない。また、調査当局は供給者質問状において、調査当局が必要とする情報

¹⁸⁵ 仮の決定再反論書（カリ電解工業会 平成 28 年 4 月 15 日）

¹⁸⁶ 回答期限の延長について（韓国 UNID 平成 27 年 6 月 18 日）

を求めたものであり、そのほとんどがおおよそ一般的な商取引において既に持ち合わせている資料の写しの提出を求めるものであり、下記(e)で述べるとおり、不備確認通知によって、供給者質問状の回答について、回答の不備を指摘し、当該不備を改める機会を設けている。

- (b) 平成 27 年 12 月 11 日付け「貴社回答に関する確認について」は、上記(99)に述べたとおり、韓国 UNID に対し、これまで回答しなかった又は不完全な回答しかしなかった質問事項のうち主要な項目について説明を求めたものであった。告示で定めた証拠等の提出、意見の表明等の各期限をいずれも既に経過していたことを踏まえ、調査当局が新たな証拠等を提出することなく説明を行うことを求めたところ、韓国 UNID は、上記(100)に述べたとおり、すべての回答について、韓国 UNID が既提出である旨を主張する過去の質問に対する回答を引用して回答した。また、一部の回答に含まれていた新たな証拠とは、製造工程図の一部表記を修正したものと「貴社回答に関する確認について」に対する回答の内容を表で示したものであり、いずれも回答において文章で記載されたものであった。上記(101)及び(102)に述べたとおり、調査当局は、同年 12 月 28 日に、韓国 UNID が調査当局の指示に従って修正した回答を受領していることから韓国 UNID の「調査当局は、当社が回答した追加的な証拠及び説明を完全に拒否」したとの主張は、事実と反するものである。実際、同年 12 月 28 日に韓国 UNID が提出した回答は、証拠として取り扱われ、調査当局により検討、評価され、「仮の決定に係る FA 経緯書」に記載されている。
- (c) 韓国 UNID は、調査当局が一部項目について現地調査を行わなかったことをもって「立証・反論等の十分な機会を与えなかった」と主張しているが、調査当局は以下に述べるとおり、すべての利害関係者に対し、主張・立証の機会を十分に与えてきた。具体的には、上記(14)から(42)に述べたとおり、複数回にわたり質問状等を送付して証拠等の提出を求め、回答期限の延長についても実行可能な限り認めてきた。また、上記(43)から(54)に述べたとおり、調査開始後、4ヶ月間は(125日目まで)は自発的な証拠等の提出を認め、5ヶ月目(153日目)までは当該調査の対象となっている事項に関し意見が相反する利害関係者との対質の機会を申し出ることができることとし、これらを踏まえて、6ヶ月目(183日目)まですべての利害関係者が意見の表明を行うことができることとして、これら期日のことを調査開始に際し告示した。上記(43)、(45)及び(46)の「表 5 意見の表明」に述べたとおり、韓国 UNID はこれらの機会をすべて活用して、証拠の提出、意見の表明を行った。
- 更に、上記(51)のとおり、調査当局は、韓国 UNID の求めに応じて、透明性及び他の利害関係者の公正な取扱いに十分配慮しつつ、同社との一方当事者会合を平成 27 年 11 月 24 日に行った。これら経緯に鑑みれば、調査当局は、韓国 UNID に対し、他の利害関係者と同様に十分な主張・立証の機会を与えてきた。また、韓国 UNID 自身、上記(a)①に述べた延長申請において、「Anti Dumping 関税の調査が関連規定で定めた日程により進めていることは理解しています。」と述べており、ガイドライン 6. (5)二を踏まえ調査当局が速やかに調査を行わなければならないことを理解している旨を示していた。また、利害関係者によって提供された情報の正確性に係る確認は、現地調査のみによって行われるものではない。調査当局は、「中間報告書」及び「仮の決定に係る FA 経緯書」に記載したとおり、利害関係者が提出したすべての証拠について公平かつ客観的に評価し、自身が行う認定の根拠とするものの正確さについて、調査の過程において十分に確認した。
- (d) 上記(54)に述べたとおり、韓国 UNID から、平成 28 年 1 月 20 日付けで配達証明郵便

が送付されてきた。これは、前日の1月19日、同社代理人より調査当局に、意見書を提出したい旨の連絡があったのに対し、調査当局より、意見の提出期限は既に過ぎている旨を伝えたにも関わらず郵送されてきたものであった。また、配達証明が付されていることから、当該書面が配達された事実が証明されること、すなわち調査当局が当該書面を受理したとも主張しうることを企図して郵送されたものと考えられた。韓国 UNID が当該書面を「質疑意見書」と称しているとおりに、当該書面の内容は、同社が主張するような、調査当局が現地調査の対象とした輸出価格及び第三国輸出価格に係わる現地調査についての「丁寧な問い合わせ」ではなかった。

当該書面は、調査当局に対し、製造原価及び韓国国内販売価格についての現地調査を行わないのであれば「調査当局において弊社の回答書上の製造原価と国内販売価格（正常価格）を異議なくそのまま受け入れることになるものと認識」するが、その理解が間違っているか否かを質問するとともに、協定 2.2 条並びに法第 8 条第 1 項、政令第 2 条第 2 項及び同第 1 項を引用して、「調査当局が弊社の回答書上の国内販売価格を否定して、第三国輸出価格や構成価格を比較対象とするためには上記の要件を満たすという事実について AD 協定及び日本の国内法令に基づいて十分な検証をお願い致します。」と意見を述べるものであった。また、「弊社に速やかにご回答して頂ければ、弊社も問題なく現地調査が出来ると思っております。」として、調査当局が製造原価及び韓国国内販売価格の取扱いに係る判断を回答しない場合は、既に通知し、同社が受け入れを表明した輸出価格及び第三国輸出価格に係わる現地調査に何らか支障が生じうることを示唆するものであった。

これらを踏まえ、調査当局は、当該「質疑意見書」は、現地調査の対象としている輸出価格及び第三国輸出価格についての現地調査に関する質問ではなく、製造原価及び韓国国内販売価格の取扱いについての韓国 UNID による意見の表明であると理解した。告示された意見の表明期限は過ぎていたことから、当該意見を他の利害関係者の閲覧に付し、意見を述べる機会を仮の決定前に設けることは困難であった。更に、当該意見に対する回答を、仮の決定の前に、韓国 UNID にのみ対して行うことは、実質的に、仮の決定に関わる内容を、事前に、一部の利害関係者にのみ通知することに等しいことであった。一方、仮の決定が行われれば、韓国 UNID を含むすべての利害関係者は、仮の決定の内容に対して反論し、その反論に対し再反論する機会を与えられることから、そのような機会に、韓国 UNID が当該意見を表明することは十分に可能であった。このため、調査当局は、同年1月25日に、①意見の表明期限は過ぎている旨、②意見提出可能な機会には通知するので、その際に意見を提出するよう求める旨を記載した通知文とともに内容証明付配達証明郵便で、「質疑意見書」を韓国 UNID に返送した¹⁸⁷。調査当局の対応は、すべての利害関係者に対し、公平に、自らの利益を擁護する機会を与えるとともに、韓国 UNID にもそのような機会に意見を表明することを可能とするものであり、同社が主張するような「不当な拒否行為」にはあたらない。

- (e) 調査当局は、供給者質問状の回答に当たっては、上記(a)で述べたとおり、韓国 UNID の申し出どおりに回答期限の延長を認めた。また、不備確認通知によって、供給者質問状の回答について、同社の回答の不備を指摘し、当該不備を改める機会を設けた。不備

¹⁸⁷ 大韓民国産水酸化カリウムに係る不当廉売関税に関する現地調査に対する質疑及び意見（韓国 UNID 平成 27 年 1 月 20 日（平成 27 年は誤記で平成 28 年と思われる。））及び平成 27 年 1 月 20 日付「大韓民国産水酸化カリウムに係る不当廉売関税に関する現地調査に対する質疑及び意見」の返送について（調査当局 平成 28 年 1 月 25 日）

改め版の提出に当たっては、同社の求めを踏まえ、回答期限の延長を認めた。なお、不備改め版について回答期限の延長を求めた利害関係者は、韓国 UNID だけであった。上記(258)(e)①及び②において、韓国 UNID は、2 週間の延長ではすべての回答を行うのに十分ではない、誠実に回答したのに「書類不備」とされるのは公正ではないと主張しているが、不備確認通知は、供給者質問状回答の添付資料等が未提出であった場合、これら資料を提出することで不備を改める機会を与えるものであって、「書類不備」であるとして利害関係者に不利な取り扱いをするものではない。

更に、調査当局は、追加質問状を通じて、韓国 UNID に未提出資料の提出や不整合な点について説明する機会を与えた。韓国 UNID が回答期限の前日夕方になって回答期限の延長を求めてきたのに対しても、回答期限が経過後も自発的証拠の提出期限までに提出されれば受領すると伝達し、実際に受領した。上記(258)(e)③において韓国 UNID が述べているとおり、不備確認以降提出を求めた資料の多くは「当初回答で提示した数値の出所を確認するための」根拠資料であって、これらの資料は新たに作成する必要があるものではなく、おおよそ一般的な商取引において既に持ち合わせている資料の写しの提出を求めるものであった。また、上記(258)(e)③において、韓国 UNID は「サンプル形式ではなく」と述べているが、個別取引に係る根拠資料はサンプルで提出を求めており、その数は、全取引数の 1%程度であった。調査対象期間全体にわたって提出を求めたのは、主として控除の対象となる経費項目のうち、韓国 UNID が実費での回答が困難であり、按分により回答するとした項目や実費と回答しつつ、同じ経費項目を別の質問項目では按分と回答し不整合があった項目のように、当局が特に確認する必要があるものであった。それらの根拠資料については、既に韓国 UNID による支払いが行われていたものであることから、上記(258)(e)④で韓国 UNID が述べるように「各取引先から受け取る」必要はなく、また、そのほとんどは日本語に翻訳されていなかった。韓国 UNID は、上記(258)(e)⑤において日本語に資料を翻訳する負担について述べているが、様式や添付資料のような書類の日本語翻訳は、ごく一部について虫食的にしか行われていなかった。このため、翻訳負担を軽減しつつ資料を正確に理解するために、調査当局は、追加質問状の回答に当たっては、質問状の作成の留意点として、伝票等について社内様式があるものは、空欄の様式及び様式の各項目について翻訳をつけたものを提出するよう記載し、同じ様式を用いた伝票等のすべてについて翻訳を施さなくても良いように翻訳負担の軽減を図った。実際、韓国 UNID は、ほとんどの添付資料について、同じ様式の資料の一枚目につき、部分的に翻訳した程度のものを提出した。Excel 形式で提出された様式類についても、経費項目等については韓国語のまま、あるいは英語を付した程度のものが大多数であった。そのような資料であっても、調査当局は、「貴社回答に関する確認について」2.(8)に述べたとおり、可能な限り読み取る努力を行った。

上記(258)(e)⑥で韓国 UNID は追加質問状で回答する内容の多さについて言及しているが、追加質問状については、全質問項目 147 項目のうち、(1)当初質問状及び著しい不備指摘で回答及び資料の提出がなかったもの、及び、(2)当初質問状及び著しい不備指摘の回答について単に説明を求めるものが合計で 76 項目あった。これらはいずれも当初質問状及び著しい不備指摘において韓国 UNID が適切に対応していれば追加質問状で回答を求める必要がなかったものであった¹⁸⁸。また、当初質問状及び著しい不備

¹⁸⁸ 「追加質問状の回答に対する確認事項等について」における（別紙 1）自発的証拠の提出期限までに提出された貴社回答等について（調査当局 平成 27 年 10 月 19 日）

指摘の回答を受けて新たに質問した 69 項目のうち、40 項目は、まったく新規に回答を求めたものではなく、当初質問状及び著しい不備指摘で一部回答の提出があったものだった。すなわち、追加質問状において調査当局から新たに回答を求めた項目は 29 項目程度（5 分の 1 程度）であったことを踏まえれば、14 日間という回答期間は非合理的なものではなかった。

- (f) 韓国 UNID が具体的にどの情報について、調査当局が「一部確認されなかった情報や、件別に追跡できない情報を無理に要求し」、同社は「当該情報が確認できない理由について回答書において説明した」としているのかは、韓国 UNID 意見書総論 4.からは明らかではない。本主張に対しては、「重要事実の開示に係る FA 経緯書」において、具体的な情報に基づいて調査当局の検討を説明する。
- (g) 韓国 UNID が具体的にどの情報について「調査当局は極めて限定的な情報に基づいて、当社が提出した証拠や情報を不整合であると断定している」と主張しているのかは、韓国 UNID 意見書総論 5.からは明らかではない。本主張に対しては、「重要事実の開示に係る FA 経緯書」において、具体的な情報に基づいて調査当局の検討を説明する。また、韓国 UNID は「現地調査においていくらかでも追加的な調査は可能であったにもかかわらずそれを調査当局は放棄している」と主張しているが、現地調査の重要な目的は、提供された情報を確認することであり、確認の対象となる証拠が提出されている必要がある。確認の対象となる証拠の提出状況については、「重要事実の開示に係る FA 経緯書」において、具体的な情報に基づいて調査当局の検討を説明する。

(262) 上記(259)の韓国 UNID からの反論等に関して、調査当局が検討した結果は以下のとおりである。検討内容の詳細については、「重要事実の開示に係る FA 経緯書」において、説明する。

- (a) 韓国 UNID が自ら公表している IR 資料と韓国 UNID 回答との不整合に関する同社の説明に矛盾があり、また、韓国 UNID 回答による水酸化カリウムの国内販売額と監査済み財務諸表の売上額との整合性を確認することができず、韓国 UNID がすべての国内取引に係る販売額を正確に回答したのか否かについて確認できなかった。
- (b) 韓国 UNID の国内販売に係るすべての個別取引について、入金の実事を確認することができず、それら取引が現実に行われた取引であること及び個々の取引の正確な販売額を確認することができなかった。
- (c) 韓国 UNID 回答の製造工程において理論値を越える収率が認められる等の不整合が認められ、当該工程に基づく製造原価に関わる回答が信頼できるものであることを示す資料の提出がないことから、韓国 UNID 回答による製造工程が合理的なものであり、当該工程に基づく製造原価に関わる回答が正確であることについて確認することができなかった。

したがって、上記(258)及び(259)の韓国 UNID からの反論等は受け入れられない。

5 - 2 - 2 中国産輸入貨物の税率の算定方法等に関する反論等の検討

5 - 2 - 2 - 1 中国産輸入貨物の税率の算定方法等に関する反論等

(263) 善ケミカルから、中国産輸入貨物に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等¹⁸⁹が提出された。

- (a) 中国から輸入される水酸化カリウムにつき、固形物、液体物それぞれに不当廉売関税率を算定されることを希望する。申請者の 1 社である旭硝子も同様の意見の表明¹⁹⁰をしている。
- (b) 中国から輸入される水産化カリウムにつき、中国 UNID、中国 OCI、その他の生産者、それぞれに不当廉売関税率を算定されることを希望する。液体物は中国 UNID もしくは中国 OCI、固形物については大半がその他の生産者から輸入されていると推定する。
- (c) 【社名】から輸入の固形物については、平均単価から考えて不当廉売にはあたらないと考える。【輸入価格に関する記載】。

5 - 2 - 2 - 2 中国産輸入貨物の税率の算定方法等に関する再反論等

(264) 申請者から、上記(263)の善ケミカルからの反論等に関して、同社は、調査対象貨物のうち中国産の製品をより細分化（固形品・液体品、生産者毎）して不当廉売の事実等を認定すべきであるという、本件調査開始以降ほぼ議論されてこなかった論点について主張を行っているものと思われるが、現時点から、当該論点について検討を行う場合、本件調査が大きく遅延することとなるため、本邦の産業の損害が拡大することが懸念されるので、善ケミカル反論書の指摘は認めるべきではない旨の仮の決定に係る再反論等¹⁹¹の提出があった。

5 - 2 - 2 - 3 中国産輸入貨物の税率の算定方法等に関する反論等の検討

(265) 上記(263)の善ケミカルからの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

- (a) 本件調査の調査対象貨物は、「**1 - 1 調査の対象とした貨物の品名、銘柄又は型式、特徴及び供給者又は供給国**」において述べたとおり、韓国産及び中国産の「液体又は固体の水酸化カリウム」であり、水酸化カリウム全体であることから、同者の求めるように「固形物、液体物それぞれに不当廉売関税率を算定」することは受け入れられない。なお、善ケミカルの反論で引用している旭硝子の意見は、水酸化カリウムの製品間に価格差があることから「ダンピング・マージンの算定に当たっても調査対象貨物全体で 1 つの正常価格及び輸出価格を算出するのではなく、製品毎に分けて（調査当局注：正常価格及び輸出価格を）算出し、ダンピング・マージンを算定し、」「品種別の価格調査に基づいた関税率の設定する必要がある」というものであり、固形物、液体物それぞれに不当廉売関税率を算定するという善ケミカルの反論と同様ではない。
- (b) 上記「**2 - 1 - 1 不当廉売差額の基本的考え方**」(73)に記載のとおり、不当廉売差額の算出は、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出することとした。中国の供給者については、上記「**2 - 3 中国の供給者**」(118)から(120)に記載のとおり、調査当局に協力し、証拠を提出した供給者はいなかった。このため、上記(121)に記載のとおり、中国 OCI については「**2 - 3 - 3 - 2 代替国の正常価格**」において算出した正常価格と「**2 - 3 - 3 - 3 本邦向け輸出価格**」において算出した輸出価格との差額として、「**2 - 3 - 3 - 5 不当廉売差額率**」のとおり不当廉売差額

¹⁸⁹ 仮の決定反論書（善ケミカル 平成 28 年 4 月 7 日）

¹⁹⁰ 意見の表明（旭硝子 平成 27 年 9 月 28 日）

¹⁹¹ 仮の決定再反論書（カリ電解工業会 平成 28 年 4 月 15 日）

率を算出した。また、「その他の中国の供給者」については、(133)に記載のとおり、中国 OCI の不当廉売差額率に基づき同率を適用した。不当廉売関税率は、その不当廉売差額率から導かれたものである。

- (c) 上記(263)(c)に記載の、【社名】から輸入の「固形物」は平均単価から考えて不当廉売にあたらぬとの反論については、そもそも不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実は「**2 - 1 - 1 不当廉売差額の基本的考え方**」に記載のとおり、輸出価格と正常価格を比較して判断される。また、中国産調査対象貨物については、上記(b)に記載のとおり、調査当局は不当廉売された貨物の輸入の事実を認めている。

したがって、上記(263)の善ケミカルからの反論等は受け入れられない。

5 - 2 - 3 代替国の選定に関する反論等の検討

5 - 2 - 3 - 1 代替国の選定に関する反論等

(266) 中国無機塩工業協会から、ダンピング・マージン算定のための代替国選定に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等¹⁹²が提出された。

- (a) 仮の決定では、ダンピング・マージンを算定するための代替国の選定に関して何の情報も含んでいない。
- (b) 優先順位 1 位である AGC Chemical (Thailand) CO.,Ltd.は旭硝子の関連会社であり、代替国（協力企業）に同社を選定したのであれば、調査の公平性に顕著な問題がある。
- (c) 「**2 - 3 - 3 - 2 代替国の正常価格**」の算定において、(128)に記載のとおり、原価未満の販売が長期間にわたって相当量であるにもかかわらず、当該部分を代替価格で使用したことは、代替国の選定の合理性が不十分である。
- (d) 調査当局は、調査の公平性と透明性のため、代替国と代替国価格の選定の背景と過程を公開すべきである。

5 - 2 - 3 - 2 代替国の選定に関する再反論等

(267) 申請者から、上記(266)の中国無機塩工業協会からの反論等に関して、次の内容の仮の決定に係る再反論等¹⁹³の提出があった。

- (a) 中間報告書は、代替国候補の選定の経緯を詳細に記載しており（中間報告書(122)乃至(125)）、恣意的な要素なく選定されたことが伺える内容となっているため、十分に透明性を確保できている。したがって、代替国の選定に関して何の情報も含んでいないとの指摘は、事実に基づかないものであり、失当である。
- (b) 仮に、申請者の構成企業の 1 つの関連会社である AGC Chemical (Thailand) Co., Ltd.の数値を使った場合であっても、代替国の正常価格の算出に当たっては、関連企業間取引を除外しており（中間報告書(127)）、算出の元となる事実もすべて調査当局によって客観的証拠による裏付けを行っているのであって（中間報告書(60)）、関連会社如何に拘らず不公平性は存在しない。よって、公平性に顕著な問題があるとする指摘は、事実誤認に基づく指摘であり、失当である。

¹⁹² 仮の決定反論書（中国無機塩工業協会 平成 28 年 4 月 7 日）

¹⁹³ 仮の決定再反論書（カリ電解工業会 平成 28 年 4 月 15 日）

5 - 2 - 3 - 3 代替国の選定に関する反論等の検討

(268) 上記(266)の中国無機塩工業協会からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

- (a) 調査当局は、「**1 - 4 - 6 代替国に係る選定通知の送付等**」(37)から(40)、「**1 - 4 - 7 代替国候補の生産者への質問状等の送付等**」(41)及び(42)、及び「**2 - 3 - 2 代替国候補の選定**」(122)から(125)に記載のとおり、代替国及び代替国の候補企業の選定の背景と過程は十分に説明しており、上記(266)の(a)「仮の決定では代替国の選定に関して何の情報も含んでいない」及び(d)「調査の公平性と透明性のため、代替国と代替国価格の選定の背景と過程を公開するべきである」との反論については事実誤認である。
- (b) 上記(a)に記載のとおり、調査当局は、公平かつ客観的な手続きを踏みつつ、透明性を確保して代替国及び代替国候補企業の選定を行っており、調査の公平性に顕著な問題があるとの事実は無い。
- (c) 「**2 - 1 - 2 正常価格の算出の基本的考え方**」(79)に記載のとおり、正常価格の算出に当たっては、コスト割れ価格による同種の貨物の原産国の国内市場における販売又は第三国への販売が、長期間にわたり相当な量で、かつ、合理的な期間内にすべての費用を回収することができない価格で行われている場合には、価格を理由として当該販売を通常の商取引には当たらないものとみなし、正常価格の決定において含めないこととした。したがって、この考え方に沿って、原価未満の販売を除外したことを「**2 - 3 - 3 - 2 代替国の正常価格**」(128)で記載したのであり、原価未満の販売を代替国価格に使用したという事実はない。

したがって、上記(266)の中国無機塩工業協会からの反論等は受け入れられない。

5 - 3 「3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」に係る反論等の検討

(269) 仮の決定に係る反論・再反論等のうち、「**3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項**」に係る反論等について、以下のとおり検討した。

5 - 3 - 1 同種の貨物等に関する反論等の検討

5 - 3 - 1 - 1 同種の貨物等に関する反論等

(270) 日星産業から、85%ペレット品に関して、次の内容の仮の決定に係る反論等¹⁹⁴が提出された。

- (a) 本邦生産者はいずれも85%ペレット品を製造しておらず、また本邦生産者が製造している95%フレーク品の用途は一般工業全般であるが、85%ペレット品の主な用途は試薬、液体石鹼・化粧品である。
- (b) 試薬用途は日本工業規格「JIS K 8574 水酸化カリウム（試薬）」に、液体洗剤及び化

¹⁹⁴ 仮の決定反論書（日星産業 平成28年4月7日）

粧品は「試薬医薬部外品原料規格」に適合した製品である 85%ペレット品を使用する必要があり、本邦生産者の製造した製品では代替ができないため、85%ペレット品は本邦生産者の事業に影響がない。

- (c) 以上のことから、同製品の課税対象除外を求める。

5 - 3 - 1 - 2 同種の貨物等に関する再反論等

(271) 申請者から、上記(270)の日星産業からの反論等に関して、次の内容の仮の決定に係る再反論等¹⁹⁵の提出があった。

- (a) 日星産業意見書の指摘は、調査対象貨物の範囲という本件調査の根幹にかかわる指摘であり、本件調査が既に調査当局によって仮の決定がなされ、最終段階に入っているところで、現時点から当該論点について検討を行う場合、本件調査が大きく遅延することとなるため、本邦産業の損害が拡大することが懸念される。したがって、日星産業意見書の指摘は認めるべきではない。
- (b) 本邦生産者の取引先には、本邦生産者から原料として液体水酸化カリウムを購入し、85%ペレット品と同等の製品に加工して販売するメーカーが存在しており、85%ペレット品について不当廉売関税を賦課しない場合、当該加工業者の価格競争力が不当に害されることとなり、ひいては本邦生産者の当該加工業者に対する売上げ等にも間接的な損害を及ぼすこととなる。したがって、日星産業意見書の指摘は認めるべきではない。

5 - 3 - 1 - 3 同種の貨物等に関する反論等の検討

(272) 上記(270)の日星産業からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

- (a) 日星産業の反論は、本邦生産者はいずれも 85%ペレット品を製造しておらず、85%ペレット品と本邦生産者の製造している製品とは用途が異なり、85%ペレット品と本邦生産者の製造した製品との間には代替性がないため、本邦生産者の製造する製品は 85%ペレット品の「同種の貨物」に該当しないというものである。

「同種の貨物」とは、協定 2.6 において、「検討の対象となる製品とすべての点で同じである製品又は、そのような製品がない場合には、すべての点で同じではないが当該製品と極めて類似した性質を有する他の製品をいう」とされている。上記「**3 - 1 同種の貨物の検討**」で検討したとおり、本邦生産者は 85%ペレット品と物理的・化学的特性が共通する製品を製造している。

また、「本邦生産者が製造している 95%フレーク品は一般工業全般であるが 85%ペレット品については主な用途が試薬、液体石鹼・化粧品である」との反論については、本邦生産者質問状回答書¹⁹⁶及び本邦生産者が公表している情報¹⁹⁷を確認したところ、本邦産水酸化カリウムの用途として「試薬」「医薬」「軟石鹼」「洗剤石鹼原料」「洗顔石鹼」「化粧品」等と記載されており、韓国産 85%ペレット品の用途として日星産業が挙げる試薬、液体石鹼・化粧品と共通することを確認した。また、韓国産 85%ペレット品

¹⁹⁵ 仮の決定再反論書（カリ電解工業会 平成 28 年 4 月 15 日）

¹⁹⁶ 本邦生産者質問状回答書（様式 A-6-2）

¹⁹⁷ <http://www.agc-chemicals.com/jp/ja/products/detail/index.html?pCode=JP-JA-C002>

http://www.osaka-soda.co.jp/ja/prd/chlor_alkali.html

http://www.toagosei.co.jp/products/basis/inorganic_organic/caustic_potash.html

については、日星産業が提出した輸入者質問状回答書の質問項目 **B-2-9-4** 品種コード④（用途）及び韓国 UNID が提出した海外供給者質問状回答書の質問項目 **B-2-9-4** 品種コード④（用途）を確認したところ、両者とも、**85%**ペレット品については【品種コード（用途）】と回答している一方で、当該品について【品種コード（用途）】との回答は確認できなかった。

したがって、用途についても共通していることを確認した。

- (b) 更に、試薬用途は日本工業規格「**JIS K 8574** 水酸化カリウム（試薬）」、液体洗剤及び化粧品は「試薬医薬部外品原料規格」に適合した製品である **85%**ペレット品を使用する必要があり、本邦生産者の製品では代替ができないため、**85%**ペレット品は代替性がないので本邦生産者の事業に影響がないとの反論については、以下のとおりである。一点目の日本工業規格「**JIS K 8574** 水酸化カリウム（試薬）」¹⁹⁸については、日本工業標準調査会のホームページにおいて各 JIS 規格の認証取得者が公開されており、調査当局が「**JIS K 8574** 水酸化カリウム（試薬）」の認証取得者を確認したところ、産業上の使用者 1 社のみであり、韓国 UNID あるいは日星産業が認証を取得しているとの事実はなかった¹⁹⁹。また、「**JIS K 8574** 水酸化カリウム（試薬）」に適合しているというためには、同規格に規定されたすべての事項、具体的には品質に加えて試験方法等についても、すべての事項に適合している必要がある。今回、日星産業の反論等の添付資料として提出された「②UNID 社ペレット品製品規格書」には、「**JIS K 8574** 水酸化カリウム（試薬）」ではない別の規格に基づいた品質結果が記載されており、「**JIS K 8574** 水酸化カリウム（試薬）に適合している」との記載は無かった。

更に、調査当局は、本邦生産者も産業上の使用者である本邦の試薬メーカーに水酸化カリウムを販売しており、ある試薬メーカーでは韓国産調査対象貨物と本邦産同種の貨物の両方を購入していること²⁰⁰、また本邦生産者が水酸化カリウムを販売している別の産業上の使用者が、JIS 規格に適合した水酸化カリウム（試薬）を販売していること²⁰¹も確認した。このことは、申請者が再反論において記載した「本邦生産者の取引先には、本邦生産者から原料として液体水酸化カリウムを購入し、**85%**ペレット品と同等の製品に加工して販売するメーカーが存在」するとの主張を裏付けるものであった。したがって、**85%**ペレット品を含む韓国産調査対象貨物と本邦産同種の貨物は、両方とも、試薬メーカー（産業上の使用者）に試薬の原材料等として販売されており、両者の代替性は否定されなかった。

二点目の「医薬部外品原料規格（外原規）」については、日星産業から提出された仮の決定に係る反論等の添付資料である「③一般社団法人日本海事検定協会 UNID 社 水酸化カリウム 医薬部外品原料規格分析証明書」では、韓国 UNID の **85%**水酸化カリウムの分析を医薬部外品原料規格により実施した証明がなされているが、同じく添付資料である東亜合成の「水酸化カリウム製品案内書」においても、「外原規対応品（固形品）」との記載があることから、本邦生産者も医薬部外品原料規格に適合した製品を製

¹⁹⁸ 日本規格協会 「**JIS K 8574** 水酸化カリウム（試薬）」

¹⁹⁹ 日本工業標準調査会ホームページ（データベース検索（JIS マーク認証取得者一覧））にて検索
<http://www.jisc.go.jp/app/JPS/JPSO0010.html>

²⁰⁰ 輸入者質問状回答書（日星産業）（様式 C）及び本邦生産者質問状回答書（【本邦生産者名】）（添付資料【添付資料項目名】）

²⁰¹ 本邦生産者質問状回答書（【本邦生産者名】）（調査項目【調査項目名】及び【調査項目名】）及び【産業上の使用者名】ホームページ

造及び販売していることが明らかである。また、本邦生産者質問状回答書²⁰²を確認したところ、医薬部外品原料規格に対応した製品の記載があり、本邦産同種の貨物に医薬部外品原料規格対応品が存在することを確認した。

したがって、本邦産同種の貨物と 85%ペレット品は、物理的・化学的特性、用途が共通しており、両者の代替性も確認されたため、「85%ペレット品はカリ電解工業会の会員企業、旭硝子株式会社、大阪ソーダ株式会社、東亜合成株式会社、日本曹達株式会社の水酸化カリウム事業に影響がないことにより 85%ペレット品の課税対象除外を求める」との、上記(270)の日星産業からの反論等は受け入れられない。

5 - 3 - 2 中国産輸入貨物の損害に与える影響に関する反論等の検討

5 - 3 - 2 - 1 中国産輸入貨物の損害に与える影響に関する反論等

(273) 善ケミカルから、中国産輸入貨物の固形物と液体物を個別に考えた場合、固形物の輸入量は極めて少なく、価格、数量ともに日本の産業に与える実質的な損害はない旨の仮の決定に係る反論等²⁰³の提出があった。

5 - 3 - 2 - 2 中国産輸入貨物の損害に与える影響に関する再反論等

(274) 申請者から、上記(273)の善ケミカルからの反論等に関して、調査対象貨物のうち中国産の製品をより細分化（固形品・液体品、生産者毎）して不当廉売の事実等を認定すべきであるという本件調査開始以降ほぼ議論されてこなかった論点について主張を行っているものと思われ、現時点から善ケミカル意見書の論点について検討を行う場合、本件調査が大きく遅延することとなるため、本邦産業の損害が拡大することが懸念されるので、善ケミカル意見書の指摘は認めるべきではない旨の仮の決定に係る再反論等²⁰⁴の提出があった。

5 - 3 - 2 - 3 中国産輸入貨物の損害に与える影響に関する反論等の検討

(275) 上記(273)の善ケミカルからの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。
中国産調査対象貨物の固形品は日本の産業に実質的な損害与えていない旨の反論²⁰⁵については、「**1 - 1 調査の対象とした貨物の品名、銘柄又は型式、特徴及び供給者又は供給国**」及び「**3 - 1 同種の貨物の検討**」において検討したとおり、調査対象貨物は韓国産及び中国産の液体又は固体の水酸化カリウムであり、当該貨物は物理・化学的特性や用途その他の各要素について本邦産同種の貨物と共通しており、かつ高い代替性を有していることが確認された。また、当該輸入貨物が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実については、「**3 - 3 累積的な評価**」(162)に記載のとおり、累積的に評価することが適当と判断された。

したがって、中国産調査対象貨物の固形品は日本の産業に実質的な損害を与えていない旨

²⁰² 本邦生産者質問状回答書（【本邦生産者名】）（添付資料【添付資料項目名】）

²⁰³ 仮の決定反論書（善ケミカル 平成 28 年 4 月 7 日）

²⁰⁴ 仮の決定再反論書（カリ電解工業会 平成 28 年 4 月 15 日）

²⁰⁵ 仮の決定反論書（善ケミカル 平成 28 年 4 月 7 日）

の、上記(273)の善ケミカルからの反論等は受け入れられない。

5 - 3 - 3 中国産輸入貨物の累積評価に関する反論等の検討

5 - 3 - 3 - 1 中国産輸入貨物の累積評価に関する反論等

(276) 中国無機塩工業協会から、次の内容の仮の決定に係る反論等²⁰⁶が提出された。

- (a) 日本政府が中国産製品を累積的に評価する根拠としてあげている中国及び韓国生産者間の関係性、グローバル戦略の共有・調整、中国産製品が迂回的に輸入される可能性などは、いずれも合理的な根拠がない単なる推測であり、漠然とした可能性に過ぎず、被害の判定を明確な証拠に基づき、客観的に検討することを求めている協定 3.1 の趣旨に反するものである。
- (b) 中国産輸入量は、協定 3.3 及び 5.8 そして関税定率法関連条項によると、無視できる輸入量なので、累積的に評価してはいけない。また、中国産製品の輸入量自体も、2010 年から 2014 年度には急減した。さらに、中国産製品は、調査期間中の 3 年間は無視できる輸入量であり、2014 年度総収入対比 3%を若干上回る程度に過ぎない。
- (c) 協定 3.3 の累積的評価の条項は、調査当局が 2 カ国以上の調査対象国の輸入品の効果を必ず累積的に評価しなければならないという強行規定ではなく、WTO/AD 委員会の勧告も、加盟国が必ず従わなければならない義務条項では無く、日本及び韓国産製品とは競争関係があるとも見られない中国産製品をただ 2014 年に総収入対比 3%を若干超過したという理由で累積的に評価し、日本国内産業に損害を起こしたと決定したのは、中国産製品を意図的に狙った決定だとしか考えられない。

5 - 3 - 3 - 2 中国産輸入貨物の累積評価に関する再反論等

(277) 申請者から、上記(276)の中国無機塩工業協会からの反論等に関して、次の内容の仮の決定に係る再反論等²⁰⁷の提出があった。

- (a) 上記(276)(a)の指摘の対象は、調査当局の見解ではなく、申請者の意見表明を概説している部分に過ぎず、中国無機塩工業協会の事実誤認に基づく指摘であって、失当である。
- (b) 中国産製品は、調査期間中の 3 年間は無視できる輸入量である旨の指摘は、当該 3 年間で具体的にどの年を指すかは明らかでない。一方、調査対象貨物の輸入の事実に関する調査対象期間は 2014 年 1 年間のみであり、中国無機塩工業協会意見書で自ら記載するとおり、2014 年の対総輸入量割合は 4.2%であって基準である 3%を超えており、調査対象期間中に無視できる輸入量の年はなく、当該指摘は失当である。
- (c) 調査当局の累積的評価の認定は、中国産水酸化カリウムの狙い撃ちであるなどと述べるが、累積的評価がいかなる法的根拠又は法理論に基づいて不当であるかについては一切述べていない。中間報告書(156)乃至(166)によれば、調査当局は協定 3.3 について、本件調査における該当性を要件毎に適切に判断したうえで適用しているのであって、何ら不当性は見当たらず、根拠を欠く主観的な意見に過ぎず、当該指摘は失当である。

²⁰⁶ 仮の決定反論書（中国無機塩工業協会 平成 28 年 4 月 7 日）

²⁰⁷ 仮の決定再反論書（カリ電解工業会 平成 28 年 4 月 15 日）

5 - 3 - 3 - 3 中国産輸入貨物の累積評価に関する反論等の検討

(278) 上記(276)の中国無機塩工業協会からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

- (a) 韓国及び中国生産者間の関係性、グローバル戦略の共有及び調整、及び中国産輸入貨物が迂回的に輸入される可能性については、上記「**3 - 3 - 3 - 1 中国産輸入貨物を累積的に評価することに関する意見**」(164)(d)で記載のとおり、申請者が提出²⁰⁸してきた意見の一部であり、上記(277)の申請者からの再反論にあるとおり、調査当局が当該意見に基づいて累積的評価が適当であるとの判断を行った事実はない。したがって、中国無機塩工業協会が主張する「被害の判定を明確な証拠に基づき、客観的に検討することを求めている協定の趣旨に反する」との反論については、事実無根である。
- (b) 中国産輸入貨物を累積評価すべきではないとの反論については、供給者及び輸入者から提出された意見の表明²⁰⁹における意見と同一の趣旨であり、新たに検討すべき論点は含まれておらず、この点については「**3 - 3 - 3 中国産輸入貨物を累積的に評価することの検討**」において検討したとおりである。
- (c) 「日本及び韓国産製品とは競争関係があるとも見られない中国産製品を、ただ2014年に総収入対比3%を若干超過したという理由で累積的に評価し、日本国内産業に損害を起こしたと決定したのは、中国産製品を意図的に狙った決定だとしか考えられない」との反論については、上記「**3 - 3 - 2 - 4 原産国の異なる水酸化カリウムの中の競争状態**」において検討したとおり、原産国が異なる水酸化カリウムの間には代替性があり、競争状態にあると認められたことも踏まえて累積的に評価することが適当であると判断しており、中国産輸入貨物を意図的に狙ったという事実はない。

したがって、「**3 - 3 累積的な評価**」において検討した内容及びその結果を見直す必要はなく、上記(276)の中国無機塩工業協会からの反論等は受け入れられない。

5 - 4 「4 因果関係」に係る反論等の検討

(279) 仮の決定に係る反論・再反論等のうち、「**4 因果関係**」に係る反論等について、以下のとおり検討した。

5 - 4 - 1 消費態様の変化等に関する反論等の検討

5 - 4 - 1 - 1 消費態様の変化等に関する反論等

(280) 伊藤忠商事から、同社が平成27年11月26日付けで提出した意見の表明²¹⁰において、同社のみならず、同社から調査対象貨物を購入する産業上の使用者及び商社の意見として、産業上の使用者の購買行動の変化等に係る意見や、供給安定性に係る意見も多数表明されていたにも関わらず、中間報告書においてこれらの意見に関する言及が無い旨、及び、仮に不当

²⁰⁸ 意見の表明（カリ電解工業会 平成27年11月24日）

²⁰⁹ 意見の表明（韓国 UNID 平成27年9月25日）、意見の表明（中国 UNID 及び中国 OCI 平成27年9月25日）、意見の表明（中国 UNID 及び中国 OCI 平成27年11月26日）及び意見の表明（伊藤忠商事 平成27年9月28日）

²¹⁰ 意見の表明（伊藤忠商事 平成27年11月26日）

廉売の事実があつて、申請者に損害が生じていたとしても、申請者の損害（業績悪化）と本件輸入との間に因果関係が認められないため、本件調査は速やかに終了すべきである旨の仮の決定に係る反論等²¹¹の提出があつた。

5 - 4 - 1 - 2 消費態様の変化等に関する再反論等

(281) 申請者から、上記(280)の伊藤忠商事からの反論等に関して、伊藤忠商事意見書に引用されている各コメントは、消費態様の変化やそのタイミングについては一切述べておらず、調査対象期間中に本邦の産業に損害を与える要因となるような消費態様の変化はなかったとの結論（中間報告書(220)及び(225)）を覆す何らの証左にもならない旨の仮の決定に係る再反論等²¹²の提出があつた。

5 - 4 - 1 - 3 消費態様の変化等に関する反論等の検討

- (282) 上記(280)の伊藤忠商事からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。
- (a) 伊藤忠商事の反論のうち同社が平成27年11月26日付けで提出した意見の表明において産業上の使用者の購買行動の変化等に係る意見や、供給安定性に係る意見について、中間報告書において言及が無い旨の反論については、事実と異なる。調査当局は提出された証拠について、「**4 - 2 - 2 - 2 消費態様の変化**」において公平かつ客観的に評価し、また、伊藤忠商事が提出した多数の意見とその他の利害関係者等から提出された複数の意見は論点が類似していたため、個々の意見を網羅的に記載する形式はとらず、論点をまとめた形式で中間報告書の「**4 - 2 - 2 - 3 消費態様の変化等に係る意見の検討**」において記載した。
 - (b) 具体的には、上記(213)及び(221)において論点をまとめ、伊藤忠商事からも同旨の意見の表明があつたことを記載している。また、上記(281)の申請者からの再反論にあるとおり、伊藤忠商事の意見書に引用されている各コメントは、消費態様の変化やそのタイミングについては一切述べておらず、本邦の産業に損害を与える要因となるような消費態様の変化はなかったとの結論を覆すものではない。
 - (c) なお、伊藤忠商事が引用する意見のうち「韓国 UNID 品よりも国内メーカー品の方が安い。国内メーカー側が不利益を被っているとは思えない。」との取引価格に関する意見については、「**3 - 4 - 2 当該輸入貨物の輸入が本邦における本邦産同種の貨物の価格に及ぼす影響**」(170)から(172)に記載のとおり、当該輸入貨物の価格は本邦産同種の貨物の価格を下回っており、プライスアンダーカッティングが認められ、「**3 - 6 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論**」(203)及び(204)に記載のとおり、当該輸入貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと認められている。

したがって、上記(280)の伊藤忠商事からの反論等は受け入れられない。

5 - 5 仮の決定を支持する意見

²¹¹ 仮の決定反論書（伊藤忠商事 平成28年4月7日）

²¹² 仮の決定再反論書（カリ電解工業会 平成28年4月15日）

(283) 申請者から、次の内容の意見の表明²¹³があった。

- (a) 調査当局が、適正な調査手続きを踏まえた上で、韓国及び中国産の水酸化カリウムの不当廉売関税率を適切に算出し、不当廉売された水酸化カリウムの輸入の事実及び当該輸入の本邦に与える実質的な損害等の事実を認定したことを評価するとともに、中間報告書の結論及び内容を支持する。
- (b) 調査当局に対し、引き続き本件調査の公正で慎重な調査をお願いする一方で、早急に最終的な不当廉売関税を賦課することで本邦の産業を不公正な競争から保護することを求める。

5 - 6 仮の決定に係る反論・再反論等の検討についての結論

(284) 以上のとおり、利害関係者から提出された仮の決定に係る反論・再反論等を検討した結果、仮の決定で示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

6 重要な事実に対する反論及び再反論等、並びにこれらに係る調査当局の見解

6 - 1 調査の経緯に関する事項

(285) 「大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに係る関税定率法第 8 条第 5 項に規定する調査開始の件」(平成 27 年財務省告示第 184 号)で告示した関税定率法第 8 条第 5 項の調査に関して、政令第 15 条の規定に基づく最終決定の基礎となる重要な事実(以下「重要事実」という。)の開示以降の調査の経緯等は以下のとおり。

6 - 1 - 1 最終決定の基礎となる重要事実の通知

(286) 平成 28 年 5 月 17 日、重要事実を直接の利害関係人に対して書面²¹⁴で通知するとともに、重要事実に係る証拠の提出²¹⁵及び意見の表明²¹⁶(以下「重要事実に係る反論等」という。)についての期限を同年 5 月 30 日とし、当該期限までに提出された重要事実に係る反論等について、同年 5 月 31 日から利害関係者の閲覧に供し、他の利害関係者から提出された重要事実に係る反論等に対する更なる反論及び反証(以下「重要事実に係る再反論等」という。)(以下重要事実に係る反論等及び重要事実に係る再反論等を総称して「重要事実に係る反論・再反論等」という。)についての期限を同年 6 月 7 日とする旨の書面²¹⁷を、利害関係者に対して通知した。また、韓国及び中国政府に対しても重要事実を送付²¹⁸した。

(287) 重要事実の通知に際して、重要事実の開示に係る FA 経緯書を、供給者に対して書面で送付するとともに、その公開版を利害関係者の閲覧に供した。

²¹³ 仮の決定反論書(カリ電解工業会 平成 28 年 4 月 7 日)

²¹⁴ 政令第 15 条

²¹⁵ 政令第 10 条第 2 項又は政令第 10 条の 2 第 2 項

²¹⁶ 政令第 12 条の 2 第 2 項

²¹⁷ ガイドライン 15

²¹⁸ 協定 6.9

6 - 1 - 2 韓国政府との面談

(288) 平成 28 年 5 月 25 日、韓国政府から調査当局に対して面談の要望があったため、同年 5 月 30 日、調査当局は韓国政府と面談を行った。その際、韓国政府から、重要事実に係る反論等の文書として、「調査開始の件に関する韓国政府の立場」の提出²¹⁹があった。

6 - 1 - 3 重要事実に対する利害関係者からの意見等

(289) 重要事実に係る反論等は、その期限である平成 28 年 5 月 30 日までに、利害関係者 5 者（韓国政府、韓国 UNID、日星産業、伊藤忠商事及びカリ電解工業会）から提出があり、また、重要事実に係る再反論等は、その期限である同年 6 月 7 日までに利害関係者 1 者（カリ電解工業会）から提出があった。

利害関係者から提出された重要事実に係る反論・再反論等を検討した上での調査当局の見解については、後述「6 - 6 重要事実に係る反論・再反論等の検討についての結論」のとおりである。

6 - 1 - 4 秘密の情報

(290) 利害関係者が提出した書面（証拠及び意見の表明に係る書面等）のうち秘密情報については、調査当局は秘密の理由書の提出を求め、これを受領した。

6 - 1 - 5 証拠等の閲覧

(291) 調査当局が作成した書面（調査当局が収集及び分析した関係証拠を含む）及び利害関係者が提出した書面（証拠及び意見の表明に係る書面等）（ただし、これらの書面における秘密情報については公開版要約に限る。）について、利害関係者に対し閲覧に供した。

6 - 1 - 6 約束の申出等

(292) 重要事実の開示後、法第 8 条第 7 項に規定する「当該貨物の不当廉売の本邦の産業に及ぼす有害な影響が除去されると認められる価格に当該貨物の価格を修正する旨の約束」（以下「価格約束」という。）に関して、平成 28 年 5 月 27 日、韓国 UNID から価格約束を申し出る旨の書面が提出²²⁰された。

(293) 調査当局は、平成 28 年 5 月 31 日に、韓国 UNID から価格約束の申出があった旨及び同年 6 月 7 日を期限として当該約束の申出に対する意見を表明する機会を付与する旨を申請者に対し書面で通知²²¹（当該申出の写し（公開版）を添付。）した。また、当該申出の書面（ただし、当該書面における秘密情報については公開版要約に限る。）を利害関係者に対し閲覧に

²¹⁹ 大韓民国及び中華人民共和國産水酸化カリウムに係る調査開始の件に関する韓国政府の立場（韓国政府 平成 28 年 5 月 30 日）

²²⁰ ガイドライン 14.(2)一

²²¹ ガイドライン 14.(2)二

供した。

(294) 平成 28 年 6 月 7 日、申請者から、「UNID の価格約束の申出は、そもそも約束の受諾の要件を満たしておらず、仮にこれを満たしているとしても、拒否事由が複数存在しているため、いずれにせよ受諾を拒否するべきである」旨の意見の表明²²²があった。

(295) 調査当局は、韓国 UNID からの価格約束の申出の内容について検討した結果、当該申出がガイドライン 14.(1)に定める事項のいずれもが規定されている申出とは認められないことから、平成 28 年 7 月 8 日、韓国 UNID に対して当該約束の申出は受諾困難である旨を通知した。

6 - 1 - 7 調査期間の延長

(296) 平成 28 年 5 月 24 日、調査の透明性を確保しつつ、利害関係者から提出された証拠等の更なる検討を行うため、調査期間を 3 ヶ月延長することについて告示²²³し、同年 8 月 25 日までにする事とした。また、直接の利害関係人に対してこれを通知²²⁴するとともに、韓国及び中国政府に対しても通知した。

6 - 2 「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」等に係る反論等の検討

(297) 重要事実に係る反論・再反論等のうち、「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」及び「5 - 2 「2 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項」に係る反論等の検討」に係る反論等について、以下のとおり検討した。

6 - 2 - 1 韓国 UNID からの反論等の検討

6 - 2 - 1 - 1 韓国 UNID からの反論等

(298) 韓国 UNID から、本件調査について、以下の内容の重要事実に係る反論等²²⁵の提出があった。なお、韓国 UNID が提出した「平成 28 年 5 月 17 日付け「最終決定の基礎となる重要な事実」及び「ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った理由並びに採用した証拠及び適用した手法を記載した書面」等に関する不当廉売関税に関する政令（平成 6 年政令第 416 号）第 12 条の 2 第 2 項の規定による意見の表明等」（以下「重要事実に係る韓国 UNID 意見書」という。）のうち、「II 経緯書IVファクツ・アヴェイラブル適用の理由に関する意見」の部分については、「ファクツ・アヴェイラブルの適用に至った経緯等について」（以下「最終決定に係る FA 経緯書」という。）に記載した。

(a) 調査当局は、当初質問状の調査項目 A を会社の概要等一般的な情報の要求であるとして、このような一般情報は既に存在するもので作成に時間が必要な項目ではないと判断した。しかしながら、調査項目 A-8-1 を例にすれば、対象期間における日本と韓国の売上情報

²²² 価格約束の申出に対する意見表明書（カリ電解工業会 平成 28 年 6 月 7 日）

²²³ 平成 28 年財務省告示第 162 号

²²⁴ 法第 8 条第 6 項ただし書、政令第 9 条

²²⁵ 重要事実に係る反論書（韓国 UNID 平成 28 年 5 月 30 日）

に加え、第三国を含めた全社売上の情報などが提供を要請されており、単に会社に存在した情報であることを理由として、何の検証と確認もなく容易に提供できるものとはいえない。調査当局は実質的な回答書作成に対する方法を考慮しなかった。

- (b) 調査当局は、FA 適用の経緯に関し、質問書での立証に対する十分な機会を提供したとしているが、内需販売と原価は書類上だけでは理解することが難しい韓国及び韓国 UNID ならではの固有データであるため、現地調査が必須に要求されるものであった。他国のアンチ・ダンピングの調査官が理解しがたい内需販売と原価に対する現地調査を実施しなかったということはさらに理解ができない。
- (c) 調査当局は、利害関係者が提出したすべての証拠を公正かつ客観的に評価し、正確性について調査過程で十分確認したとしているが、提出された証拠の正確性を韓国市場の特徴と管理プロセスを理解せずに一方的な判断で評価し、韓国 UNID が現地調査の際、その内容について説明あるいは釈明できる十分な機会を与えなかった。公正かつ客観的な評価が行われるためには、現地調査でお互いの不一致を調整するための十分な過程が必要だったが、調査当局は、輸出 (Section B 及び D) に関する現地調査のみ実施し、韓国国内市場においてどのような調整が必要か理解する努力をしなかった。このため、全過程にわたって調査当局が証拠の正確性を公正かつ客観的に評価したとすることは合理的ではない。
- (d) 調査当局は、現地調査の際、韓国国内価格とコストについて検証が行われない理由について、十分な説明をしなかった。韓国 UNID が 2016 年 1 月 20 日付で送付した韓国国内価格とコストの検証が行われない理由について尋ねる書面は、現地調査の議題・項目と過程についての質問「質疑意見書」であったにもかかわらず、調査当局は「丁寧な問合せ」でなかったと主張し、書面の受領を拒否した。また、現地調査の際にも、韓国国内価格とコストを検証しない理由について問い合わせをしたが、十分な説明をしなかった。
- (e) 調査当局が全社に該当する資料の提出を要求したのは、韓国 UNID が実費で回答することは困難なため按分にて回答するとした項目や実費で回答しつつ同じ経費項目を他の質問では按分で回答してあり、その矛盾を特に確認する必要があったなどとしているが、当初質問状 B-3-10/D-3-10 (保険料)、B-3-11-3/D-3-11-3 (通関費用)、B-3-14-3/D-3-14-3 (海上貨物)、B-3-26-3/D-3-26-3 (コミッション) などの回答では、韓国 UNID がコストは実費で発生すると表記しその証明をサンプルで提出したにもかかわらず、調査当局は、「顕著な不備」と指摘し、2014 年 1 月から 12 月までの全社に対する請求書の提出を要請した。また、調査当局は、韓国 UNID により支払いが行われたので、各取引先から請求書を再受領する必要はないと主張したが、調査当局の一方的な判断と仮定であり、韓国市場の特徴とプロセスを把握していなかった。韓国 UNID は、【韓国 UNID の内部管理体制】方式となっていることから、調査当局の無理な要求 (14 日期限) に従い、全社に対する請求書を各取引先から受け取って提出し、必要な項目は、日本語に翻訳して提出した。それにもかかわらず、翻訳の記載不備を主張するのは合理的ではない。
- (f) 期限内に回答書を提出するため、同一文書については反復的翻訳を避け、代表的な文書についての翻訳を行った (例、税金計算書や伝票等)。すべてのデータに対して日本語翻訳は不可能であるため、資料を検討することができる水準の翻訳を実施し、理解を高めるのに努力した。

(299) また、韓国 UNID から「経緯書IVファクツ・アヴェイラブル適用の理由に関する意見」として、上記(104)から(106)の内容に関し、重要事実に係る反論等の提出があった。当該反論は、

「当初質問状や追加質問状に対する回答の提出状況についての意見」、「IR 資料などの公開資料と貴社回答の不一致等との記載に対する反論」、「追加質問項目 L-17、L-18 の質問に対する回答内容に関する反論」、「国内販売に対する個別取引入金の実事など、証拠の未提出とされたことに対する反論」、「工程説明に対する反論」、「LNG 消費に対する反論」、「収率変動に対する反論」及び「製造原価の適切性、内部統制などに対する反論」で構成されており、これらに対する調査当局の検討内容については、最終決定に係る FA 経緯書に詳述した。

6 - 2 - 1 - 2 韓国 UNID からの反論等に対する再反論等

(300) 申請者から、上記(298)及び(299)の韓国 UNID からの反論等に関して、以下の内容の重要事実に係る再反論等²²⁶の提出があった。

- (a) UNID 意見書では、自社の回答の抜け落ち・不足につき調査当局に責任を転嫁する主張がされている。例えば、UNID 意見書 I-B-i において「内需販売と原価」については「韓国及び UNID ならではの固有データであるため、現地調査が必須に要求される」と述べたが、韓国 UNID は、回答困難又は回答不能であったのではなく、必要な説明を伴った回答を放棄したもので、「現地調査が必須に要求される部分であった」とする主張に合理性はない。また、現地調査とは、実質的に何ら提供されていない情報を新たに証拠提出する制度ではない。UNID が回答書で提出していない新たな「固有のデータ」の現地調査での提出を期待し回答書での提出を拒むことは不適切であり、回答書をあえて提出していない「固有のデータ」の存在を UNID が認めたことが、調査当局によるファクツ・アヴェイラブル適用の正当性を裏付ける。
- (b) UNID 意見書では、重要事実等の記載を理解しない反論がなされている。例えば、UNID 意見書 I-A-i において、調査項目 A のような一般的情報はすでに存在する情報として、作成するのに時間が必要な項目ではないとされたが、「(提出された調査項目 A-8-1) のような情報は、単に会社に存在した情報であることを理由として、何の検証と確認もなく容易に提供できる部分であるとはいえない」などと主張する。しかしながら、上記(261)(a)に、「調査項目 A は、会社の概要等に係る一般的情報を求める 8 ページ程度の質問状であり、添付資料も既に存在する資料であることから、作成に時間を要する調査項目ではない」とあり、調査当局が「既に存在する」としているのは調査項目 A-8-1 に係る売上情報ではなく添付資料である。したがって、UNID 意見書のかかる主張は、前提の理解に誤りがある。なお、売上情報は、通常内部管理しており、特別な事情がない限り、37 日間も準備期間があれば提供困難な情報ではないが、韓国 UNID は当該事情を主張・立証していない。

6 - 2 - 1 - 3 韓国 UNID からの反論等に係る検討

(301) 上記(298)の韓国 UNID からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

- (a) 上記(261)(a)に述べたとおり、調査項目 A は、会社概要等に係る一般的情報を求める 8 ページ程度の質問状であり、作成に時間を要する調査項目ではない。また、調査項目 A-8-1 は、調査対象期間における調査対象貨物、国内向け同種の貨物及び第三国向け同種の貨物の販売概況（販売数量、金額、平均単価）について回答を求めるものである。したがって、上記(300)(b)申請者からの再反論に述べられたとおり、37 日間の回答期間が与え

²²⁶ 重要事実に係る再反論書（カリ電解工業会 平成 28 年 6 月 7 日）

られていたにもかかわらず、「容易に提供できる部分であるとはいえない」ことから、「調査当局は実質的な回答書作成に対する方法を考慮しなかった」と主張することは適切ではない。実際、上記(261)(a)に述べたとおり、韓国 UNID は調査項目 A について延長要請をしておらず、調査項目 A-8-1 に対する回答は期限内に提出した。

- (b) 調査当局は、上記(261)(c)に述べたとおり、すべての利害関係者に対して主張・立証の機会を十分に与えた。韓国 UNID が「書類上だけでは理解することが難しい韓国及び UNID ならではの固有データ」であると主張する国内販売に係る個別取引及び製造工程と製造原価に係る情報についても、質問状等を複数回にわたり送付し、説明や証拠等の提出を求めた。さらに、韓国 UNID は、調査開始後 4 ヶ月目までは自発的な証拠等の提出、6 ヶ月目までは意見の表明ができることとなっていた。上記(43)、(45)及び(46)の「表 5 意見の表明」に述べたとおり、韓国 UNID はこれらの機会をすべて活用して、証拠の提出及び意見の表明を行った。更に、上記(51)に述べたとおり、調査当局は、韓国 UNID の求めに応じて、透明性及び他の利害関係者の公正な取り扱いに十分配慮しつつ、同社との一方当事者会合を行った。したがって、利害関係者に主張・立証の機会を十分に与えたとするためには、国内販売に係る個別取引及び製造工程と製造原価について現地調査の実施が必須であったとの韓国 UNID の主張には同意できない。この点において、上記(300)(a)に述べたとおり、申請者から「「現地調査が必須に要求される部分であった」とする主張に合理性はない。」「UNID が回答書で提出していない新たな「固有のデータ」の現地調査での提出を期待し回答書での提出を拒むことは不適切であり、回答書をあえて提出していない「固有のデータ」の存在を UNID が認めたことが、調査当局によるファクト・アヴェイラブル適用の正当性を裏付ける。」との再反論が提出されている。
- (c) また、同じく上記(261)(c)に述べたとおり、利害関係者によって提供された情報の正確さに係る確認は、現地調査のみによって行われるものではなく、「中間報告書」及び「仮の決定に係る FA 経緯書」に既に記載したとおり、調査当局は、利害関係者が提出したすべての証拠について公平かつ客観的に評価し、自身が行う認定の根拠とするものの正確さについて、調査の過程において十分に確認した。国内販売価格並びに製造工程及び製造原価について現地調査が行われなかったことをもって、「説明あるいは釈明できる機会」を与えず、調査当局は「一方的な独断で評価し」また「韓国国内市場においてどのような調整が必要か理解する努力をしなかった」とする韓国 UNID の主張には同意できない。
- (d) 韓国 UNID は、同社が平成 28 年 1 月 20 日付けで質疑意見書を送付した際及び現地調査の際に、調査当局が韓国国内販売価格並びに製造工程及び製造原価について現地調査を行わない理由を十分説明しなかったと主張している。しかしながら、上記(261)(d)に述べたとおり、当該説明を、仮の決定の前に、韓国 UNID のみに対して行うことは、実質的に、仮の決定に関わる内容を、事前に、一部の利害関係者に通知することに等しいことであった。したがって、調査当局の対応は、上記(261)(d)に述べたとおり、すべての利害関係者に対し、公平に、自らの利益を擁護する機会を与えるとともに、韓国 UNID にもそのような機会に意見を表明することを可能とするものであった。なお、上記(261)(d)に述べたとおり、今回韓国 UNID が重要事実に係る韓国 UNID 意見書において主張するように、「丁寧な問い合わせ」でなかったことを理由に書面の受領を拒否したという事実はなく、韓国 UNID から平成 28 年 1 月 20 日付けで送付された「質疑意見書」は、今回同社が重要事実に係る韓国 UNID 意見書において主張するように、調査当局が現地調査に先立ち送付した、現地調査に係る説明及び調査項目を記載した書面に示された輸出価格及び第三国輸出価格について、「現地調査の議題・項目と過程」を質問するものではなく、

実際には、製造原価及び韓国国内販売価格の取扱いについての意見表明及び質疑²²⁷であった。さらに、今回同社は重要事実に係る韓国 UNID 意見書において、同社が「現地調査における議題・項目及びプロセスについて複数回連絡した」と主張しているが、上記(56)から(58)に述べたとおり、調査当局は、現地調査に関する同意を得た後、現地調査の進め方等を記載した「現地調査のアウトライン」及び調査項目を記載した書面を現地調査の2週間前である同年1月14日に同社に送付したが、現地調査の対象とされた輸出価格及び第三国輸出価格について現地調査前に同社からそのような連絡を複数回受けた事実はない。現地調査前に韓国 UNID から口頭での問い合わせはあったが、現地調査中の調査官の食事の用意の有無や、同年1月14日に事前通知した調査項目以外のことについて現地で聞かれるか否かの確認等の事務的なことであり、上記質疑意見書の内容について「複数回連絡」を受けた事実はない。なお、このような事務的な問い合わせに対しては、食事は不要、現地調査内容については「現地調査のアウトライン」に記載のとおり進める等適切に回答した。

- (e) 韓国 UNID は、当初質問状質問項目 B-3-10/D-3-10 (保険料)、B-3-11-3/D-3-11-3 (通関費用)、B-3-14-3/D-3-14-3 (海上貨物)、B-3-26-3/D-3-26-3 (コミッション) について、当初質問状回答において「実費で発生すると表記しその証明をサンプルで提出した」と回答しているが、これは同社の事実誤認である。保険料については、同社は B-3-10/D-3-10 に対する回答で「実費」と回答する一方、B-3-34/D-3-34 において「販売価基準」で配賦したと回答した。通関費用についても同様であり、B-3-11-3/D-3-11-3 に対する回答で「実費」と回答する一方、B-3-34/D-3-34 において「販売価」で配賦したと回答した。「海上貨物(調査当局注:「国際運賃」のこと)」についても、B-3-14-3/D-3-14-3 に対する回答で「実費」と回答する一方、B-3-34/D-3-34 において「数量」で配賦したと回答した。このため、調査当局は特に確認する必要があると認めたものである。また、B-3-26-3/D-3-26-3 (コミッション) (調査当局注:「document fee」のこと) については、B-3-26-2 において、同社は、実費又は按分のいずれに該当するか回答しなかったため、調査当局は、同じ輸出取引である D-3-26-3 との比較を通じ、特に確認する必要があると認めたものである。なお、上記(261)(e)に述べたとおり、同社が「顕著な不備」と記載するところの不備確認通知は、供給者質問状回答の添付資料が未提出であった等の不備が認められた場合に、これら資料を提出することで不備を改める機会を与えるものであって「顕著な不備」であるとして利害関係者に不利な取扱いをするものではない。
- また、韓国 UNID は重要事実に係る韓国 UNID 意見書において、社内の管理体制が「【社内の内部管理体制】」方式となっていることから、調査当局の要求のために全社に対する請求書を各取引先から受け取った旨主張しているが、当該主張は今回初めて同社が行うものであり、同主張を裏付ける証拠等はこれまで何ら提出されていないことから、不備確認通知への回答期間を14日間と設定した時点において、調査当局が同社の主張するように「無理な要求」をしたという事実はない。実際、不備確認通知に関する回答期限延長の理由として、韓国 UNID から平成27年8月7日付けで提出された回答期限の延長申請書²²⁸には、日本語を解しない者が多数いるため作業に当たって翻訳の時間が必要で

²²⁷ 大韓民国産水酸化カリウムに係る不当廉売関税に関する現地調査に対する質疑及び意見(韓国 UNID 平成27年1月20日(平成27年は誤記で平成28年と思われる。))

²²⁸ 回答期限の延長について(平成27年8月5日付け「大韓民国及び中華人民共和国水酸化カリウムに係る不当廉売関税に関する調査のための質問状に対する回答の添付資料に関する確認並びに回答書(公開版)に対する調査当局からの指摘事項及び調査当局からの回答書に対する著しい不備に係る指摘事項について」と題す

あること、及び、韓国の祝日である同年 8 月 15 日前後は業務を行うことが出来ないことが挙げられており、今般同社が主張する内部管理体制は延長理由となっていない。なお、上記(91)及び(261)(e)に述べたとおり、調査当局は、韓国 UNID の求めを踏まえ、回答期限の延長を認めており、また、不備改め版についての回答期限の延長を求めた利害関係者は韓国 UNID だけであった。

- (f) 上記(261)(e)に述べたとおり、韓国 UNID の回答について、様式や添付資料のような書類の日本語翻訳はごく一部について虫食いのしか行われていなかった。そこで、調査当局は、資料の正確な理解の必要性及び翻訳負担を勘案し、伝票等について社内様式があるものは、空欄の様式及び様式の各項目について翻訳を付したものの提出を求めるとして、翻訳負担の軽減を図った。実際、韓国 UNID は、多くの添付資料について、同じ様式の資料の一枚目のみ部分的に訳を付した程度のものしか提出しておらず、大多数の資料は韓国語のままに翻訳されていないかあるいは部分的に英訳されたものであって、「資料を検討することができる水準の翻訳」を施したものではなかった。このような資料についても、調査当局は、「貴社回答に関する確認について」2. (8)に述べたとおり、可能な限り読み取る努力を行った。

(302) 上記(299)の韓国 UNID からの反論等に関して、調査当局が検討した結果は以下のとおりである。検討内容の詳細については、「最終決定に係る FA 経緯書」において、説明する。

- (a) 当初質問状及び追加質問状に対する回答の提出状況は、調査当局が収集及び分析した関係証拠「UNID Company Ltd. 質問状等の回答提出状況」（証拠番号 100-4）に示したとおりである。当該資料で「未提出（未回答）」とされた質問項目についての回答は調査当局に提出されていない。また、韓国 UNID 提出の電子媒体（CD-R）の記録内容については、「UNID Company Ltd. が提出した CD-R（追加質問状回答書の電子媒体）に保存されたフォルダ及びファイルのキャプチャ画面」（証拠番号 100-7）に示したとおりである²²⁹。韓国 UNID の「当初質問状や追加質問状に対する回答の提出状況についての意見」は上記証拠に基づく反論でも、当該証拠の正誤を指摘するものでもなかった。
- (b) 韓国 UNID の「IR 資料などの公開資料と貴社回答の不一致等との記載に対する反論」及び「追加質問項目 L-17、L-18 の質問に対する回答内容に関する反論」はいずれも、調査当局が指摘した韓国 UNID が自ら公表している IR 資料と韓国 UNID 回答との不整合に関し、同社の説明の矛盾を解消し、韓国 UNID 回答による水酸化カリウムの国内販売額と監査済み財務諸表の売上額との整合性を説明するものではなかった²³⁰。したがって、調査当局は、韓国 UNID がすべての国内取引に係る販売額を正確に回答したのか否かについて確認できなかった。
- (c) 韓国 UNID の「国内販売に対する個別取引入金の事実など、証拠の未提出とされたことに対する反論」は韓国 UNID のこれまでの回答及び提出資料が示す内容に裏付けられたものではなく、むしろ矛盾するものであった²³¹。したがって、調査当局は、韓国 UNID の国内販売に係るすべての個別取引について、入金の実事を確認することができず、それら取引が現実に行われた取引であること及び個々の取引の正確な販売額を確認することができなかった。

る文書に関して定められた期限について）（韓国 UNID）

²²⁹ 最終決定に係る FA 経緯書「II- (1)」

²³⁰ 最終決定に係る FA 経緯書「IV-1」

²³¹ 最終決定に係る FA 経緯書「IV-2」

- (d) 韓国 UNID の「工程説明に対する反論」は韓国 UNID のこれまでの回答及び提出資料を踏まえず誤解に基づき反論しているものであり、「LNG 消費に対する反論」「収率変動に対する反論」及び「製造原価の適切性、内部統制などに対する反論」はいずれも仮の決定に対する反論と実質的に同じ内容を再度述べているものであった。韓国 UNID 回答の製造工程においては理論値を越える収率が認められる等の不整合が認められ、当該工程に基づく製造原価に関わる回答が信頼できるものであることを示す資料の提出はなかった²³²。したがって、調査当局は、韓国 UNID 回答による製造工程が合理的なものであり、当該工程に基づく製造原価に関わる回答が正確であることについて確認することができなかった。

したがって、上記(298)及び(299)の韓国 UNID からの反論等は受け入れられない。

6 - 2 - 2 韓国政府からの反論等の検討

6 - 2 - 2 - 1 韓国政府からの反論等

- (303) 韓国政府から、本件調査について、以下の内容の重要事実に係る反論等²³³の提出があった。
- (a) AD 協定 6.8 は「利害関係者が妥当な期間内に必要情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合には、知ることのできた事実に基づいて仮の又は最終的な決定を行うことができる」と規定しているが、韓国 UNID が提出可能な最善の情報を提出したにもかかわらず、日本政府が韓国 UNID の国内販売価格、製造原価などを著しい不備若しくは提出された資料と不整合という理由ですべて否認することは妥当ではない。AD 協定附属書 II 第 5 項によれば、「提供された情報がすべての点において必ずしも完全なものではない場合においても、利害関係者が最善を尽くしているとき無視することは正当ではない」とされており、これに違反する。
- (b) 日本政府は、韓国 UNID が提出した国内販売価格及び製造原価を否認し、提訴者（日本カリ電解工業会）が提訴状に示した韓国の内需販売価格を国内販売価格とみなして使っているが、提訴状では価格を非公開で処理していた。AD 協定附属書 II 第 7 項によれば、FA によって利用可能な資料を用いる場合、調査当局は特に慎重を期さなければならないところ、仮の決定の報告書では特別に慎重を期す若しくはそれにつき公正かつ客観的に検証したという事実をみつけることができない。WTO パネルは²³⁴、「提訴状に提示されている国内販売価格の情報について検証義務を遂行することなく利用可能な資料を使用することは AD 協定 6.8 条及び附属書 II 第 7 項に違反する」と判示したことがある。したがって、日本政府は、価格情報の出所を公開して UNID の意見を聞き、その価格情報を点検するべきである。
- (c) 韓国 UNID は情報提供のために最善を尽くしていたため、韓国政府は、日本政府が韓国 UNID の提出資料をもってダンピング・マージンを算定することを要請する。
- (d) 日本政府は現地調査において、国内販売価格及び製造原価に関する調査を行わなかったが、AD 協定 2.2 条によれば、正常価格を算出するためには国内販売価格を優先的に考慮

²³² 最終決定に係る FA 経緯書「IV-3」

²³³ 大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに係る調査開始の件に関する韓国政府の立場（韓国政府 平成 28 年 5 月 30 日）

²³⁴ 「Korea – Certain Paper case (WT/DS312R, para. 7.126)」を引用。

しなければならず、現地調査で国内販売価格を調査しなかったことは、AD 協定に違反しかねない。また、製造原価について韓国 UNID は平成 27 年 12 月 28 日に「提出された証拠説明の補完答弁書」を提出し、製造工程について追加説明を行った。現地調査が出来る水準の十分な回答書を提出したにもかかわらず、現地調査を行わなかったのは、現地調査の際に現場で追加の詳細事項の提供を排除してはならないと規定している AD 協定附属書 I 第 7 項に違反する。

- (e) 現地調査の対象に国内販売価格及び製造原価が含まれていない理由について韓国 UNID が照会の申し入れをしたにもかかわらず、日本政府はその書面の受領を拒否した。AD 協定附属書 I 第 8 項では、「輸出加盟国の当局又は企業が行った照会又は質問であって現地調査の成功に不可欠なものについては、可能なときにはいつでも、訪問調査を行う前に回答すべきである」と規定している。日本政府は、当該書面は照会ではなく意見表明であり、意見表明の期限が過ぎていたため受領を拒否したとしているが、単に期限が過ぎたという理由だけで受領しないのは WTO 紛争解決機関の立場と一致しない。
- (f) できれば追加的な現地調査を行って UNID が提出した資料を検討し、実際の国内販売価格や製造原価に基づいたダンピング・マージンの算出を行うことを要請する。
- (g) 日本政府は、国内販売価格 (Section L) の説明資料 (Narrative L) を提出期限が過ぎたという理由で、FA 経緯書で未提出とみなしているが、韓国 UNID はミスにより、添付資料のみ期限内に提出し (平成 27 年 9 月 25 日、28 日)、漏れてしまった説明資料は平成 27 年 12 月 21 日に提出した。
- (h) たとえ期限が過ぎても、提出された資料を活用せず FA を適用するのは、利害関係者に防御の機会を十分提供するよう求める AD 協定 6.1 条と合致しない。また、WTO 上訴機関は²³⁵、「調査当局は現地調査の期間中又は適切な状況では、それ以降の段階においても提供された情報を受け入れることができる」としており、また、WTO パネルでは²³⁶、「資料提出期限は絶対的なものではない上、期限が過ぎても合理的な期間内に提供された情報を調査当局が無視して知ることができた事実依存することはできない」と決定したことがある。
- (i) 日本政府は、UNID の個別入金等に関する説明 (平成 27 年 12 月 21 日提出) を検討し、対日輸出販売とは異なる韓国市場における販売の一般的な処理方式を十分考慮してほしい。
- (j) AD 協定は、提訴された者に提訴した者と同様、自らの立場を示し、防御する権利を与えており、このような観点から提出期限が過ぎた資料であっても無条件に排除しないよう調査当局に要求している。したがって、十分な疎明機会の保障という AD 協定の基本精神に則って日本政府が韓国 UNID の資料を検討し、調査過程で反映することを要請する。

6 - 2 - 2 - 2 韓国政府からの反論等に対する再反論等

(304) 申請者から、上記(303)の韓国政府からの反論等に関して、以下の内容の重要事実に係る再反論等²³⁷の提出があった。

- (a) 韓国政府意見書 11 において「資料提出期限は絶対的なものではない上、期限を過ぎても

²³⁵ 「China – High-Performance Stainless Steel Seamless Tubes case(WT/DS454/AB/R, para. 5.75)」を引用。

²³⁶ 「Korea – Certain Paper case(WT/DS312/R, para. 7.49)」を引用。

²³⁷ 重要事実に係る再反論書 (カリ電解工業会 平成 28 年 6 月 7 日)

合理的な期間内に提供された情報を調査当局が無視してファクツ・アヴェイラブルを適用することはできない」(WT/DS312/R para.7.49)との記載があるが、これは合理的な期間内に提出されたことが前提となる。利害関係者の防御の機会十分に保障される必要はあるが、これが利害関係者の過度な怠慢を許すものではない。調査当局は、韓国 UNID に対し、重要事実やファクツ・アヴェイラブル適用経緯の記載のとおり、再三延長申請に応じた。また、証拠準備期間は、当初回答書の送付日から自主的証拠の提出期限まで約 4 ヶ月間あった。これらにもかかわらず、韓国 UNID は大幅に遅れた書類提出を試みており、これは合理的な期間を大幅に超えたものである。したがって、調査当局のファクツ・アヴェイラブルの適用は、上記パネル判断及び AD 協定第 6.1 条に反するものではなく、韓国政府意見書の事実認定又は条文解釈は誤りである。

- (b) 韓国政府意見書は、申請書の情報について特に慎重に認定をする義務があるとした上で (AD 協定附属書 II 第 7 項)、申請書記載の内需価格を公開し、韓国 UNID に意見聴取した上で検討するべきと主張する。しかしながら、申請書の別紙 27 記載のとおり、韓国の内需価格に関する事項は、公開されると申請者の今後の営業活動に支障をきたすものであり、利害関係者の秘密情報保持は AD 協定第 6.5 条も認めるところである。したがって、調査当局によって申請書の韓国の内需価格を公開することや、申請者の競合他社である韓国 UNID に対して意見聴取をすることは許されず、調査当局が同社に意見聴取を行わなかったのは同条の趣旨と整合的である。一方、調査当局は、重要事実等において記載されたとおり、ファクツ・アヴェイラブルの適用に当たっては、知り得る事実を最大限に検討しており、韓国政府意見書に記載されているような不十分な検証には当たらない。

6 - 2 - 2 - 3 韓国政府からの反論等に係る検討

(305) 上記(303)の韓国政府からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

- (a) 上記(89)から(102)に述べたとおり、調査当局は、質問状等に関し、韓国 UNID からの回答期限の延長要望を実行可能なときには認め、不備な事項は指摘してそれを改める機会を設け、未提出の回答や不整合な点について説明する機会を与えてきた。それでもなお、上記(104)から(107)に述べたとおりであり、調査当局は、仮の決定に際し、「仮の決定に係る FA 経緯書」において更に詳細に調査当局の検討内容を説明し、同社に対し反論等の機会を与えた。それに対し同社は、平成 28 年 4 月 7 日に 32 ページに及ぶ意見等が記載された「韓国 UNID 意見書」を提出し、調査当局はそのすべての意見について、公平かつ客観的に評価を行った。そして、その評価結果等を、上記(258)から(262)に述べたとともに、同社に対し「重要事実の開示に係る FA 経緯書」において更に詳細に調査当局の検討内容を説明し、同社に再度反論等の機会を与えたところ、同社は同年 5 月 30 日に 7 ページの意見等が記載された「重要事実に係る韓国 UNID 意見書」を提出し、調査当局は、そのすべてを公平かつ客観的に評価した。当該検討内容等については、上記(301)及び「最終決定に係る FA 経緯書」において更に詳細に説明した。

このように、調査当局は、韓国 UNID が提出したすべての証拠及び意見等について検討したが、それでもなお、同社が提出した国内販売価格並びに製造工程及び製造原価については、その正確性を確認することができなかった。また、韓国 UNID が国内販売価格並びに製造工程及び製造原価に関する回答及び証拠の提出に当たり最善を尽くしたとは認められず、同社の対応は、「利害関係を有する者が妥当な期間内に必要な情報を入手す

ることを許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合」²³⁸に該当すると判断した。

- (b) 調査当局は、知ることができた事実に基づき認定を行うに当たり、特に慎重にこれを行うこととし、上記(108)に述べたとおり、公正かつ客観的に検証を行った。具体的には申請者に対して申請者質問状を送付し、課税を求める書面に記載の情報について説明を求め、確認した。また、上記(109)に述べたとおり、韓国国内販売価格については、他に得られた信頼できる情報はなかったため、上記(108)のとおり、申請書において「正常価格の基礎とする価格」とされている価格以外に採用できるものはないと判断した。したがって、「仮の決定の報告書では特別に慎重を期す若しくはそれにつき公正かつ客観的に検証したという事実を見つけることができない」との韓国政府の主張は事実誤認である。また、韓国政府は「価格情報の出所を公開して UNID の意見を聞き、その価格情報を点検すべきである」と主張しているところ、上記(108)及び(109)について韓国 UNID が意見を述べる機会は、仮の決定に係る反論等及び重要事実に係る反論等において与えられており、調査当局が「UNID の意見を聞き、その価格情報を点検」しなかったとの韓国政府の指摘は事実誤認である。また、価格情報の出所は「開示することにより当該情報の提供者が競争上著しい不利益を被ることとなるもの又は開示することにより当該情報の提供者あるいは当該情報の情報源である者に対して著しい悪影響を及ぼすことになる」²³⁹情報であるため、秘密として取り扱われ、一般的な表現若しくは要約された形で開示された。
- (c) 上記(a)及び「最終決定に係る FA 経緯書」に述べたとおり、韓国 UNID が「情報提供のために最善を尽くしていた」とは認められず、同社の対応は、「利害関係を有する者が妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合」²⁴⁰に該当すると判断したことから、韓国政府の要請を受け入れることはできない。
- (d) 韓国政府は、「現地調査で国内販売価格を調査しなかったことは、AD 協定に違反しかねない」と主張しているが、上記(261)(c)に述べたとおり、利害関係者によって提供された情報の正確さに係る確認は、現地調査のみによって行われるものではなく、調査当局は、「中間報告書」及び「仮の決定に係る FA 経緯書」、「重要事実」及び「重要事実の開示に係る FA 経緯書」、並びに「最終決定に係る FA 経緯書」に記載したとおり、利害関係者が提出したすべての証拠について公平かつ客観的に評価し、自身が行う認定の根拠とするものの正確性について、調査の過程において十分に確認した。また、上記(261)(g)に述べたとおり、現地調査の重要な目的は提供された情報を確認することであり、確認の対象となる証拠が提出されている必要がある。「最終決定に係る FA 経緯書」に述べたとおり、韓国 UNID は確認の対象となる証拠を提出しなかった。
- (e) 韓国政府は、調査当局が韓国 UNID の照会書面について「受領を拒否した」と主張しているが、上記(261)(d)及び(301)(d)に述べたとおり、調査当局の対応は、すべての利害関係者に対し、公平に、自らの利益を擁護する機会を与えるとともに、韓国 UNID にもそのような機会に意見を表明することを可能とするものであり、韓国 UNID が主張するような「不当な拒否行為」には当たらない。また、韓国政府は調査当局が「意見表明の期限が過ぎていたため受領を拒否した」としているが、これは上述のとおり事実誤認であ

²³⁸ 協定 6.8

²³⁹ 申請者に対する調査への協力のお願ひ（平成 27 年 12 月 15 日）「別紙 3」「1. (16)」

²⁴⁰ 協定 6.8

り、韓国政府が主張するように「単純に期限を過ぎたという理由だけで受領しな」²⁴¹ かったわけではない。

- (f) 調査当局には調査手続きを迅速に進める必要があり、また、上記(261)(g)及び上記(d)に述べたとおり、現地調査の重要な目的は提供された情報を確認することであることから、韓国 UNID に対する追加的な現地調査の予定はない。
- (g) 韓国政府は、調査当局が韓国 UNID の説明資料について「提出期限が過ぎたという理由で、FA 経緯書で未提出とみなしている」と主張しているがこれは事実誤認である。「重要事実の開示に係る FA 経緯書」II 事実関係及び「最終決定に係る FA 経緯書」II 提出状況において説明したとおり、韓国 UNID が提出したと主張する説明資料の多くは実際には提出されておらず、調査当局は提出の事実を明らかにするため、質問項目への回答状況については、調査当局が収集及び分析した関係証拠「UNID Company Ltd. 質問状等の回答提出状況」（証拠番号 100-4）を作成の上、閲覧に供し、また、韓国 UNID 提出電子媒体（CD-R）の記録内容については「UNID Company Ltd.が提出した CD-R（追加質問状回答書の電子媒体）に保存されたフォルダ及びファイルのキャプチャ画面」（証拠番号 100-7）を作成の上、閲覧に供した。これら証拠の正誤について韓国 UNID からは何ら指摘はなかった。したがって、韓国政府の主張するように、国内販売価格（Section L）の説明資料（Narrative L）について「漏れてしまった説明資料は平成 27 年 12 月 21 日に提出した」という事実はない。韓国 UNID が平成 27 年 12 月 21 日に提出した資料は、上記(99)及び(100)に述べたとおり、調査当局が発出した同年 12 月 11 日付「貴社回答に関する確認について」に対する回答であり、追加質問状質問項目 L の回答書と想定される Narrative L ではない。なお、上記(101)及び(102)に述べたとおり、当該書面は同年 12 月 28 日に韓国 UNID により提出され、調査当局はこれを受領した。
- (h) 韓国政府が、具体的にどの情報について提出期限が過ぎて調査当局が「提出された資料を活用せず」と主張しているのか、韓国政府意見書 11.からは明らかではないが、上記(89)から(102)に述べたとおり、調査当局は、質問状等に関し、韓国 UNID からの回答期限の延長要望を実行可能なときには認め、不備な事項は指摘してそれを改める機会を設け、未提出の回答や不整合な点について説明する機会を与えてきた。更に、上記(a)に述べたとおり、調査当局は、仮の決定に際し、「仮の決定に係る FA 経緯書」において更に詳細に調査当局の検討内容を説明して、同社に対し反論等の機会を与え、同社が平成 28 年 4 月 7 日に提出した「韓国 UNID 意見書」のすべての意見について、公平かつ客観的に評価を行い、その評価結果等を、上記(258)から(262)に述べたとともに、同社に対し「重要事実の開示に係る FA 経緯書」において更に詳細に調査当局の検討内容を説明して、同社に反論等の機会を与えた。同社が同年 5 月 30 日に提出した「重要事実に係る韓国 UNID 意見書」に記載された意見等について、調査当局は、そのすべてを公平かつ客観的に評価し、その評価結果等については、上記(301)に述べたとともに、「最終決定に係る FA 経緯書」において更に詳細に説明した。韓国 UNID は上記(261)(a)に述べたとおり、調査当局が提供したすべての機会を活用して、証拠の提出及び意見の表明を行った。
- (i) 韓国政府が主張する「対日輸出販売とは異なる韓国市場における販売の一般的な処理方式」については、「韓国 UNID 意見書」II.40 に記載の「【韓国国内販売の入金方法】」のことと理解するが、当該方式の存在については上記(262)(b)に述べたとおり、平成 27 年 12 月 28 日まで調査当局の知るところではなかったところ、本件調査は、韓国 UNID を

²⁴¹ 大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに係る調査開始の件に関する韓国政府の立場（韓国政府 平成 28 年 5 月 30 日）「Ⅲ.」「8.」

含めた利害関係者が提出するすべての証拠に基づいて行われるものであり、調査当局は、提出された証拠を十分考慮し検討した。詳細な検討内容や結論については、「仮の決定に係る FA 経緯書」、「重要事実の開示に係る FA 経緯書」及び「最終決定に係る FA 経緯書」において説明した。

- (j) 韓国政府は、調査当局に「十分な疎明の機会の保証」を要請しているが、上記(89)から(102)に述べたとおり、調査当局は、質問状等に関し、韓国 UNID からの回答期限の延長要望を実行可能なときには認め、不備な事項は指摘してそれを改める機会を設け、未提出の回答や不整合な点について説明する機会を与えてきた。更に、上記(a)に述べたとおり、調査当局は、仮の決定に際し詳細に調査当局の検討内容を説明して、同社に対し反論等の機会を与え、同社が提出した「韓国 UNID 意見書」のすべての意見について、公平かつ客観的に評価を行い、その評価結果等を、上記(258)から(262)に述べたとともに、同社に対し「重要事実の開示に係る FA 経緯書」において更に詳細に調査当局の検討内容を説明して、同社に反論等の機会を与えた。同社が平成 28 年 5 月 30 日に提出した「重要事実に係る韓国 UNID 意見書」に記載された意見等について、調査当局は、そのすべてを公平かつ客観的に評価し、その評価結果等については、上記(301)に述べたとともに、「最終決定に係る FA 経緯書」において更に詳細に説明した。韓国 UNID は上記(261) (a)に述べたとおり、調査当局が提供したすべての機会を活用して、証拠の提出及び意見の表明を行った。したがって、韓国 UNID には、他の利害関係者同様、「十分な疎明の機会」が保証されており、調査当局は、他の利害関係者が提出した意見や資料と同様に、韓国 UNID が提出した意見や資料を検討した。

したがって、上記(303)の韓国政府からの反論等は事実誤認に基づくものが多く、上記(303)(c)、(f)及び(j)に述べられたような、韓国 UNID の提出資料をもってダンピング・マージンを算定することに係る要請については、上記(88)から(109)、(258)から(262)、(301)及び上記(a)から(j)、並びに「仮の決定に係る FA 経緯書」、「重要事実の開示に係る FA 経緯書」及び「最終決定に係る FA 経緯書」で述べた理由等により受け入れられない。

6 - 3 「3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」等に係る反論等の検討

- (306) 重要事実に係る反論・再反論等のうち、「3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」及び「5 - 3 「3 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項」に係る反論等の検討」に係る反論等について、以下のとおり検討した。

6 - 3 - 1 同種の貨物等に関する反論等の検討

6 - 3 - 1 - 1 同種の貨物等に関する反論等

- (307) 日星産業から、85%ペレット品に関して、次の内容の重要事実に係る反論等²⁴²が提出された。

(a) 85%ペレット品の代替性について、同貨物は医薬用外劇物で有る性質をもっていること、

²⁴² 重要事実に係る反論書（日星産業 平成 28 年 5 月 30 日）

85%ペレットの形状による生産現場での取り扱い性の良さの観点から、産業上の使用者が必要としているものである。85%ペレットから他の液状及びフレーク状等から産業上の使用者が代替を行うと、製造工程中で濃縮工程が新たに必要となること、製造工程・設備や原料変更等の検討に要する時間、労力、費用がかかることになるため、単純に85%ペレットから変更が出来ず、これらの点について調査当局の内容には全く考慮されていない。

- (b) 国内産業上の使用者製造品との相違点について、(272)の(b)77枚目中に「本邦生産者の取引先には、本邦生産者から原料として液体水酸化カリウムを購入し85%ペレット品と同等の製品に加工して販売するメーカーが存在」とあるように、調査申請した本邦生産者が85%ペレットを生産していないことは明らかであり、申請者である本邦生産者から産業上の使用者が原料としての液状あるいはフレーク状の水酸化カリウムを購入し二次加工品として85%ペレット品を生産し、日本国内で販売しているに過ぎない。韓国 UNID 社は自社原料を自家消費にて加工・生産し85%ペレット品を販売しており、国内産業上の使用者のような外部より原料を調達し加工・生産する製品とでは価格構成上違いがあるのは社会通念上明らかである。よって韓国 UNID 社品製品と産業上の使用者が生産する製品の国内流通価格が同等である必要はない。調査当局は、韓国 UNID 社製85%ペレット品と二次加工品である産業上の使用者が生産する85%ペレット品を調査し、不当廉売がなされていると認定していることと同等で、液状品、フレーク品と85%ペレットは分けて考えるべきところを、全てを同種の貨物と扱うのは不当である。
- (c) 85%ペレット品 JIS 規格見解について、日本工業規格 JIS K8574 の製品規格を有する85%ペレット品は、特有の性質認められるべきであり、85%ペレットと液、フレークを同種の貨物とすべきではない。
- (d) 以上により、85%ペレット品は課税対象から除外をなされるべきと考える。

6 - 3 - 1 - 2 同種の貨物等に関する再反論等

(308) 申請者から、上記(307)の日星産業からの反論等に関して、次の内容の重要事実に係る再反論等²⁴³の提出があった。

- (a) 本邦産水酸化カリウムと85%ペレット品の代替性については、重要事実(272)(a)及び(b)で示されているとおり、UNID の回答書を含む各証拠に基づき確認されている一方、日星の述べる差異については日星が意見書にて主張するほか何ら基礎となる証拠が存在していない。したがって、日星の主張は、何ら立証されていないため失当である。
- (b) 日星は、「調査申請した本邦生産者が85%ペレットを生産していないことは明らか」、「韓国 UNID 社品製品と産業上の使用者が生産する製品の国内流通価格が同等である必要はない」などと主張するが、これらは、本邦産水酸化カリウムと UNID 製の85%ペレット品の代替性とは何ら関係がなく失当である。
- (c) 重要事実(272)(b)にて既に述べられているとおり、そもそも UNID 製のペレット品が JIS K 8574 水酸化カリウム（試薬）に適合していることは何ら確認されておらず、JIS K 8574 水酸化カリウム（試薬）と本邦産水酸化カリウムを比較すること自体が無意味である。よって、日星の主張には合理性がなく、失当である。
- (d) 既に仮の決定に係る再反論等²⁴⁴において同趣旨の意見を述べているが（調査当局注：上

²⁴³ 重要事実に係る再反論書（カリ電解工業会 平成 28 年 6 月 7 日）

²⁴⁴ 仮の決定再反論書（カリ電解工業会 平成 28 年 4 月 15 日）

記(271)(a)、日星意見書の指摘は、調査対象貨物の範囲という本件調査の根幹に関わる指摘であるところ、本件調査は既に重要事実が公表され、最終段階に入っている。現時点から、日星意見書の論点について検討を行う場合、本件調査が大きく遅延することとなるため、本邦の産業の損害が拡大することが懸念される。したがって、日星意見書の指摘は認めるべきではない。

6 - 3 - 1 - 3 同種の貨物等に関する反論等の検討

(309) 上記(307)の日星産業からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

- (a) 本邦産同種の貨物と85%ペレット品については、上記(272)で述べたとおり、代替性が認められる。日星産業の上記(307)(a)の意見は、産業上の使用者が、85%ペレット品から液体品あるいはフレーク状の固形品に原料を切り替えるには時間、労力、費用がかかると述べているが、85%ペレット品と本邦産の液体品あるいは固形品のいずれもが産業上の使用者に原料として用いられていることについては否定しておらず、代替性を有する旨の調査当局の見解を肯定するものである。実際、日星産業は、上記(272)(a)に記載のとおり、韓国産85%ペレット品については、輸入者質問状回答書の質問項目B-2-9-4品種コード④(用途)において、【品種コード(用途)】と回答しており、【品種コード(用途)】とは回答しておらず、この仮の決定に係る反論への当局指摘については何ら反論していない。加えて同社は、輸入者質問状「A-9 原産国が異なる場合の代替可能性」に係る設問の回答書²⁴⁵で、④固形工業用(⑥固体その他(ナトリウムなどの不純物を低減したものを含む)を除く)について、調査対象貨物と本邦産同種の貨物は「代替可能性あり」と回答しており、さらに、同質問状の「A-11 価格以外の要素」に係る設問の回答書²⁴⁶で、④固形工業用(⑥固体その他(ナトリウムなどの不純物を低減したものを含む)を除く)について、価格以外で競合状態に影響を及ぼす要素として85%ペレット品の品質を挙げている。これらの記述は、85%ペレット品に品質優位性があるとしつつも、本邦産同種の貨物と85%ペレット品が競合していることを認めたものである。
- (b) 日星産業の上記(307)(b)の意見については、上記(272)(b)に記載のとおり、調査当局は提出された証拠等に基づき、85%ペレット品と本邦産同種の貨物が、どちらも、試薬メーカー(産業上の使用者)に試薬等の原材料として販売されていることを述べ、このことから85%ペレット品と本邦産同種の貨物の代替性は否定されなかったと結論づけたのである。したがって、調査当局は、日星産業が主張するように、韓国UNID社の85%ペレット品と、産業上の使用者が本邦産同種の貨物を原料として購入して85%ペレット品と同等品に加工・生産しているものが、本邦市場で競合していると述べたわけではない。同社の主張は当局の説明を誤解した上でのものである。何よりも日星産業自身が、上記(a)に述べたとおり、85%ペレット品も本邦産同種の貨物も、いずれも試薬メーカー(産業上の使用者)の原材料であることを認めている。
- また、日星産業は、「調査当局は、韓国UNID社製85%ペレット品と二次加工品である産業上の使用者が生産する85%ペレット品を調査し、不当販売がなされていると認定していることと同等」であると主張しているが、調査当局が、韓国UNID社製品と本邦産同種の貨物を調査し比較していることは、上記(275)に記載のとおり明らかであることから、同社の主張は事実誤認に基づくものである。さらに、「液状品、フレーク品と85%

²⁴⁵ 輸入者質問状回答書(日星産業)(様式A-9)

²⁴⁶ 輸入者質問状回答書(日星産業)(様式A-11)

ペレットは分けて考えるべきところを、全てを同種の貨物と扱うのは不当」との主張については、上記(275)に記載のとおり、調査対象貨物は韓国産及び中国産の液体又は固体の水酸化カリウムであり、上記(138)から(152)にて述べたとおり、物理的・化学的特性や用途その他の各要素について本邦産同種の貨物と共通しており、かつ高い代替性を有していることが確認されており、日星産業はその点について反論していない。

- (c) 日星産業の日本工業規格 JIS K8574 に関する主張は、仮の決定に係る反論等と同じ内容を再度述べたものにすぎない。同社は、「日本工業規格 JIS K8574 の製品規格を有する 85%ペレット品は特有の性質を認められるべきであり、85%ペレット品と液、フレークを同種の貨物とすべきではない」と主張しているが、上記(272)(b)に記載のとおり、韓国 UNID あるいは日星産業が JIS K 8574 の認証を取得しているとの事実は確認できず、また、日星産業が仮の決定に係る反論等の添付資料として提出した「UNID 社ペレット品製品規格書」には別の規格に基づいた品質結果が記載されており、JIS K8574 水酸化カリウム（試薬）に適合しているとの記載はなかった。他方、85%ペレット品を含む韓国産調査対象貨物と本邦産同種の貨物は、両者とも、試薬メーカー（産業上の使用者）に試薬の原材料等として販売されており、両者の代替性は否定されなかった。

したがって、日星産業からの反論等の主旨は仮の決定に係る反論等と同旨であるが、本邦産同種の貨物と 85%ペレット品は、物理的・化学的特性や用途等が共通していることから、「85%ペレット品は課税対象から除外をなされるべきと考える」との、上記(307)の日星産業からの反論等は受け入れられない。

6 - 3 - 2 本邦産同種の貨物の価格引き下げに係る根拠に関する反論等の検討

6 - 3 - 2 - 1 本邦産同種の貨物の価格引き下げに係る根拠に関する反論等

- (310) 伊藤忠商事から、「重要事実の中で、「**3 - 6 不当販売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項**」についての結論の(203)（調査当局注：上記(203)と同じ）において、本邦生産者の現地調査結果報告書（旭硝子）(2.(3))及び本邦生産者現地調査結果報告書（東亜合成）(II.3.)を論拠に、「本邦生産者は産業上の使用者より、安値の当該輸入貨物を引き合いに値下げを求められていた」と一方的に結論付けられている。しかしながら、旭硝子、東亜合成の当該現地調査報告書の該当箇所には、両社のそれぞれの担当者からそのような「説明」があったとの記載しか見当たらず、実際に「本邦生産者が産業上の使用者より、安値の当該輸入貨物を引き合いに値下げを求められていた」という具体的な証拠が存在しない為、このような結論を導くには調査が不十分である。」との重要事実に係る反論等²⁴⁷が提出された。

6 - 3 - 2 - 2 本邦産同種の貨物の価格引き下げに係る根拠に関する再反論等

- (311) 申請者から、上記(310)の伊藤忠商事からの反論等に関して、「当該事実については旭硝子株式会社の現地調査報告書 2(3)○対応内容の 4 つ目のプレート及び東亜合成株式会社の現地調査報告書 II 3 の 1 つ目のプレート等に詳しく記載されており、またこれを裏付ける証拠も本邦生産者の質問状への各回答書等で提出済みであるため、伊藤忠意見書の当該意見は、前

²⁴⁷ 重要事実に係る反論書（伊藤忠商事 平成 28 年 5 月 30 日）

提の理解に誤りがある」との重要事実に係る再反論等²⁴⁸の提出があった。

6 - 3 - 2 - 3 本邦産同種の貨物の価格引き下げに係る根拠に関する反論等の検討

(312) 上記(310)の伊藤忠商事からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

安値の当該輸入貨物を引き合いに本邦生産者が値下げを求められたという事実（上記(203)）については、伊藤忠商事の指摘する本邦生産者の現地調査における証言に加え、上記(311)において申請者が述べたとおり、本邦生産者質問状回答書の添付資料等としても²⁴⁹提出されており、調査当局はこれら証拠に基づいて認定を行っている。よって、「具体的な証拠が存在しない」との伊藤忠商事の主張は事実誤認である。

したがって、上記(310)の伊藤忠商事からの反論等は受け入れられない。

6 - 4 「4 因果関係」等に係る反論等の検討

(313) 重要事実に係る反論・再反論等のうち、「4 因果関係」及び「5 - 4 「4 因果関係」に係る反論等の検討」に係る反論等について、以下のとおり検討した。

6 - 4 - 1 消費態様の変化等に関する反論等の検討

6 - 4 - 1 - 1 消費態様の変化等に関する反論等

(314) 伊藤忠商事から、次の内容の重要事実に係る反論等が提出²⁵⁰された。

- (a) 日本国政府は消費態様の変化等に係る意見、及び供給安定性に係る意見を検討するにあたって、主に重要事実の(212)から(226)に記載のとおり、産業上の使用者の意見については、調査開始当初に産業上の使用者質問状に回答をした9者（以下「上記9者」という）のみの回答を主な論拠としている点が調査の公平性を欠いている。
- (b) 実際には産業上の使用者は、上記9者には限定されず、非常に多数存在しており、当社が平成27年11月26日に表明した意見の中だけでも、当社から調査対象貨物を購入する40社以上の産業上の使用者及び商社から多数表明されていた。通知された重要事実の中においては、上記のような当社の「意見書に引用されている各コメントは、消費態様の変化やそのタイミングについては一切述べられておらず、本邦の産業に損害を与える要因となるような消費態様の変化はなかったとの結論を覆すものではない」と一方的に結論付けられている。
- (c) 日本国政府は上記9者以外にも多数の産業上の使用者が存在することを調査の過程を経る中で知り得たにも関わらず、調査開始当初の平成27年5月26日に上記9者を含む20者に「確認票」及び「産業上の使用者に対する質問状」を送付して以降、上記9者以外に多数存在する産業上の使用者の意見を日本国政府側から積極的に聞き入れていない。当社を介してではなく調査の主体たる日本国政府当局自らが、上記9者以外に多数存在する産業上の使用者にも改めて消費態様の変化やそのタイミングを含む質問を投げかけて回答を入手、検討しない限り、本邦の産業に損害を与える要因となるような消費態様

²⁴⁸ 重要事実に係る再反論書（カリ電解工業会 平成28年6月7日）

²⁴⁹ 申請書（別紙6）、本邦生産者質問状回答書（旭硝子）（添付資料H-1-3）及び本邦生産者質問状回答書（ダイソー）（添付資料H-1-3）

²⁵⁰ 重要事実に係る反論書（伊藤忠商事 平成28年5月30日）

の変化はなかったと結論付けるには調査が不十分である。

- (d) 以上のような観点から、当社は、もし仮に不当廉売の事実があったとしても、申請者への損害は認められず、またもし仮に申請者に損害が生じていたとしても、申請者の損害（業績悪化）と本件輸入との間に因果関係が認められないため、本件調査は速やかに終了すべきである旨の主張を行う。

6 - 4 - 1 - 2 消費態様の変化等に関する再反論等

(315) 申請者から、上記(314)の伊藤忠商事からの反論等に関して、次の内容の重要事実に係る再反論等²⁵¹の提出があった。

- (a) 調査当局は、重要事実(23)で明記されているとおり、(i)調査開始当初知れたる産業上の使用者 20 者に対して確認票を送り、(ii)財務省及び経済産業省のホームページに確認票及び質問状を掲載し、また財務大臣通知（平成 28 年 5 月 17 日財関第 608 号）にあるとおり、(iii)証拠提出の機会や意見表明の機会を均しく与えており、本件調査対象貨物の産業上の使用者に対して、可能な限り広く証拠提出及び意見表明の機会を与えている。このように回答の機会を与えたにもかかわらず、質問状に対する回答があった産業上の使用者が 9 者のみであったのであって、調査当局は客観的に可能な調査はすべて適切に行っていたと認められる。
- (b) 伊藤忠意見書は、伊藤忠仮決定意見書で 40 社以上の産業上の使用者の意見が出たにもかかわらず、調査当局が積極的にこれらの意見を調査しなかったことを指摘するが、当該時点で既に証拠提出の期限も意見表明の期限も過ぎており、この点に何ら不備はない。なお、伊藤忠意見書のいう「40 社以上の産業上の使用者」は、仮決定に対する意見表明も重要事実に対する意見表明の機会も与えられているにもかかわらず、自社名義での積極的な意見表明は何ら行っておらず、調査協力へ積極的であるか否かに疑問が残る。
- (c) 以上のとおり、調査当局の産業上に使用者に関する調査に何ら不備はなく、伊藤忠意見書の指摘は前提となる事実認識に誤りがある

6 - 4 - 1 - 3 消費態様の変化等に関する反論等の検討

(316) 上記(314)の伊藤忠商事からの反論等に関して、調査当局は次のとおり検討した。

- (a) 上記(23)に記載したとおり、調査当局は、平成 27 年 5 月 26 日、水酸化カリウムの主な産業上の使用者として調査当局が知り得た 20 者²⁵²に対し、調査対象期間中に水酸化カリウムを購入したか否か及び本調査へ協力するか否か等を確認するための「確認票」及び「産業上の使用者質問状」を送付する²⁵³とともに、これらを財務省及び経済産業省のホームページに掲載し公表した。さらに、上記(12)に記載したとおり、調査開始後 5 ヶ月目（153 日目）の同年 10 月 26 日まで情報の提供を認め、また、6 ヶ月目（183 日目）の同年 11 月 26 日まで意見の表明を行うことができることとして、これら期日のことを調査開始に際し告示した。すなわち、産業上の使用者には、質問状に回答し、情報を提供し、意見を表明するための十分な機会が与えられていた。調査当局は、産業上の使用者が調査に協力し、提供した証拠に基づいて判断を行っており、「公平性を欠いている」

²⁵¹ 重要事実に係る再反論書（カリ電解工業会 平成 28 年 6 月 7 日）

²⁵² 申請書（別紙 9 及び別紙 28）

²⁵³ 政令第 13 条第 2 項

との指摘には当たらない。

- (b) 伊藤忠商事の意見は、上記(280)に記載された仮の決定に係る反論等の内容と同一である。当該意見に対する調査当局の見解は、上記(282)に記載したとおりであり、調査当局は提出された証拠について公平かつ客観的に評価し、その検討内容を説明した。したがって、調査当局が「一方的に結論づけ」たとの同社の主張は、何ら根拠が示されておらず、また、そのような事実はない。
- (c) 上記(a)に記載したとおり、調査当局は、産業上の使用者に対し、質問状に回答し、情報を提供し、意見を表明する機会を十分に与えており、そのような機会を活用して提出された証拠及び意見について、客観的かつ公正に評価を行った上で判断を行った。したがって、「当社（調査当局注：伊藤忠商事のこと）を介してではなく調査の主体たる日本国政府当局自らが、上記 9 社以外に多数存在する産業上の使用者にも改めて消費態様の変化やそのタイミングを含む質問を投げかけて回答を入手、検討しない限り、本邦の産業に損害を与える要因となるような消費態様の変化はなかったと結論づけるには調査は不十分である」との指摘は当たらない。なお、伊藤忠商事から調査対象貨物を購入する「40 社以上の産業上の使用者及び商社」については、そのうち 20 社は調査当局にさえ社名が秘匿とされ、具体的に誰が意見を述べているのか特定することもできなかったことに加え、社名が明らかにされている残りの 21 社の中には調査当局が質問状等を送付したにもかかわらず回答に協力しなかった者も含まれており、自社の名において質問状への回答や意見の表明を行った者は 1 社であり、同社は消費態様の変化を認めていなかったことを付記する。
- (d) 重要事実の「3 - 6 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項についての結論」にて当該輸入貨物による本邦産業への損害が認められ、また「4 - 3 因果関係に関する結論」において当該輸入貨物と本邦の産業に対する実質的な損害との間に因果関係が認められている。よって、「仮に不当廉売の事実があったとしても、申請者への損害は認められず、またもし仮に申請者に損害が生じていたとしても、申請者の損害（業績悪化）と本件輸入との間に因果関係が認められない」との同社の主張は何ら根拠がなく、調査を速やかにとりやめる場合に該当しないことは明らかであることから、同社の「本件調査は速やかに終了すべきである旨の主張」は受け入れられない。

以上のとおり、上記(314)の伊藤忠商事からの反論等は受け入れられない。

6 - 5 重要事実を支持する意見

- (317) 申請者から、「調査当局が、適正な調査手続きを踏まえた上で、韓国及び中国産の水酸化カリウムの不当廉売関税率を適切に算出し、不当廉売された水酸化カリウムの輸入の事実及び当該輸入の本邦に与える実質的な損害等の事実を認定したことを評価するとともに、仮の決定に係る反論及び再反論等に対する調査当局の見解を含むその他の重要事実の結論及び内容を支持する」旨の意見の表明²⁵⁴があった。

²⁵⁴ 重要事実に係る反論書（カリ電解工業会 平成 28 年 5 月 30 日）

6 - 6 重要事実に係る反論・再反論等の検討についての結論

(318) 以上のとおり、利害関係者から提出された重要事実に係る反論・再反論等を検討した結果、重要事実で示された調査当局の判断を変える必要はないものと認められた。

7 結論

(319) 以上のとおり、不当廉売された水酸化カリウムの輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が認められ、当該本邦の産業を保護するために必要があると認められるので、不当廉売関税を課すことが適当であるとの結論に至った。

主要証拠等目録

番号	標目
1	大韓民国及び中華人民共和国産の水酸化カリウムに対する不当販売関税を課することを求める書面(カリ電解工業会)
2	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票及び質問状への回答書(UNID Company Ltd.)
3	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票への回答書(UNID Jiangsu Chemical Co.,Ltd.)
4	調査対象貨物の生産者及び輸出者に対する確認票への回答書(Jiangsu OCI Chemical Ltd.)
5	調査対象貨物の輸入者に対する確認票及び質問状への回答書(伊藤忠商事株式会社)
6	調査対象貨物の輸入者に対する質問状への回答書(伊藤忠商事株式会社)
7	調査対象貨物の輸入者に対する確認票及び質問状への回答書(日星産業株式会社)
8	調査対象貨物の輸入者に対する確認票及び質問状への回答書(株式会社マルー)
9	本邦の生産者に対する確認票及び質問状への回答書(旭硝子株式会社)
10	本邦の生産者に対する確認票及び質問状への回答書(ダイソー株式会社)
11	本邦の生産者に対する確認票及び質問状への回答書(東亜合成株式会社)
12	本邦の生産者に対する確認票及び質問状への回答書(日本曹達株式会社)
13	本邦の産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(開発肥料株式会社)
14	本邦の産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(J S R株式会社)
15	本邦の産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(住友化学株式会社)
16	本邦の産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(東ソー株式会社)
17	本邦の産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(ヘンケルジャパン株式会社)
18	本邦の産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(森田化学工業株式会社)
19	本邦の産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(オリエンタル酵母工業株式会社)
20	本邦の産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(ライオン株式会社)
21	本邦の産業上の使用者に対する確認票及び質問状への回答書(旭化成株式会社)
22	本邦の産業上の使用者に対する確認票への回答書([A社](事業者名秘密扱い))
23	本邦の産業上の使用者に対する確認票への回答書(ステラケミファ株式会社)
24	本邦の産業上の使用者に対する確認票への回答書(ダイキン工業株式会社)
25	本邦の産業上の使用者に対する確認票への回答書(三菱化学株式会社)
26	本邦の産業上の使用者に対する確認票への回答書(ミヨシ石鹼株式会社)
27	本邦の産業上の使用者に対する確認票への回答書(株式会社クボタ)
28	本邦の産業上の使用者に対する確認票への回答書(日本ゼオン株式会社)
29	中国産の調査対象貨物の生産者に対する確認票(市場経済条件)への回答書(UNID Jiangsu Chemical Co.,Ltd.)
30	中国産の調査対象貨物の生産者に対する確認票(市場経済条件)への回答書(Jiangsu OCI Chemical Ltd.)
31	他の利害関係者等が提出した公開版の秘密として取り扱う箇所及び理由の適切性について(UNID Company Ltd.)
32	8月5日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(UNID Company Ltd.)

番号	標目
33	8月5日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(伊藤忠商事株式会社)
34	8月5日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(日星産業株式会社)
35	8月5日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(旭硝子株式会社)
36	8月5日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(ダイソー株式会社)
37	8月5日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(東亜合成株式会社)
38	8月5日付け調査当局発出の指摘等を踏まえて提出された質問状の回答書(日本曹達株式会社)
39	追加質問状に対する回答書(UNID Company Ltd.)
40	追加質問状に対する回答書(伊藤忠商事株式会社)
41	追加質問状に対する回答書(旭硝子株式会社)
42	追加質問状に対する回答書(ダイソー株式会社)
43	追加質問状に対する回答書(東亜合成株式会社)
44	追加質問状に対する回答書(日本曹達株式会社)
45	追加質問状に対する確認事項への回答書(UNID Company Ltd.)
46	追加質問状に対する確認事項への回答書(伊藤忠商事株式会社)
47	追加質問状に対する確認事項への回答書(旭硝子株式会社)
48	追加質問状に対する確認事項への回答書(大阪ソーダ株式会社(旧ダイソー株式会社))
49	質問状等への回答に関する確認に係る回答書(UNID Company Ltd.)
50	申請者への質問状に対する回答書(カリ電解工業会)
51	輸入者への追加質問状に対する回答書(伊藤忠商事株式会社)
52	意見の表明(UNID Company Ltd.)
53	意見の表明(UNID Company Ltd.)
54	意見の表明(UNID Company Ltd.)
55	意見の表明(UNID Jiangsu Chemical Co.,Ltd., Jiangsu OCI Chemical Ltd.)
56	意見の表明(旭硝子株式会社)
57	意見の表明(伊藤忠商事株式会社)
58	意見の表明(UNID Company Ltd.)
59	意見の表明([B社](事業者名秘密扱い))
60	意見の表明([C社](事業者名秘密扱い))
61	意見の表明(株式会社マルー)
62	意見の表明(カリ電解工業会)
63	意見の表明(カリ電解工業会)
64	意見の表明(UNID Company Ltd.)
65	意見の表明(UNID Jiangsu Chemical Co.,Ltd., Jiangsu OCI Chemical Ltd.)

番号	標目
66	意見の表明(伊藤忠商事株式会社)
67	意見の表明(日星産業株式会社)
68	証拠の提出(UNID Company Ltd.)
70	回答期限の延長について(UNID Company Ltd.、調査当局)
71	回答期限の延長について・不明点に関する質問(UNID Company Ltd.、調査当局)
72	対質の申出について(調査当局等)
73	要望書(UNID Company Ltd.)
74	上申書(中国無機塩工業協会)
75	本邦生産者に対する現地調査報告書及び提出資料(旭硝子株式会社)
76	本邦生産者に対する現地調査報告書及び提出資料(東亜合成株式会社)
77	供給者に対する現地調査報告書及び提出資料(UNID Company Ltd.)
78	平成27年1月20日付「大韓民国産水酸化カリウムに係る不当廉売関税に関する現地調査に対する質疑及び意見」の返送について(調査当局)
79	代替国協力企業に対する確認票及び質問状への回答書([D社](事業者名秘密扱い))
80	代替国協力企業に関する現地調査報告書及び提出資料([D社](事業者名秘密扱い))
81	代替国協力企業に対する確認票及び質問状への回答書([E社](事業者名秘密扱い))
82	代替国協力企業に関する現地調査報告書及び提出資料([E社](事業者名秘密扱い))
83	代替国協力企業に対する確認票への回答書([F社](事業者名秘密扱い))
84	代替国協力企業に対する確認票及び質問状への回答書([G社](事業者名秘密扱い))
85	上申書(善ケミカル株式会社)
86	仮の決定に係る反論等(カリ電解工業会)
87	仮の決定に係る反論等(UNID Company Ltd.)
88	仮の決定に係る反論等(伊藤忠商事株式会社)
89	仮の決定に係る反論等(日星産業株式会社)
90	仮の決定に係る反論等(善ケミカル株式会社)
91	仮の決定に係る反論等(中国無機塩工業協会)
92	仮の決定に係る反論等に対する再反論等(カリ電解工業会)
93	価格約束の申出(UNID Company Ltd./カリ電解工業会/調査当局)
94	重要事実に係る反論等(カリ電解工業会)
95	重要事実に係る反論等(UNID Company Ltd.)
96	重要事実に係る反論等(伊藤忠商事株式会社)
97	重要事実に係る反論等(日星産業株式会社)
98	重要事実に係る反論等(韓国政府)
99	重要事実に係る反論等に対する再反論等(カリ電解工業会)
100	調査当局が収集及び分析した関係証拠